

平成22年度
学校健康教育必携



埼玉県のマスコット コバトン

10

埼玉県教育委員会

promotion

はじめに

現在、子どもたちを取り巻く生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の発達に大きな影響を与えております。ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患を抱える子どもへの対応、さらには生活習慣病や薬物乱用、交通事故、不審者被害、食生活の乱れなど、解決すべき健康課題は様々です。

このような中、国においては、平成21年4月1日に学校保健安全法及び学校給食法を改正・施行し、学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を進めています。また、平成23年度からは小学校を皮切りに「生きる力の育成」の理念を引き継いだ新学習指導要領が順次完全実施となります。これらのことから、今後、学校健康教育の推進は一層重要となってくると考えております。

埼玉県教育委員会では、「生きる力と絆の埼玉教育プラン—埼玉県教育振興基本計画—」を昨年4月に策定し、3つの観点と5つの基本目標により、平成25年度までの計画で「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」を推進しております。

学校健康教育の分野においては、「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえ、学校・家庭・地域の固い絆のもと、相互に連携を深め、児童生徒自身が心身の健康を育み、安全を確保することのできる資質や能力の育成に努めてまいります。また、基本的な生活習慣の確立が心身の健康をつくり、さらに学力や体力の向上に繋がると考えております。

このような背景を踏まえ、社会状況の変化により生じた新たな課題とともに、法令等の改正による課題を整理し、平成13年に策定した「埼玉県学校健康教育指針」を10年ぶりに改訂し、このたび「埼玉県学校保健推進ガイドライン」を作成し、本号にお示しいたしました。

本号では、学校等における先進的かつ実践的な取り組み事例を掲載するなど、各学校の実態に合わせて活用できる内容として構成いたしました。

学校や市町村教育委員会では、本書を十分に御活用いただき、家庭・地域との絆を一層強くし、組織的・計画的に学校健康教育を推進していただくようお願いいたします。

平成22年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

田村和夫

目 次

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

○ 学校健康教育の重点事項 3

第2章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実 9

1 保健教育の充実 10

(1) 心の健康 10

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育 11

(3) 性・エイズ教育 12

(4) 歯・口の健康づくり 12

(5) 望ましい生活習慣づくり 13

2 保健管理 14

(1) 心身の管理 14

(2) 学校環境衛生活動の推進 15

3 組織活動（学校保健委員会） 16

＜実践事例1＞ 教育活動全体で取り組む健康教育 17

＜実践事例2＞ 保健学習 学習指導案 19

4 健康状態の全国値＜参考＞ 24

(1) 学校種別疾病異常の被患率（全国） 24

(2) 年齢別体格 埼玉・全国比較 25

II 学校安全の推進 27

1 学校安全推進のために 27

＜実践事例1＞ 学校安全全体計画と学校安全計画 31

2 交通安全教育 33

3 防犯教育 35

＜実践事例2＞ 生徒会で取り組む学校安全 37

4 防災教育の推進 40

＜実践事例3＞ 中学生向け危機管理・防災に関する教材・指導者用資料を活用した学習 41

5 学校安全管理の徹底 42

III 学校における食育の推進 45

1 食に関する指導の充実 45

＜実践事例1＞ 研究委嘱地域の取組（上尾市） 48

＜実践事例2＞ 研究委嘱地域の取組（鳩ヶ谷市） 50

＜実践事例3＞ 研究委嘱地域の取組（所沢市） 52

＜実践事例4＞ 食に関する指導目標との関連・取組 54

2 学校給食の充実 56

(1) 平成21年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況（市町村） 57

(2) 平成21年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況（県立学校） 58

3 衛生管理の徹底 59

第3章 年間事業の計画

I 主要事業 65

1 学校保健 65

2 学校安全 67

3 学校給食 67

4 会議・審査会・表彰式 68

II 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業 69

第4章 資料編

I 平成21年度学校健康教育実践状況実態調査結果 73

II 研究委嘱校・表彰校等一覧 88

1 研究委嘱校・地域等一覧 88

2 全国・埼玉県表彰校一覧 93

III 健康教育関係図書及びビデオ等一覧 94

IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧 97

V 関係機関等の連絡先一覧 97

第 1 章

学校健康教育を推進するために

- 学校健康教育の重点事項



○ 学校健康教育の重点事項

学校健康教育の全体構想図

生きる力と絆<small>きずな</small>の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー	
基本理念	生きる力を育て 絆を深める埼玉教育
3つの観点	<input type="checkbox"/> 子どもを認め、鍛え、はぐくむ <input type="checkbox"/> 一人一人の学びと夢を応援する <input type="checkbox"/> 県民の教育力を結集する
基本目標	I 確かな学力と自立する力の育成 II 豊かな心と健やかな体の育成 III 質の高い学校教育の推進 IV 家庭・地域の教育力の向上 V 生涯学習とスポーツの振興

埼 玉 県 教 育 行 政 重 点 施 策

学 校 健 康 教 育 の 推 進

施策	施 策 の 方 向 性	主な取組（学校健康教育の重点事項）
基本目標 II 健康の保持・増進	<input type="checkbox"/> 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。	○ 学校保健の充実
	<input type="checkbox"/> 「埼玉県食育推進計画」（平成19年度策定）を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	○ 食育の推進
	<input type="checkbox"/> 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。	○ 性に関する教育や薬物乱用防止教育の推進
基本目標 III 子どもたちの安心・安全の確保	<input type="checkbox"/> 危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、学校における避難訓練などを計画的に実施します。	○ 安全教育の推進
	<input type="checkbox"/> 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。	○ 学校の危機管理体制の整備・充実
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	○ 家庭、地域と連携した防犯、交通安全教育の推進

埼玉県学校保健推進ガイドライン

◆目指す児童生徒像◆

ルールやマナーを身につけ、
朝食をしっかりと食べ、安心・安全な登下校、
学校では力いっぱい運動し、おもいっきり汗をかく子
～基本的な生活習慣の確立が心身の健康をつくり、学力・

行政

＜学校への支援＞ ・学校環境の整備 ・保健所・衛生研究所・
・教職員の研修 ・警察・児童相談所等

地域

＜安全な登下校環境の支援＞ ・スクールガードの見守り活動
・スクールガード
リーダーの活動
＜教育活動の支援＞
・学校応援団の活動

学校

危機管理 保健教育

家庭

＜指導＞
・早寝早起き
・うがい手洗い
・バランスの良い
食事をする
・食後の歯みがき
・交通ルールなどの
社会のルール
を守る

＜学習＞

保健学習

・心身の発達
・心の健康
・傷害の防止
・健康と環境
等

＜指導＞

保健指導・安全指導

・朝の健康観察・うがい手洗い
・食後の歯みがき
・自他の生命の尊重
・体力づくり
・交通安全 ・防犯
・けがの防止 等

＜支援＞

・健康観察

アレルギー疾患への配慮

疾病の早期発見・早期治療

＜地域での活動の支援＞

＜人間関係づくりの支援＞

・子供会、自治会の活動

＜地域への支援＞

・スクールガード養成講習会
・健康づくりボランティアの育成

＜相談＞

こんなときは・・・

各種健康相談・・・
救急医療情報・・・
児童虐待の通告・
教育相談・・・・・・
非行問題等・・・・

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー
「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」（平成21年度～25年度）

基本
目
標

- I 確かな学力と自立する力の育成
○「教育に関する3つの達成目標」の推進
- II 豊かな心と健やかな体の育成
○健康の保持・増進

- III 質の高い学校教育の推進
○子どもたちの安心・安全の確保
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習とスポーツの振興

体力を向上させる ～

健康課題の解決にむけて
・生活習慣の確立
・疾病の予防と管理
・心の健康問題 等

地域医療機関との連携 <子育ての支援>
関係機関との連携 ・親の学習・子育て講座

<放課後の子どもの活動の支援>
・放課後子ども教室

安全教育・食育・体育 学校環境の整備

- <支援>
- ・感染症の予防
 - ・アレルギー疾患への配慮
 - ・障害の理解と支援

- <相談>
- ・健康相談
 - ・教育相談
 - いじめ
 - 不登校

- <相談>
- ・あたたかい家庭づくり
 - ・家族のだんらん
 - ・子どものサインを見逃さない

学校保健委員会
地域学校保健委員会

学校医・学校歯科医・
学校薬剤師との連携

- ・親子で運動や遊び
- ・地域のボランティア活動に参加
- 総合型地域スポーツクラブの活動
- ・スポーツ少年団

- ……最寄りの保健所、市町村保健センター 県立精神保健福祉センター
- ……埼玉県救急医療情報センター
- ……児童相談所、市町村福祉関係課、福祉事務所
- ……市町村教育相談担当、県立総合教育センター
- ……埼玉県警察少年サポートセンター

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づき、また県政運営の指針である「埼玉県5か年計画（ゆとりとチャンスの埼玉プラン）」を踏まえて「生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」を策定し、平成21年度から25年度までの5か年を計画期間として、生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進している。学校健康教育に関する目標・取組は、【基本目標Ⅱ】豊かな心と健やかな体の育成のもとで取り組む「健康の保持・増進」、【基本目標Ⅲ】質の高い学校教育の推進のもとで取り組む「子どもたちの安心・安全の確保」である。

これを踏まえ、学校においては、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする「学校保健」、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする「学校安全」、望ましい食習慣の育成等を図るための給食指導と衛生管理等を内容とする「食育・学校給食」それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら児童生徒の健康の保持増進を図っている。「学校健康教育」は、これらの指導等を統合した概念として整理される。

学校には、家庭・地域と連携し、児童生徒の健康課題に組織として一体的に取り組むことが求められている。

◆法改正のポイント◆

学校保健法及び学校給食法の一部改正（平成21年4月1日施行）

【改正の趣旨】

- (目的)
- 学校保健及び学校安全の充実
 - 学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施
- (内容)
- 国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定
 - 養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について規定

【概要】

1 学校保健法の一部改正

- 法律の題名を「**学校保健安全法**」に改称
- 国・地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）を明記
- 学校の設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等）を明記

学校保健に関すること

- **養護教諭を中心として関係職員等と連携した組織的な保健指導**の充実
- **地域の医療関係機関等との連携**による**児童生徒等の保健管理**の充実
- 全国的な**学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化**

学校安全に関すること

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した**総合的な学校安全計画の策定**による学校安全の充実
- 各学校における**危険発生時の対処要領の策定**による的確な対応の確保
- **警察等関係機関、地域のボランティア等との連携**による**学校安全体制**の強化

2 学校給食法の一部改正

- **学校給食を活用した食に関する指導の充実**
 - ・ 食育の観点から**学校給食の目標**を改定
 - ・ **栄養教諭**による**学校給食を活用した食に関する指導の推進**
- **学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化**

第2章

学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実

II 学校安全の推進

III 学校における食育の推進



I 学校保健の充実

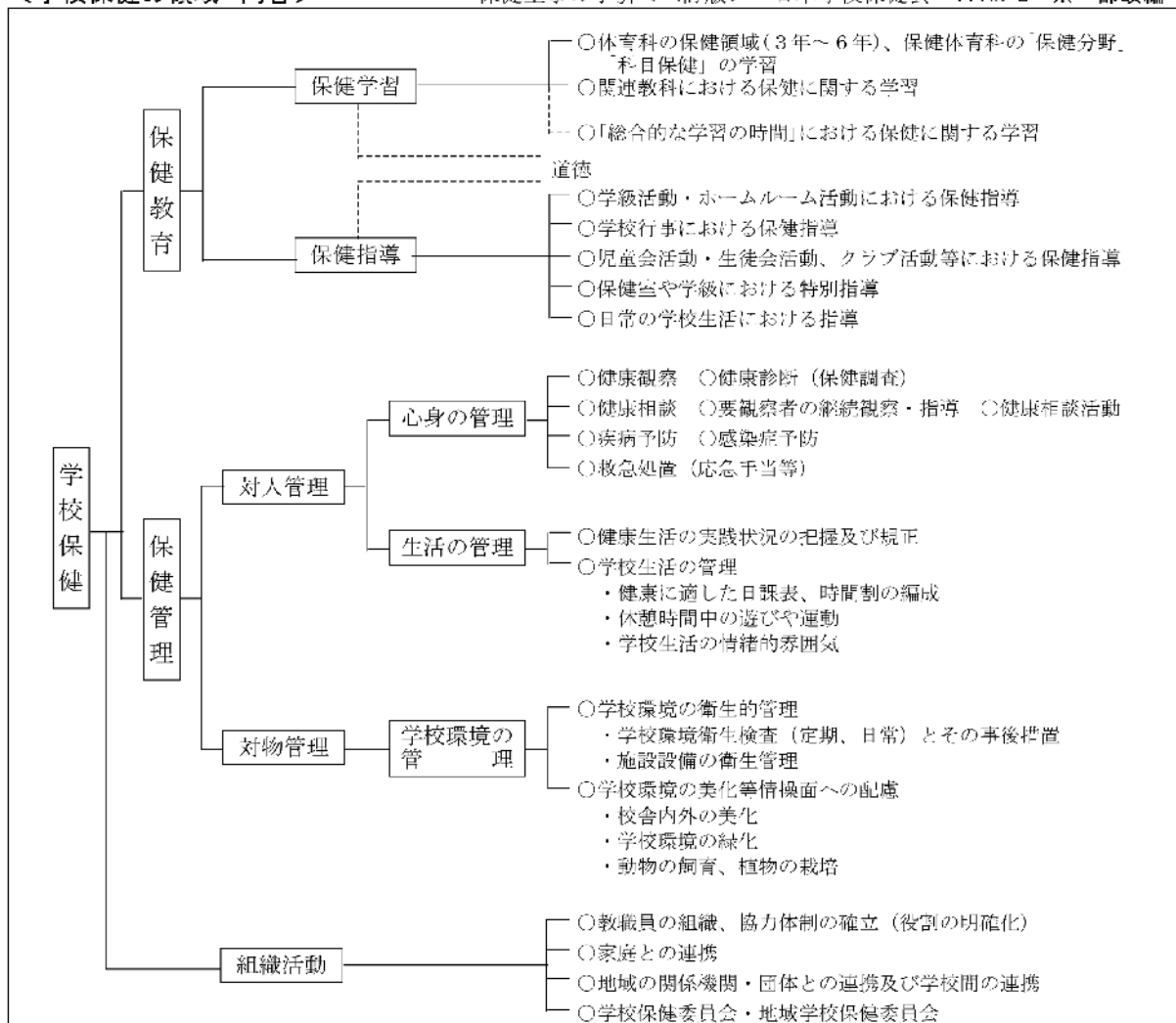
学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど、学校における保健教育と保健管理のことである。

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本になることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）をもち、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

なお、学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものである。学校保健計画には、①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。

また、学校における健康に係る取組は、その性質上、家庭との連携、地域との連携が強く求められるものであり、学習指導面や生徒指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を築く上でも、重要な役割を果たしている。さらに地域にある各学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもの健康課題の協議などを行うための地域学校保健委員会の設置の促進が必要である。

<学校保健の領域・内容> 保健主事の手引く三訂版> 日本学校保健会 H16. 2 ※一部改編



1 保健教育の充実

「心の健康」、「喫煙、飲酒、薬物乱用」、「性・エイズに関する問題」、「望ましい生活習慣」など、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質・能力と態度を育てることをねらいとしている。指導にあたっては、指導計画に基づき児童生徒の発達の段階を考慮して教職員の共通理解のもと取り組むことが大切である。

保健教育は「保健学習」と「保健指導」に大別される。

保健学習	教科の体育・保健体育等において学習指導要領に示された学習内容を学習する。知識の習得を重視した上で、習得した知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成することをねらいとしている。
保健指導	日常の保健課題を取り上げ、実践的な能力や態度を育成することをねらいとする。特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を中心に教育活動全体を通じて行われるもので、身近な生活における具体的な健康問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指している。

保健学習における思考力・判断力を育成するために、「知識を活用する学習活動」では事例を用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習・実験等多様な指導法の工夫を行うよう示されている。（詳細は「これからの小学校・中学校・高等学校保健学習」（日本学校保健会 平成21年3月、6月）、「なるほど保健学習」（埼玉県 平成18年11月）参照。）

また、保健教育をより一層充実するためには、養護教諭や学校医等の有する知識や技能などの専門性を学級担任や教科担任等が連携し保健教育に活用することが効果的である。

(1) 心の健康

<現状と課題>

社会環境の変化は、子どもたちの健康に大きなストレスとなり、人間関係づくりがうまくできず、不登校やひきこもりなどの心の健康に関する問題が深刻化している。また、児童生徒は、携帯電話のメールで十分なコミュニケーションを取っていると思われがちだが、この方法は相手の表情や感情を読み取ることの出来ない実態感のないコミュニケーションであると指摘されている。

また、埼玉県学校保健会が平成19年6月にまとめた報告書では、中学生・高校生ではテレビゲームやインターネットの依存傾向や携帯電話のメールの頻度が高いほど、気分の調節障害（軽度のうつで見られる、「落ち込み」、「眠れない」、「落ち着かない」、「かっとなる」等の自覚症状）と有意な関連を示していた。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、従来の社会性を育成し、自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加えこの点についても十分な配慮が必要である。

また、児童生徒の心の健康問題の深刻化に伴い、児童生徒の心の変化を敏感に感じとり、早めに対応することが心の健康に関する指導を進める上で重要である。

<対策>

- ア 保健学習には、小学校段階から心の健康に関する内容が示され、中学校では欲求やストレスへの対処の仕方に関する内容や心の健康と運動との関連、高等学校では精神の健康に関する内容があることから、学習指導要領で示された授業時間を確保し系統的な指導を実践する。
- イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。
- ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。

評 価

- 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- 保健学習の内容は確実に実施されているか。
- 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

＜現状と課題＞

近年増加傾向にある、大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者の6～7割が未成年者及び20歳代の若者であり、青少年を中心に乱用の状況が伺えるなど、社会的な問題になっている。依然として中・高生の覚せい剤、大麻等による補導や検挙が発生しており、埼玉県でも深刻な問題である。その背景には、薬物が携帯電話やインターネットを介して容易に入手可能になっていることなどが上げられる。

学校においても、薬物乱用はいつ、どこでも起こり得るという危機感を持って児童生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に対して、学校と共通の認識を持って指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校段階から発達段階に応じて指導することが重要である。

＜対策＞

- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校学習指導要領の教科（体育）の中に位置付けられ、中学校、高等学校との体系化が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。
- イ 薬物乱用防止教室を年間計画に位置付け、保護者に参加を促して、年1回以上開催する。
薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施する。
- ウ 「知識中心型」「脅し型」の教育だけではなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。
- エ 授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定するなど、家庭や地域社会との連携を図りながら指導を行う。

評 価

- 薬物乱用防止教室は、保護者の参加を促し年1回以上計画的に実施できたか。
- 専門性を有する外部講師の協力を得て、薬物乱用防止教室が開催できたか。
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」（日本学校保健会 平成17年11月）、
「薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>」（日本学校保健会 平成20年4月）を参考に指導方法を工夫したか。
- 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。

(3) 性・エイズ教育

<現状と課題>

児童生徒の身体的生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性の逸脱行動や若年層の性感染症の増加が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

学校における性教育は、人格の完成を目指す「人間教育」の一貫であり、科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が「生命尊重」、「人間尊重」、「男女平等」の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意志決定や望ましい行動がとれるようにすることが大切である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、発達段階に応じた効果的な性に関する教育（エイズ教育）を学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

<対策>

- ア 児童生徒の実態に応じた性教育・エイズ教育の全体計画、年間指導計画を作成する。
- イ 小学校、中学校、高等学校の保健学習に性教育・エイズ教育に関する内容が児童生徒の発達段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健学習の内容を確実に指導する。
- ウ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個人差に応じた個別指導を相互に補完して指導を進める。
- エ 学校における性教育の進め方については、埼玉県教育委員会発行「学校における性教育実践のための事例集」（平成19年3月）、「同 第Ⅱ集」（平成21年3月）の活用を図る。
- オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

評 価

- 発達段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 学校全体の指導計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意志決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- 「学校における性教育実践のための事例集」（埼玉県教育委員会 平成19年3月）、「学校における性教育実践のための事例集 第Ⅱ集」（埼玉県教育委員会 平成21年3月）を活用しているか。

(4) 歯・口の健康づくり

<現状と課題>

学校における歯・口の健康づくりに関しては、これまでのむし歯予防を中心とした指導から、小学校高学年からの歯肉炎の予防、咀嚼に関する口腔機能の健全な発達及び障害による歯の喪失予防に関する指導が求められている。

また、学校での指導に併せて家庭での実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

また、C O（要観察歯）・G O（歯周疾患要観察者）の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

学校における歯・口の健康づくりの目標は次の二つである。

- ① 児童生徒が発達段階に応じて、自分の歯・口の健康課題を見つけ、解決のための方法を工夫・実践し、評価できること。
- ② 生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うとともに、自ら進んで健康な社会の形成に貢献できるような資質や能力を養うこと。

さらに、学齢期は、自らの健康管理が保護者等の力によって作られている「他律的健康づくり」の時期から自分自身でコントロールできる「自律的健康づくり」へと移行する大切な転換期である。それだけに学校における歯・口の健康づくりを含む健康教育が重要な意味を持っている。

<対策>

- ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達の段階や障害等に応じた指導計画を作成する。
- イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷防止等児童生徒等の多様な課題に即した内容とする。
- ウ 歯・口の健康づくりについては、平成17年3月文部科学省発行「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」を活用する。

評 価

- 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践はできたか。
- CO（要観察歯）・GO（歯周疾患要観察者）の児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

(5) 望ましい生活習慣づくり

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化が、夜型生活の低年齢化や朝食欠食といった食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの十数年にわたる長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身につけさせることが必要である。

<対策>

- ア 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、担任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師などによる個別或いは集団による保健指導を実施する。
- イ 児童生徒の健康問題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

評 価

- 定期健康診断などから児童生徒個々の健康状況を把握し、課題解決に向けて保健指導などの対応を行ったか。
- 校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った指導ができたか。

2 保健管理

学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒の健康の保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（疾病等の通知、保健指導、健康相談等）、特に配慮する児童生徒への適切な対応が必要である。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかわる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておくとともに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に実践できるよう支援体制を整備しておく。

(1) 心身の管理

<現状と課題>

健康な生活を支える児童生徒の心身の管理は、学校運営の重要な意義をもつもので、学校保健計画に位置付けて推進する必要がある。

また、児童生徒の健康状態の結果を健康教育に生かすためには、健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

<対策>

ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

- 自己の健康状態を理解させ、発育発達に関心をもたせることのできる健康診断実施計画を作成する。また、計画の作成については学校医・学校歯科医等と十分に連携を図る。
- 「学校保健ハンドブック（埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会）」や「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）（日本学校保健会）」を活用し、職員会議や研修会等で担任を中心に全教職員でかかわる健康診断の意義や事後措置について共通理解を図る。
- 小・中学校の結核対策については、「定期健康診断における結核健診マニュアル」をもとに、適切な対応をする。

イ 学校感染症の予防

感染症の予防には、感染源対策、感染経路対策、感受性のある人への対策の3要素が重要である。

- 感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察の徹底、出席停止の措置等を行う。
- 感染経路対策としては、手洗いの励行や咳エチケット、おう吐物などの適正な処理、臨時休業措置等が重要である。
- 感受性のある人への対策としては、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いの励行など個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が重要である。

さらには日ごろより教職員に対する感染症の研修を行い、感染症発生時の役割分担の確認を行う必要がある。

ウ 危機管理体制の整備

けがや事故の発生時及び、各学校で想定される危機管理事案（結核、麻しん、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など）を例示し、それらが発生（休日、夜間を含む。）した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

エ 心身の健康問題を抱える児童生徒への支援体制の工夫

- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員による校内の支援体制を整備する。
- 健康相談を充実させるために、児童生徒の言動から、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 非常災害時における子どもの心身の健康問題に適切な対応をするために「非常災害時における子どもの心のケアのために<改訂版>(文部科学省)」を活用する。

評 価

- 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
- 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒の心身の健康づくりが推進できたか。
- 感染症予防対策が取られているか。
- 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
- 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。

(2) 学校環境衛生活動の推進

<現状と課題>

学校環境衛生活動は、校長の責任の下に学校の全ての教職員が、それぞれの職務の特性を生かし、校務分掌等により役割を明確にし、学校経営の中で計画的に推進しなければならない。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査が義務付けられた。また、定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録については、検査の日から5年間保管することとなった。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存することとなった。

<対策>

ア 学校環境衛生活動実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常検査、臨時検査に分けられる。日常点検は校務分掌等に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時など適切な時に、主として感覚的にその点検をし、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようにする。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

ウ 教室等の環境

机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル(埼玉県教育委員会)」を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒がいる場合は、保護者と相談・協議し、相互に共通認識をもって、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

エ 飲料水の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

評 価

- 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- 揮発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。(化学物質に過敏に反応する児童生徒のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。)

3 組織活動（学校保健委員会）

<現状と課題>

複雑化、多様化している子どもの現代的な健康問題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識を持ち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は健康課題をテーマにして学校関係者が研究協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織である。保健主事が中心となって運営し、校内の協力体制はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関との連携を図り活性化を図る。さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して地域学校保健委員会の設置の促進に努めるようにする。

埼玉県は小・中・高等学校とも100%設置されているが、開催していない学校や年1回のみで開催が多く、その内容の質的な向上が課題である。（「平成21年度埼玉県学校健康教育実践状況調査」より）

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取り組みを進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。（中央教育審議会答申 平成20年1月17日）

<対策>

- ア 保健主事を中心に養護教諭・保健部員の協力のもとに学校保健計画に基づき、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- イ 事前にアンケート調査等から学校の実態を把握し「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

評 価

- 学校の実態にあったテーマとなっているか。
- 計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 学校保健委員会の事後に課題解決のために具体的に活動できたか。
- 委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者に啓発したか。
- 「保健主事の手引き(三訂版 平成16年2月 日本学校保健会)」を活用しているか。

<実践事例1> 学校・家庭・地域社会が一体となって進める健康教育

「 児童生徒の健やかな成長を願って 」
～ 地域で取り組む学校保健委員会 ～

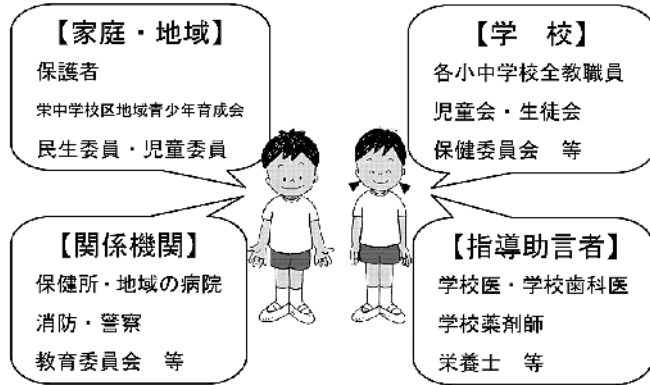
埼玉県三郷市立栄中学校、戸ヶ崎小学校、新和小学校

本地域学校保健委員会は、栄中学校区の栄中、戸ヶ崎小、新和小の3校で、平成16年度より、児童・生徒の健やかな成長を願ってスタートした。開催にあたっては、児童・生徒を取り巻く今日的課題に対応できるように、幅広いテーマをもって、3校が協力して取り組んでいる。今年度で6年目を迎える。発足の経緯は、以下の通りである。

地域学校保健委員会 発足の経緯

1. 児童・生徒の心身の健全な発達のためには、学校だけでなく、地域・保護者を巻き込んで取り組む必要がある。
2. 各学校で取り組んでいる学校保健委員会の内容に、同様なものが多い。
3. 内容によっては、それぞれの学校で取り組むより、効果が期待できる。
4. 社会情勢から、小中学校が連携して取り組むことが求められている。

地域学校保健委員会の組織



【目的】

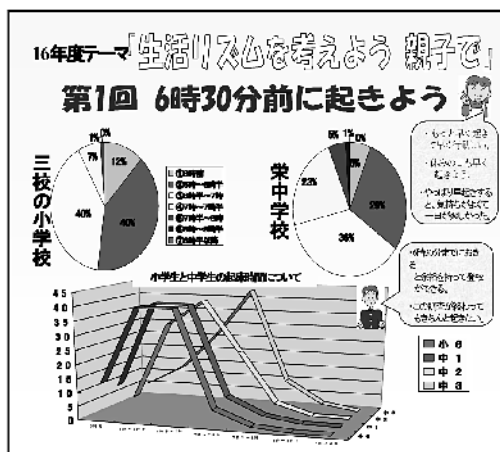
- 1 小中学校が一体となり、児童・生徒を取り巻く健康問題を明らかにし、子ども達の心身の健全育成を図る。
- 2 各学校が共同して、子ども達を取り巻く今日的健康課題に対応する体制を整える。
- 3 健全な児童・生徒の育成を目指して、地域のネットワークづくりの促進を図る。

【地域・学校保健委員会における健康教育の実践】

本地域学校保健委員会では、児童・生徒の健全育成のために、今日的健康課題を踏まえて、年度ごとにテーマを設定して取り組んでいる。以下、主なものを紹介する。

- 1) 規則正しい生活が心身ともに健やかな子ども達の生活を支える。そのスタートとして、起床時刻について、本テーマを設定し取り組んだ。

テーマ：「生活リズムを考えよう親子で ～6時30分前に起きよう～」



2) 犯罪者が子ども達に近づけないまちづくりを地域ぐるみで行い、子ども自身にも犯罪を防ぐ意思と能力を持たせることが必要であることから、本テーマを設定し取り組んだ。

テーマ：「子どもの安全 ～安全マップを作ろう～」

僕たち私たちができること

1. 人通りの少ない所には一人では行かない。
2. 暗いさみしい道はさける。
3. こども110番の家を、これから確認しておく。
4. ボランティアで空き地の草刈りをする。
5. ゴミのポイ捨てをやめる。
6. 落書きをしない。
7. 登下校は、通学路を通る(一人で帰らない)

本校の通学路安全マップ作り&発表

『子どもの安全』

特別企画 地域安全マップ作り
指導者 立正大学 小宮信夫助教授
犯罪者の好む場所
入りやすく 見えにくい

3) 健康な体のためには健康な歯が不可欠である。8020運動が盛んに提唱されているように、生涯に渡って体と心の健康を保ち、豊かな人生を送れるよう、本テーマを設定し取り組んだ。

テーマ：「歯と歯ぐきの健康をめざして ～むし歯や歯肉炎の治療率をアップしよう～」

「歯と歯ぐきの健康をめざして」

第1回むし歯や歯肉炎の治療率をアップしよう

歯に付く歯垢を減らす

- ・歯ブラシの正しい使い方
- ・フロス（糸ようじ）の正しい使い方
- ・毎日の歯磨きと歯垢を落とす
- ・歯垢除去剤の正しい使い方

治療率アップ

歯のアンケート結果

①「治療のほかに何をもらったらどうしますか？」

歯	歯肉	歯垢	歯肉炎	むし歯
歯	歯肉	歯垢	歯肉炎	むし歯
歯	歯肉	歯垢	歯肉炎	むし歯
歯	歯肉	歯垢	歯肉炎	むし歯

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

□すぐ下 □行かない

②おなごは歯垢を落としますか？

学年	歯垢を落とす	落とさない
1年	80%	20%
2年	75%	25%
3年	70%	30%
4年	65%	35%
5年	60%	40%
6年	55%	45%

歯科学級活動

- 小1年 びっくり王子
- 小2年 ミュートンから歯をまろう
- 小3年 正しい歯のみがき方
- 小4年 歯によい食べ物
- 小5年 輝いているかな 君の歯
- 小6年 歯肉炎の予防
- 中1年 歯の汚れと歯みがき
- 中2年 歯の健康と間食
- 中3年 歯むし歯の大切さ

4) 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが指摘されてきた。そこで、平成17年に食育基本法が制定されたのを受け、本テーマを設定した。

テーマ：「成長期による食生活 ～朝食をしっかりとろう～」

脳にエネルギーを補給！

体温が上昇！

朝食はなぜ大切なのか？

生活習慣病を予防！

腸を刺激！

朝食について(小中学生全学年)

3校合計

学年	ほとんど毎日食べる	時々食べる	ほとんど食べない
中3	85%	10%	5%
中2	80%	15%	5%
中1	75%	20%	5%
6年	70%	25%	5%
5年	65%	30%	5%
4年	60%	35%	5%
3年	55%	40%	5%
2年	50%	45%	5%
1年	45%	50%	5%

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

□ほとんど毎日食べる □時々食べる ■ほとんど食べない

今まで朝食はれも食べなかった人へ

朝食が食べなくなるポイント

- ★夜更かしをしない
- ★毎日決まった時間に食卓につく
- ★少量でも食べる習慣をつける
- ★夜食をひかえる

朝食の内容(小・中学生との比較)

内容	小学生	中学生
主食+おかず+飲み物	53.0%	36.2%
主食+飲み物	36.6%	27.9%
菓子	9.5%	27.5%

5) 近年、携帯電話やインターネットの使い方が問題視されている。子ども達をネット犯罪から守り、そして将来、IT社会で生きる力を身につけさせるため、本テーマを設定し取り組んだ。

テーマ：「心も身体も健やかに ～携帯電話・インターネットの安全な使い方～」

ネット社会で子どもを守る為に...

ネットに必要な 3つの力!

判断力 自制力 責任力

子どもを見守る 3つのポイント!

子どもを愛しているならフィルタリング

みなさんは、フィルタリングをご存知ですか？

フィルタリングとは、簡単に説明すると有害な情報を防げる機能です。有害なサイトに、気軽な気持ちでアクセスすることが増えています。携帯を持たせているご家庭では、ぜひフィルタリングを利用してください。

- *自分の身は自分で守れるようにする
- *他人に迷惑をかけないようにする
- *ネット・携帯依存にならないようにする

【課題】

- ・ 児童・生徒が自らの健康についてじっくり考え、取り組むようにするための学校・家庭・地域の連携を推進する。
- ・ 今後も、時代の要請に応じたテーマを設定し、3校による地域学校保健委員会を充実させる。

<実践事例2> 保健学習 学習指導案

第4学年1組体育科（保健領域）学習指導案

平成20年11月20日 第5時限 多目的室

男子12名 女子9名 計21名

行田市立南河原小学校 教諭 大拙 延之

養護教諭 島田由起子

1 単元名 「育ちゆく体とわたし」（2）思春期の体の変化

2 単元について

保健学習では、児童が生涯を通じて有意義な生活を送るための健康問題に対しての正しい知識、健康問題に対しての解決方法を身につける実践力、「生きる力」を育むことのできる授業を実践していくことが大切である。

近年における、性情報の氾濫や規範意識の低下、中高生の性の逸脱行動の増加など児童を取り巻いている環境は決してよいとはいえない。携帯電話やインターネットの普及等による誤った知識を本当の知識として理解している児童も増えてきている。

これらのことを考え、自我が目覚めるこの時期に、男女差や個人差、思春期の体の変化などの知識を正しく身につけ、「命を大切に」にする心情・実践力を養うことを考えてみてもこの単元は重要である。

3 児童の実態

(1) 本学級の児童は明るく素直であり、男女の仲は良い。数名だが、自己中心的で友だちに対してきつい言動や行動をしてしまう児童がいる。

(2) 保健の学習については、3年生「毎日の生活と健康」では、健康な体をつくるには、食事・運動・休養・睡眠のバランスが大切であることや体を清潔にすることの大切さ身のまわりの環境整備の大切さなどについて学習した。初めての保健学習ということで、興味、関心をもち意欲的に学習した児童が多かった。

(3) 本単元に関わる児童の実態（アンケート調査から）

※アンケート内容略

ア 3年生の保健学習「毎日の生活の仕方」で学んだ、成長に必要な3要素をしっかりと覚えている児童が多い。しかし、意識化された生活にはいたっていない。

イ 身長が大きい・発毛や胸が大きくなる・筋肉質になるなど思春期における体つきについて答えている児童が多い。この知識をもとに、さらに体の成長について正しい知識を身につけさせたい。

ウ 低学年の頃に比べて、心の成長について、自分のことを振り返ることができている児童が多い。体の成長とあわせて心の成長についてもさらに意識づけを図りたい。

4 教師の指導観

保健学習は、従来は「態度」の育成を重視する状況が散見されたが、現在では、健康に関する知識と科学的な概念の習得が重視され、それを基にした思考力・判断力等の育成を図ることで、適切な意志決定・行動選択の力など、すなわち実践力の育成に結びつけることが求められている。

以上のようなことから、保健学習を展開するにあたって、どの児童にも保健学習の大切さを意識させ、「生きる力」につながるように以下の点に重点をおいて指導していきたい。

(1) 児童を主体的に学習させるために

ア 学習を進める中で、思春期における体の成長・個人差・男女差などの正しい知識を身につけさせるとともに、男女の協力や思いやりなど、心の面での発達も大切であることを踏まえた指導をしたい。

イ 問題解決学習の形態として、個人～グループ、グループ～個人へなど、児童の課題や学習の進み具合を考慮して多様にそして柔軟に考えていく。

ウ 児童が目的意識をもって学習を進めることができるよう、資料を工夫し、養護教諭との十分な打合せを行い、適切な助言ができるよう準備する。

(2) 個に対する配慮

ア 児童の実態調査や観察記録等から、性に対して興味関心が高いと思われる児童には事前に養護教諭と相談し、配慮しながら授業をすすめていくようにする。

イ 問題を解決することにとまどっている児童や間違った知識として理解している児童に対しては机間巡視をしながら、助言を多く与えたり、学習を振り返らせたりして、課題を解決する方法を見つけさせる。

ウ 児童から出される質問に対しては、「質問ボックス」を設けることにより、児童の個々の考えや思いを尊重できるようにする。

5 単元の目標

(1) 自分の体の発育・発達に関心を持ち、体をよりよく発育・発達させるために進んで学習に取り組むことができるようにする。
＜関心・意欲・態度＞

(2) 体の発育・発達について、自分の成長を振り返りながら課題を設定し、これからの自分の生活を予想しながら、よりよい発育・発達を目指して解決の方法を考えたり、判断したりできるようにする。
＜思考・判断＞

(3) 体の発育・発達の現象や思春期の体や心の変化、体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方を理解できるようにする。
＜知識・理解＞

6 単元の評価規準

観点		評 価 規 準				
単元 の 評 価 規 準	関心 意欲 態度	体の発育・発達について、進んで課題を見つけたり、課題を調べたり、分かったことを発表したり、友だちの発表を真剣に聞いたりしようとしている。				
	思考 判断	体の発育・発達について、その変化を予想したり、よりよい発育・発達を目指して課題を設定したり、解決の方法を考えたり、判断したりできる。				
	知識 理解	体の発育・発達の現象や思春期の変化や、体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方について理解し、知識を身につけている。				
		1 時	2 時	3 時	4 時	
学習 活 動 に お け る 具 体 の 評 価 規 準	関心 ・ 意 欲 ・ 態 度	①入学後の自分の身長や体重の変化について、健康カードを用いて、進んで調べたり、わかったことをまとめたりしようとしている。	○	—	—	—
		②からだをよりよく発育発達させるための、食事、運動、休養、睡眠について、仲間との話し合いに、進んで参加しようとしている。	—	○	—	—
		③思春期に現れる男子と女子の体の変化について、仲間との話し合いで、進んで発表しようとしている。	—	—	○	○
	思考 ・ 判 断	①体の発育・発達について、自分の成長や資料等をもとに学習課題を見つけることができる。	○	—	—	—
		②体の発育・発達の仕方と食事、運動、休養及び睡眠について、資料をもとに予想したり、関係を見つけたりすることができる。	—	○	—	—
		③男女の体つきや、異性への関心について、学習カードへの記入をもとに、その変化に気づくことができる。	—	—	○	○
知識 ・ 理 解	①体の発育・発達のしかたは、年齢や男女、人によって違いがあることについて言える。	○	—	—	—	
	②体をよりよく発育・発達させるためには調和のとれた食事、適度な運動や休養・睡眠が必要であることについて言える。	—	○	—	—	
	③思春期になると女子には初経、男子には精通が起こったり、異性を気にしたりするようになることを書き出している。	—	—	○	○	

7 単元の指導と評価の計画

時	ねらい・学習活動	評価規準との関連	評価方法等
1	<p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身長の伸びる時期は人それぞれであり、その時期を大切にしようとする意欲をもつことができる。 ・ 自分や友だちの身長や体重の増加量をつかみ、個人差があることに気づくことができる。 ・ 成長は一人一人異なることを知り、成長に必要な要素を身につけることができる。 <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資料を見て、赤ちゃんのころから現在まで自分の身長や体重の変化について話し合う。 2 入学後の自分の身長や体重と1年間ごとに増えた量を調べる。 3 資料やグラフなどから、それぞれの身長の伸び方を比べ違いを考える。 4 学習のまとめをする。 	<p>関心・意欲・態度①</p> <p>思考・判断①</p> <p>知識・理解①</p>	<p>発言の観察 学習ノート 記入の様子</p> <p>学習ノート 記入内容</p>

2	<p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事、運動、睡眠が成長に必要であることを知り、よりよい生活を送ろうとする意欲を高めることができる。 		
3 (前時)	<p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期の体の変化について、様々な活動に意欲的に参加することができる。 ・ 大人の体つきの特徴がわかり、自分や友だちの体がそれぞれ異なる時期に変化していくことに気づくことができる。 ・ 思春期における体の変化（骨格や体型等）について理解することができる <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 シルエットクイズをし、考えを発表する。 2 「高校生は大人か子どもか」について考え、話し合う。 3 思春期における体の変化（体型の変化）について知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>高校生は大人だと思いますか？子どもだと思いますか？思ったことをワークシートに書きましょう。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 4 学習のまとめをする。 	<p>関心・意欲・態度③ 思考・判断③</p> <p>知識・理解③</p>	<p>ゲーム ・発表 観察 学習ノート 記入内容 発言内容</p>

※指導計画4時間目略

8 本時の学習と指導（4／4時）

(1) ねらい

- ・ 思春期の体や心の変化について、進んで友だちの意見を聞いたり、自分の考えや意見を言ったりすることができる。 <関心・意欲・態度>
- ・ 体の変化の特徴を知り、その変化には個人差があることに気づくことができる。 <思考・判断>
- ・ 思春期には、体の変化（初経・精通等）や、異性への関心が芽生えること、それには個人差があることを理解することができる。 <知識・理解>

(2) 準備

- ・ クイズ資料 ・パワーポイント ・掲示資料 ・保健学習ノート 等

(3) 展開

指導上の留意点○ 評価規準◆ T2＝養護教諭

時間	学習内容・活動	指導上の留意点及び評価
5分	<ol style="list-style-type: none"> 1 目と目をあわせてパッチンゲームをする。 2 前時の復習をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>思春期になると体にはどんな変化があらわれるのでしょうか</p> </div> <p><予想される反応></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・男子はがっしりした体つき ・女子は丸みのある体つき ・声が低くなる。 ・発毛する。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 3 後ろ姿クイズをする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>どっちが男子か女子かわかるかな？</p> </div> <p><予想される反応></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・低学年の時は後ろ姿だと男女がわかりにくい。 ・高学年だとわかるね。</p> </div>	<p>○緊張をほぐすだけでなく楽しい学習の場になるようにする。</p> <p>○前時の学習を想起させ、体の特徴について確認する。 【T2】</p> <p>○前時で学習した体の変化（外）の資料を掲示する。</p> <p>○発育・発達については個人差があることを確認する。</p> <p>○低学年までは、後ろ姿だけでは性差が区別つかないことを確認する。</p> <p>○思春期になると徐々に区別がつくようになることを確認する。</p> <p>○思春期になると体の変化が外見でもわかるようになることを踏まえ、さらに、体の中の変化（課題）へとつなげる。</p>

30分

4 学習のねらいを知る。

大人に近づくにつれて体や心の中は、どのように変わっていくのだろう

それでは、体の中ではどのような変化があらわれるとおもいますか？

<予想される反応>

- ・骨や筋肉が強くなる。
- ・胃腸がじょうぶになる。
- ・生理がくる。大人の準備が始まる。

5 「初経」「精通」という用語を知る。

- ・女の子が経験する現象…「初経」
 - ・男の子が経験する現象…「精通」
- 脳から出る性ホルモンと関係があります。

6 「月経」「精通」の現象について理解する。

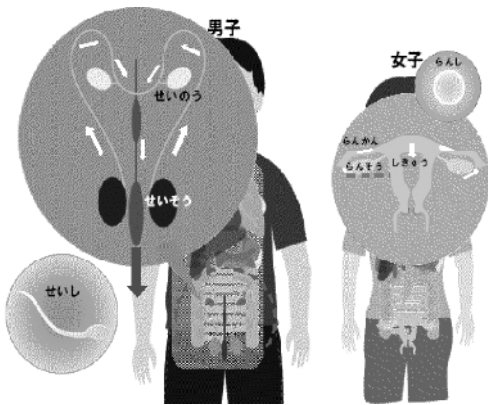
キーワード

「月経」

- ・月1回ぐらい
- ・卵子（命のもと）
- ・子宮
- ・卵巣
- ・初経
- ・生理用品
- ・栄養のある血液
- ・体の外
- ・下着

「精通」

- ・精子（命のもと）
- ・白い液
- ・射精
- ・下着



(WYSH教育資料)

- 思いつくものを自由に発表させる。
- 生理などの言葉がでてきても深入りはしないようにする。
- 体の中の変化も個人差があることをおさえる。

◆ 思春期に現れる男子と女子の体の変化について、仲間との話し合いで、進んで発表しようとしている。(関心・意欲・態度③)

努力を要すると判断できる状況(C)の児童への手立て(支援)

- ・その児童や友だちの発表の良い点を積極的にほめ、友だちの発表から、良い点を考えさせて、自分の発表と似ている点を見つけさせる。

- 個人差があるということをおさえるともいわずれは全員が経験することを話す。
- ここでは、深入りはせずに男女それぞれに「初経」「精通」の名称があるという程度にする。
- これらの現象は脳からだされる性ホルモンの関係であることを知らせる。ホルモンについては深入りしない。
- 性器の名称については「子宮」「卵巣」「精巣」だけにとどめる。【T2】
- 初経、精通の話では、より具体的に説明をし、実際に経験したときに児童が不安を抱かないようにする。また、家族や先生に相談することを知らせる【T2】

【養護教諭による説明】

① 月経

- ・女子は1ヶ月に1回ぐらい卵巣から卵子がとびだし子宮の内側の膜は卵子のために栄養のある血液で厚くなります。
- ・必要ない卵子は体の外に出されます。
- ・血液の膜もはがれて体の外にでます。それを月経といいます。
- ・初めての月経を初経といいます。
- ・下着が汚れないように生理用品をつけます。
- ・月経は病気ではないので、普段と同じように生活できます。
- ・汚れた下着は自分で水洗いができるようにします。

② 精通

- ・精巣で精子がつくられます。
- ・精子が白い液と混ざって、体の外に出ることがあります。それを精通といいます。
- ・精通は病気ではないので、普段と同じように生活できます。
- ・汚れた下着はすぐに水洗いでおちるの自分で洗えるようにします。

<p>展 開 30分</p>	<p>7 初経や精通を経験する時期について個人差があることを考える。 ＜予想される反応＞</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生になってから。 ・小学校6年生ぐらい ・小学校4年生かな。 ・女子は男子より早いみたいだよ。 </div> <p>8 心も変化し、異性への関心が芽生えることを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>思春期になると体だけでなく心も変化してきます。どのように変わってくると思いますか？</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・けんかしなくなる。 ・協力する。 ・好きな人ができる。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全部で10個質問があります。質問カードをよく読んで自分の気持にあてはまるものに○をつけましょう。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">心の中はどう変わってくるでしょうか？</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">こ う も く</th> <th style="width: 20%;">印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 異性の友だちとおしゃべりしたいと思ったことがある。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 異性の友だちと仲良くしたいと思ったことがある。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 異性の友だちのことを考えて、ねむれなかったことがある。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・2個あてはまったよ。 ・わたしは1個だけだった。 ・ぼくは全部ついたよ。 </div>	こ う も く	印	① 異性の友だちとおしゃべりしたいと思ったことがある。		② 異性の友だちと仲良くしたいと思ったことがある。		③ 異性の友だちのことを考えて、ねむれなかったことがある。		<p>○資料を見て思ったことをポストイットに書きカードに貼らせる。考えたことをグループで話し合い発表する。</p> <p>○小学校4年生以前や高校生になってから経験する人がいることも伝え、経験の時期にも個人差があることをおさえる。</p> <p>○掲示資料をもとに学年において男女に差があり女子の方が男子より早く経験する率が高いことを知らせる。【T2】</p> <p>○プレゼンテーションやワークシートを活用して「異性」という言葉について説明する。</p> <p>○思春期になると体だけでなく心も変化するということを知らせる。</p> <p>○低学年のころと現在との行動をアンケート結果などから比較させ、心の変化について考えさせる。</p> <p>○カードの質問内容が「異性への関心」に関するであることをカード記入後に知らせる。</p> <p>○心の変化にも個人差があることをおさえる。</p> <p>○異性を意識するようになることも思春期における大人にむけての変化だということを理解させる。【T2】</p> <p>○男女ともお互いを理解し、協力し合うこと大切さを知らせる。</p> <p>◆男女の体つきや、異性への関心について、学習カードへの記入をもとに、その変化に気づくことができる。(思考・判断③)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>努力を要すると判断できる状況(C)の児童への手立て(支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までの学習内容のポイントを知らせ、これまでに出てきた自分の課題を解決するための方法についてもう一度考えさせる。 </div>
こ う も く	印									
① 異性の友だちとおしゃべりしたいと思ったことがある。										
② 異性の友だちと仲良くしたいと思ったことがある。										
③ 異性の友だちのことを考えて、ねむれなかったことがある。										
<p>ま と め 5分</p>	<p>9 学習した内容をまとめる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">学習のまとめをしよう！</p> <p>正しいと思ったら→○ ちがうと思ったら→×</p> <p style="text-align: center;">こ う も く</p> <p>1 大人の体になるのは、大人になってからである。 ()</p> <p>2 女の子が月経(げっけい)を体験するのは、おかしいことではない。 ()</p> <p style="text-align: center;">↓ 【全部で14問】</p> </div>	<p>○「○×クイズ形式」でまとめることにより児童の意欲を高めるだけでなく時間短縮も図る。</p> <p>○分からない場合や困った場合は掲示資料を見てまとめてよいことを知らせる。</p> <p>◆思春期になると女子には、初経、男子には通が起ったり、異性を気にしたりするようになることを書き出している。(知識・理解③)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>努力を要すると判断できる状況(C)の児童への手立て(支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学習をノート等をもとに振り返らせ体の発育・発達現象等について再確認させる。 ・掲示資料や先生にも相談してよいことを再度助言する。 </div> <p>○不安や悩みごとがあったらいつでも相談してよいことを伝える。【T2】</p> <p>○学習をしてみて質問したいことがあったら質問ボックスに入れることを伝える。</p>								

4 健康状態の全国値〈参考〉

(1) 学校種別疾病異常の被患率（全国）

単位：％

区 分	幼稚園(5歳)		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校	
	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年
栄 養 状 態	0.24	0.24	1.84	1.79	1.48	1.15	1.14	1.08
せき柱・胸部計	0.15	0.47	0.33	0.33	0.94	0.73	0.58	0.61
裸 眼 視 力 計	28.93	24.87	29.87	29.71	52.60	52.54	57.98	59.37
1.0未満0.7以上	22.03	18.81	11.23	10.92	12.38	12.54	12.55	13.59
0.7未満0.3以上	6.11	5.45	11.60	11.51	17.80	18.03	17.07	18.11
0.3 未 満	0.78	0.61	7.05	7.27	22.42	21.97	28.36	27.67
難 聴	1.09	1.11	0.93	0.89	0.79	0.69
眼 眼の疾病・異常	1.92	2.10	5.10	5.27	4.48	4.90	3.69	3.70
耳 鼻 咽 頭								
耳疾患	2.80	2.91	5.23	5.47	3.55	3.35	2.02	2.01
鼻・副鼻腔疾患	3.78	3.98	11.86	12.57	10.82	10.83	8.80	9.61
口腔咽喉頭疾患・異常	1.74	1.96	1.75	1.63	1.10	0.81	0.59	0.68
皮膚疾患（H17は伝染性皮膚疾患）								
アトピー性皮膚炎	3.54	3.11	3.49	3.31	2.66	2.58	2.32	2.42
その他の皮膚疾患	1.12	1.07	0.40	0.38	0.17	0.19	0.21	0.21
歯 ・ 口 腔								
むし歯（う歯）計	50.25	46.49	63.79	61.79	56.00	52.88	65.48	62.18
処置完了者	20.34	18.77	30.89	30.32	30.36	28.79	35.99	34.73
未処置歯のある者	29.91	27.72	32.90	31.47	25.63	24.09	29.49	27.45
歯列・咬合	3.01	2.87	4.33	4.40	5.49	5.41	4.59	4.22
顎関節	0.07	0.08	0.09	0.11	0.57	0.53	0.64	0.59
歯垢の状態	0.54	1.06	3.32	3.23	5.80	5.15	6.17	5.32
歯肉の状態	0.22	0.29	2.19	2.17	5.85	4.92	6.09	5.35
その他の疾病・異常	1.02	0.72	2.56	2.52	1.33	1.32	0.30	0.63
結 核	0.01	0.00	0.00	0.01	0.05	0.03
結核に関する検診								
(1)委員会での検討を必要とする者	0.63	0.55	0.40	0.33
(2)結核の精密検査の対象者	0.17	0.15	0.08	0.09
心 臓 の 疾 病 ・ 異 常	0.41	0.44	0.74	0.87	0.92	1.17	0.88	0.82
心 電 図 異 常	2.67	2.51	3.45	3.28	3.10	3.42
蛋 白 検 出 の 者	0.49	0.62	0.69	0.81	2.49	2.46	2.82	2.88
尿 糖 検 出 の 者	0.06	0.07	0.15	0.14	0.21	0.23
寄 生 虫 卵 保 有 者	0.12	0.15	0.33	0.30
その他の疾病・異常								
ぜん息	2.65	2.15	3.89	3.99	3.00	2.96	1.82	1.88
腎臓疾患	0.05	0.05	0.16	0.18	0.22	0.20	0.20	0.21
言語障害	0.52	0.57	0.32	0.34	0.07	0.08	0.02	0.02
その他の疾病・異常	0.72	0.60	1.05	1.20	1.31	1.37	1.35	1.49

注：「.....」調査対象とならなかった場合
「－」該当者がいない（計数が0）場合
「0.00」計数が0ではないが、表示単位未満の場合
「※※」変更または削除された項目

(2) 年齢別体格 埼玉・全国比較

区 分		身長 (cm)			体重 (kg)			座高 (cm)				
		県平均	全国平均	差	県平均	全国平均	差	県平均	全国平均	差		
男子	幼稚園	5歳	110.5	110.7	△0.2	18.8	19.0	△0.2	61.8	61.9	△0.1	
	小学校	6歳	116.8	116.7	0.1	21.4	21.5	△0.1	65.0	64.9	0.1	
		7	123.0	122.6	0.4	24.4	24.1	0.3	67.8	67.7	0.1	
		8	128.4	128.3	0.1	27.4	27.2	0.2	70.5	70.3	0.2	
		9	133.8	133.6	0.2	31.0	30.6	0.4	72.8	72.7	0.1	
		10	138.7	138.9	△0.2	33.9	34.2	△0.3	74.8	75.0	△0.2	
		11	145.7	145.1	0.6	38.4	38.4	0.0	77.8	77.6	0.2	
	中学校	12歳	152.3	152.5	△0.2	43.7	44.2	△0.5	80.8	81.3	△0.5	
		13	159.6	159.7	△0.1	48.6	49.1	△0.5	84.5	84.9	△0.4	
		14	165.3	165.2	0.1	54.1	54.3	△0.3	88.0	88.1	△0.1	
	高等学校	15歳	167.9	168.5	△0.6	58.7	59.5	△0.8	89.7	90.3	△0.6	
		16	170.1	169.9	0.2	60.6	61.3	△0.7	91.0	91.2	△0.2	
		17	170.6	170.8	△0.2	62.1	63.1	△1.0	91.5	91.8	△0.4	
	女子	幼稚園	5歳	109.7	109.9	△0.2	18.5	18.6	△0.1	61.3	61.5	△0.2
		小学校	6歳	116.1	115.8	0.3	21.1	21.0	0.1	64.6	64.5	0.1
			7	121.6	121.7	△0.1	23.5	23.5	0.0	67.2	67.3	△0.1
			8	127.7	127.5	0.2	26.7	26.5	0.2	69.9	70.0	△0.1
9			133.4	133.5	△0.1	29.9	30.0	△0.1	72.5	72.7	△0.2	
10			140.7	140.3	0.4	34.9	34.1	0.8	76.1	75.9	0.2	
11			145.9	146.9	△1.0	38.0	39.0	△1.0	78.6	79.3	△0.7	
中学校		12歳	151.9	151.9	0.0	43.5	43.8	△0.3	81.9	82.1	△0.2	
		13	154.9	154.9	0.0	47.0	47.3	△0.3	83.5	83.7	△0.2	
		14	156.7	156.7	0.0	49.9	50.2	△0.3	84.6	84.8	△0.2	
高等学校		15歳	157.0	157.3	△0.3	51.8	51.6	0.2	85.0	85.3	△0.3	
		16	157.9	157.7	0.2	52.9	52.8	0.1	85.4	85.6	△0.2	
		17	158.2	157.9	0.3	53.2	52.9	0.3	85.6	85.7	△0.1	

注 差は、「県平均」－「全国平均」、△はマイナスを表し、全国平均値よりも低いことを表す。

Ⅱ 学校安全の推進

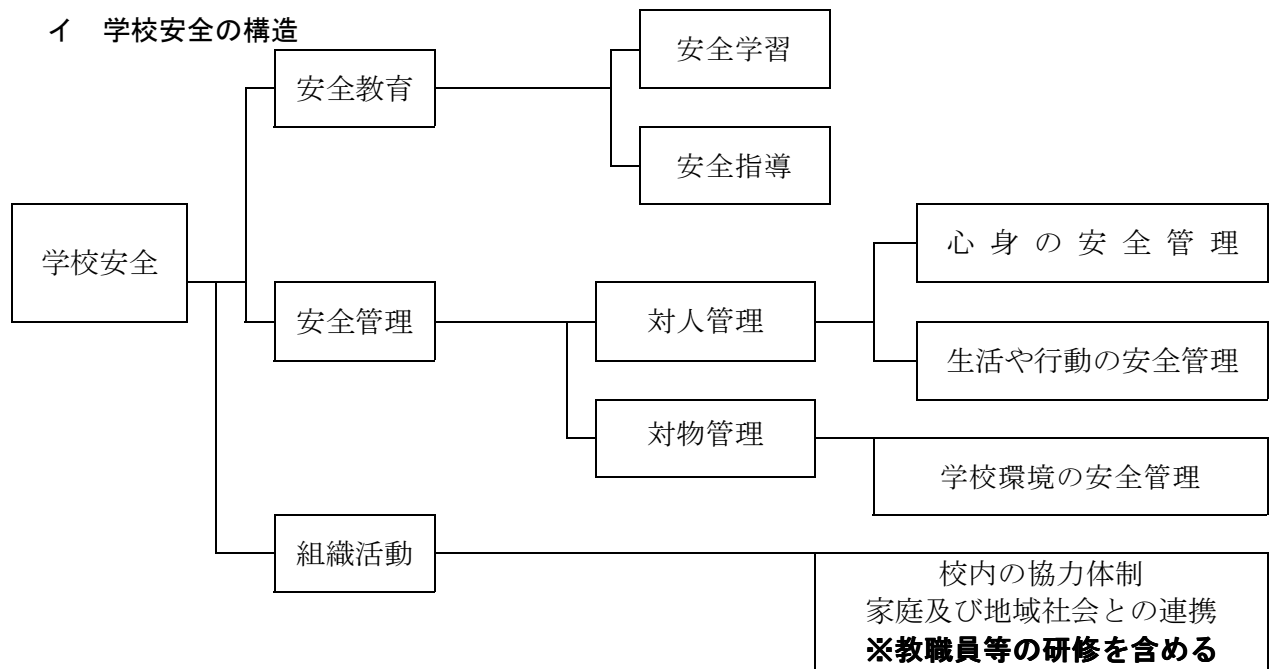
1 学校安全推進のために

(1) 学校安全の意義と構造

ア 学校安全のねらい

学校安全は、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として、**自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、積極的に安全な環境づくりができるようにすること**をねらいとする。

イ 学校安全の構造



(ア) 安全教育

「安全学習」と「安全指導」で進める。

- ・ 安全学習の側面・・・**各教科等の学習**の中に含まれており、**安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高める**ことにより、**安全について適切な意志決定ができるようにする。**
- ・ 安全指導の側面・・・**主として特別活動**において行われ、当面する安全に関する問題を中心に取り上げ、**安全の保持増進に関する実践的な能力や態度**、さらには、**望ましい習慣の形成を目指す。**

(イ) 安全管理

事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

(ウ) 組織活動

安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための役割をもつ活動である。
学校安全に係る教職員等の研修を含めて計画する。

(2) 学校安全の領域

「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」

- 生活安全・・・日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、防犯を含む。
- 交通安全・・・様々な交通場面における危険と安全が含まれる。
- 災害安全・・・地震などの自然災害、火災なども含む。

(3) 安全教育の目標

- 生涯を通じて**安全な生活を送る基礎**を培う
- 進んで安全で**安心な社会づくりに参加し貢献できる**ような**資質**や**能力**を養う。

【**基盤**】

- 日常生活全般における安全確保のために必要な事項の**実践的な理解**
- 自他の**生命尊重**

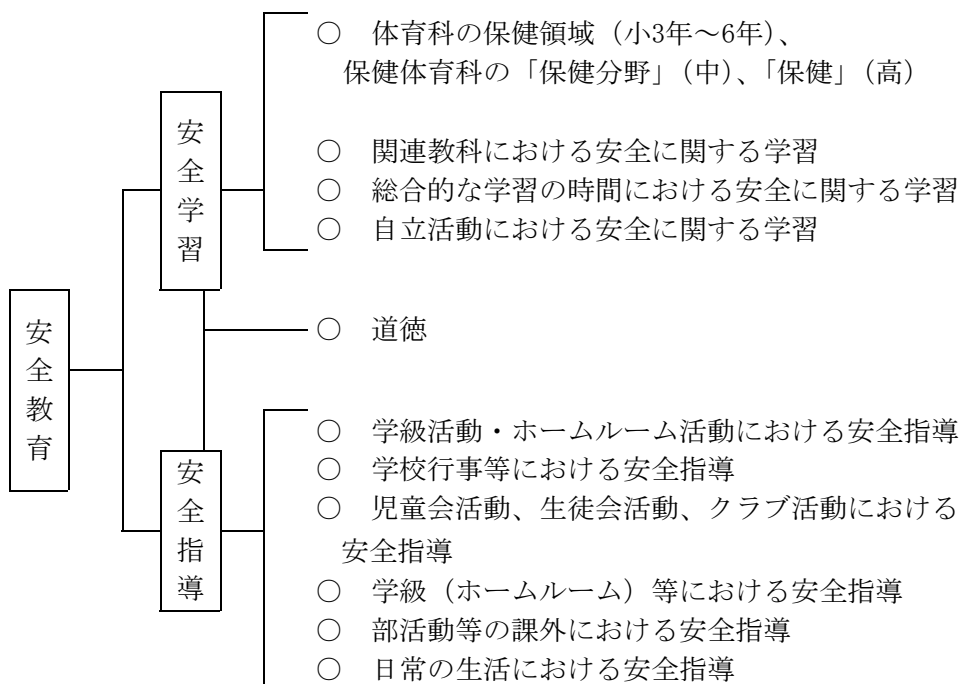
具体的には、

- ・ (安全学習の側面) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく**適切な意志決定や行動選択ができる**ようにする。
- ・ (安全指導の側面) 自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、**自ら危険な環境を改善することができる**ようにする。
- ・ 学校、家庭及び地域の**安全活動に進んで参加し、貢献できる**ようにする。

小学校学習指導要領総則第1の3 (中学校も同様)

学校における**体育・健康に関する指導**は、児童の発達の段階を考慮して、**学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする**。特に… (中略) …**安全に関する指導**及び心身の健康の保持増進に関する指導については、**体育科の時間**はもとより、**家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれ**の特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、**家庭や地域社会との連携**を図りながら、日常生活において適切な**体育・健康に関する活動の実現**を促し、生涯を通じて**健康・安全で活力ある生活を送るための基礎**が培われるよう配慮しなければならない。

(4) 安全教育の領域・構造



(5) 安全教育の各領域の内容

ア 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

(危険の理解と安全確保)

- (ア) 学校生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険
- (イ) 運動会、校内競技会等の体育的行事における危険
- (ウ) 遠足・旅行等、勤労生産・奉仕的行事等における危険
- (エ) 登下校時、家庭生活などにおける危険
- (オ) 事故発生時の通報と応急手当
- (カ) 誘拐、傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- (キ) 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。また、道路交通法の改正による「交通の方法に関する教則」の徹底を図る。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- (ウ) 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- (エ) 交通法規の正しい理解と遵守

ウ 災害安全（防災）に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 火災発生時における危険
- (イ) 地震・津波発生時における危険
- (ウ) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険
- (エ) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (オ) 災害に対する備えについての理解
- (カ) 地域の防災活動の理解と積極的な参加
- (キ) 災害時における心のケア

(6) 安全管理（主体は、校長をはじめとする教職員）

危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

- 安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。
 - ・ 安全管理における環境整備は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。
 - ・ 校長をはじめとする教職員の安全管理に、児童生徒が適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

学校における安全確保は、安全教育と安全管理の一体的な活動・展開によってはじめて成立するものである。

学校保健安全法（平成21年4月1日施行）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、（中略）、学校における教育活動が**安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保**が図られるよう、**学校における安全管理に関し必要な事項を定め、**もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第三章 学校安全

- 第27条** ・学校安全計画の策定等
※安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画
- 第29条** ・危険等発生時対処要領の作成等
※いわゆる危機管理マニュアルの作成
- 第30条** ・地域の関係機関等との連携

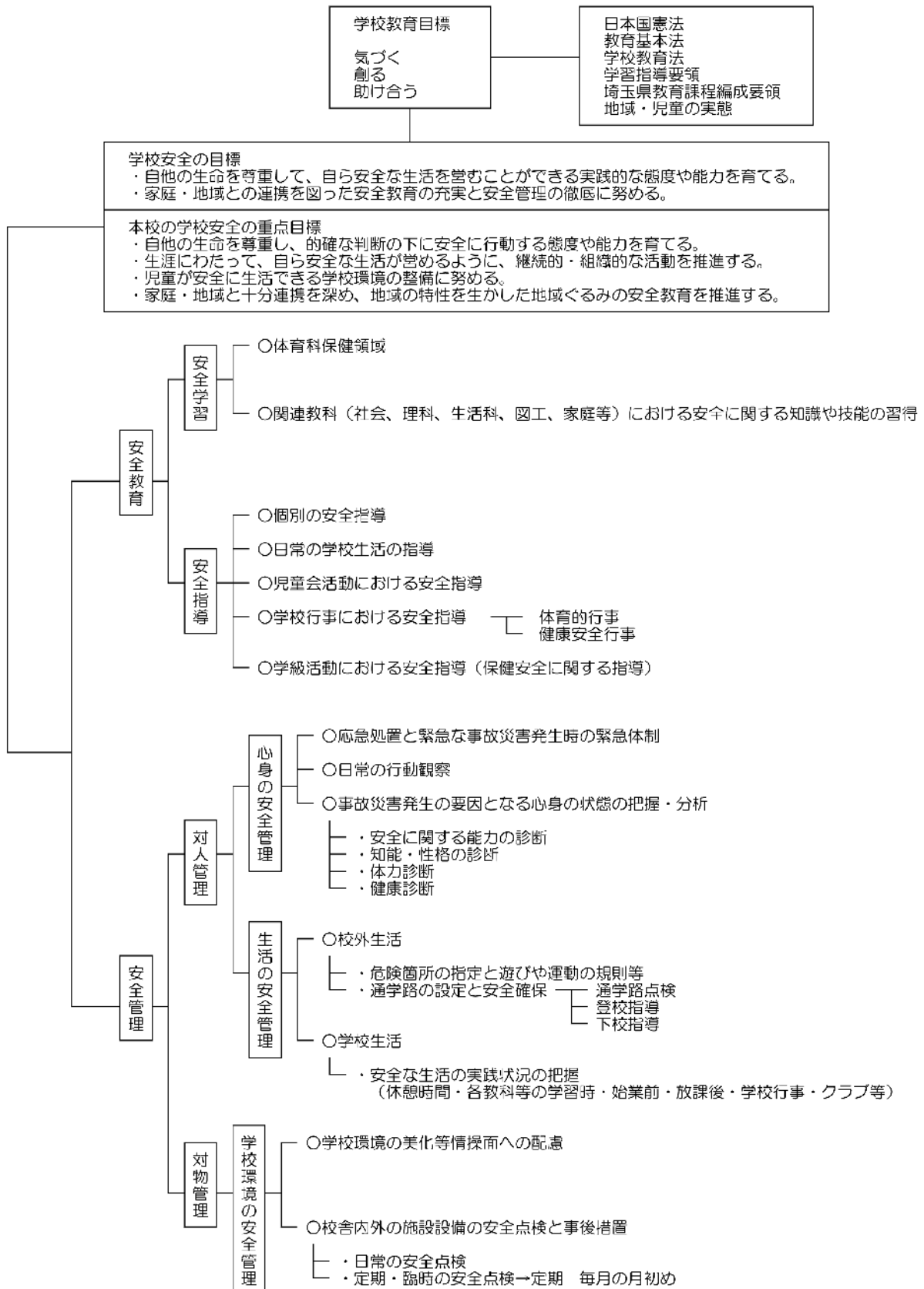
(7) 安全管理の内容

- ア 学校環境の安全管理
 - (ア) 安全点検
 - (イ) 安全点検の事後措置
 - (ウ) 災害に備えた安全管理
 - (エ) 防犯に関する安全管理
- イ 学校生活の安全管理
- ウ 通学の安全管理
 - (ア) 通学路の設定と安全確保
 - (イ) 安全な通学方法
- エ 事件・事故の安全管理
 - (ア) 事件・事故の災害発生時の救急及び緊急連絡体制整備と適切な対応・措置
 - (イ) 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時等の安全措置

＜実践事例 1 学校安全全体計画と学校安全計画＞

学 校 安 全 全 体 計 画

戸田市立戸田第一小学校

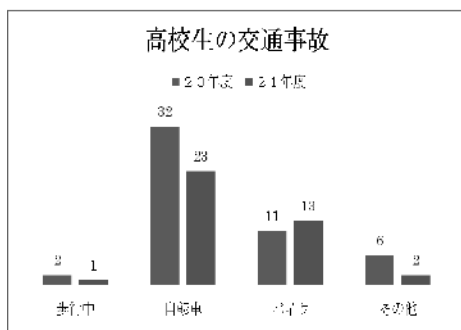
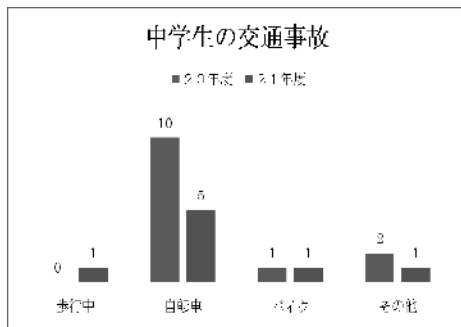
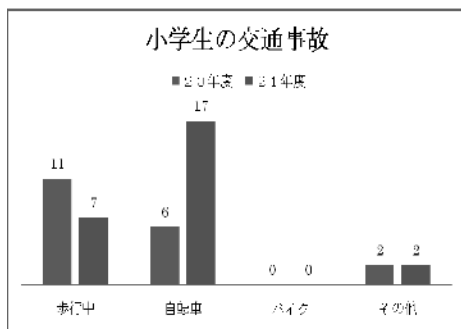
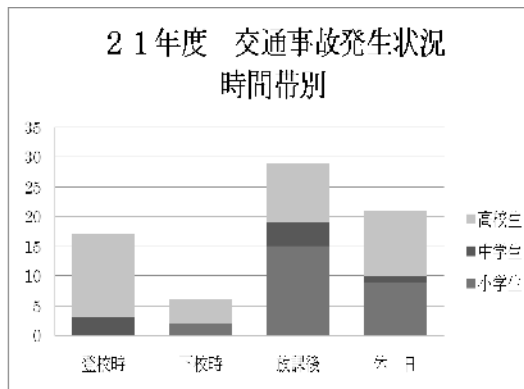
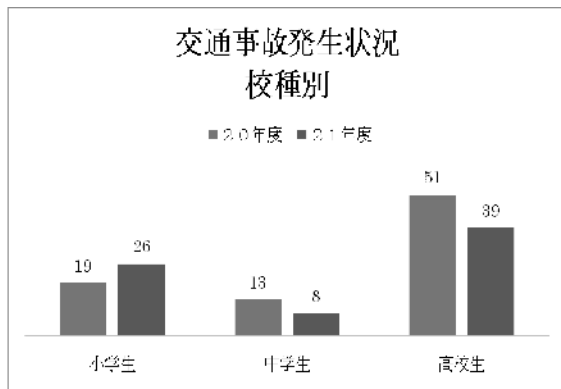


平成21年度学校安全計画(小学校) ※学総活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導 戸田市立戸田第一小学校

道	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点	安全な登下校をしよう	歩行と自転車との安全な生活を守ろう	梅雨時の安全な生活を送ろう	安全に夏の生活を送ろう	災害時の安全について考えよう	乗り物の乗り降りに気を付けよう	けがをしないように運動しよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	冬の安全な登下校をしよう	安全な生活ができるようにしよう
道徳	規則尊重	生命尊重	思いやり・親切	思いやり・親切	陰険・誠実	思いやり・親切	家庭愛	勇氣	勤勉・努力	節度・節制	愛校心
生活	・地球観察時の交通安全	・野外観察時の交通安全	・公園までの交通安全	・虫探し、まち探検時の交通安全	・ぼさみ、カッターナイフの使い方	・思いやり・親切	・家族愛	・ぼさみ、ステープラーの使い方	・カッター、ナイフの使い方	・カスカコンロの使い方	・移転二での使い方
安全	・野外観察時の交通安全	・台風と気象の変化(6年)	・夜間観察の安全	・夜間観察の安全	・地震による土地の安全	・太陽観察時の注意	・ポリゴム、風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラスの器具の使い方	・パーナー、蒸発皿の使い方	・針金、プラスチックの使い方	・濡靴、水酸化ナトリウムの取扱い
学	・安全な登下校	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
習	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
家	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
体	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
育	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
全	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
教	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
育	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
指	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
導	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
対人管理	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
対物管理	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行
学校安全に関する組織活動	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行	・安全な歩行

2 交通安全教育

(1) 現状



ア 交通事故発生状況（平成22年2月22日現在） 〈小学生〉

事故件数の総数は平成20年度比較で増加。
特に**自転車乗車時の事故割合が高く**、（小学生総数の65%）、放課後（帰宅した後）に15件（同 約58%）、休日に9件（同 約35%）と**管理下外での事故発生が圧倒的に多い**。

死亡事故は2件発生。いずれも自転車乗車中。

〈中学生〉

事故件数の総数は平成20年度比較で約38%減少。
特に自転車事故は実数として半減した。

事故総数に占める**自転車事故の割合は依然として60%を超えており、放課後（下校後）の事故が多い傾向**にある。

死亡事故は2件発生。いずれも自転車乗車中。

〈高校生〉

事故件数の総数は、約24%減少した。

特に自転車乗用中における事故は平成20年度比較で25%を超える減少率であった。

事故総数に占める自転車事故の割合は、依然として60%と高い。また、自転車乗車中の加害事故が2件報告されている。

死亡事故は3件発生。バイク運転中、自転車乗車中、歩行中、それぞれ1件。

イ 交通安全指導実施状況（平成21年度学校健康教育実践状況調査）

〈朝の会・帰りの会・SHR等での指導〉 ◎全ての学校で実施。

	小学校	中学校	高(全)	高(定)	特別支援
実施している	716	367	147	34	36
実施していない	0	0	0	0	0

〈学級活動・ホームルームでの年間指導時数〉 ●依然として実施0の学校あり。

	小学校	中学校	高(全)	高(定)	特別支援
0時間	9	18	14	4	2

〈学年行事・学校行事での年間の指導回数〉◎全ての学校で行事への位置付け。

	小学校	中学校	高（全）	高（定）	特別支援
1回	1 5 8	1 0 5	6 7	1 7	1 4
2回	1 1 1	7 5	1 9	8	1 0
3回以上	4 4 7	1 8 7	6 1	9	1 1

(2) 課 題

- ア **自転車事故防止。**自転車は、軽車両（車の仲間）であること、自転車運転時には車両運転者となることや「加害者になり得る」という意識を高める。
- イ **安全行動を実践する習慣。**家庭・地域で過ごす際、交差点や道路横断時に一時停止と安全確認（止まる・見る・待つ・確かめる）行動を徹底して身に付けさせる。
- ウ **危険予測能力・危険回避能力向上。**安全行動につながる「〇〇かもしれない」という意識と気づいた危険を回避する実践力を高める。

(3) 対 策

ア 学年・発達段階に応じた系統性のある指導計画の作成と指導時間の確保

- 歩行者の心得や自転車の利用等の指導のねらい・内容を明確にした計画を作成・実行し、基本的な交通ルール・マナー遵守の徹底を図る。
- 学校を取り巻く交通環境等の実態に即し、具体的指導内容の見直しを図るとともに、繰り返し・継続的な指導を行う。

イ 交通安全教育の効果的指導方法の工夫・改善

- 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する。
※ 高校生については「高校生のための交通安全教育指導案集」（埼玉県教育委員会・埼玉県高等学校安全教育研究会作成）の活用
- 身近な事故例（事故箇所）や交通事故データ等を活用した指導を行う。
- 交通指導員や警察署職員等のゲストティーチャーの活用を図る。

ウ 校外指導等、学校・家庭・地域の連携・協力による指導の実施

児童生徒の登下校時の状況を把握し安全指導を徹底するためにも、教職員・保護者・地域等の協力のもと、児童生徒や地域の目に見える指導を行うことが重要である。

評 価

- 発達段階に応じた交通安全指導が学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。
 - 学級活動・LHRの時間の指導が計画的に行われているか。
 - 朝の時間、登校時、SHR等に、継続した交通安全指導が行われているか。
- 体験を重視し、訓練や実習を取り入れた指導の工夫がなされているか。
- 家庭・地域社会と連携するための情報発信（「学校だより」等による）をするとともに協力要請を行っているか。
- 関係機関（市町村関係課、警察等）と連携した取組を行っているか。
- 実態、状況に応じ、校外指導等「目に見える」指導を定期的、臨時的に行っているか。

3 防犯教育

(1) 現 状

不審者被害（脅迫・爆破予告を含む）の内訳 （平成22年2月22日現在）

校 種 項目 \ 年度	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
学校侵入	0	0	1	1	1	1	2	2
通り魔（強襲を含む）	9	5	7	3	12	1	28	9
連れ去り	0	0	0	0	0	0	0	0
脅迫・爆破予告等	10	1	8	3	7	0	25	4
その他	1	0	0	0	0	0	1	0
合 計	20	6	16	7	20	2	56	15

※特別支援学校児童生徒は、該当する校種に含める。

○昨年度比で、41件（約73%）の減少。特に**太字項目**で大幅減。

(2) 課 題

- ア 防犯訓練の指導計画見直しの実施と指導時間・指導機会の確保。
- イ 児童生徒の防犯意識向上のための指導を効果的に行うための資料・教材・教具の整備と指導内容の工夫・改善。
- ウ 教職員等の危機管理意識を高めるため、警察等の関係機関及び家庭・地域社会と連携した対策の充実。

(3) 対 策

- ア 教職員等の危機管理意識を高めるための研修・防犯訓練の学校安全計画への位置付けと充実による危機管理体制の確立
- イ 近隣の学校間（幼（保）・小・中・高等学校・特別支援学校等間）及び警察署等における**情報の共有化**ならびに**情報交換体制の整備**
- ウ 学校における防犯教室の内容の充実（保護者・地域住民の参加・出席）
- エ **地域安全マップ**の活用・改善（見直し）
- オ **スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家（子どもひなんじょ）等」との連絡・協力体制の整備及び一層の連携強化**

評 価

不審者対応チェックリスト

1 危機管理（不審者対応）マニュアル

- 緊急事態発生時の対応図等に基づき、直ちに教職員や子どもに情報が伝達され子どもの安全が図られる組織、体制を整えているか。
- 保護者に対し、直ちに連絡がとれる体制を整えているか。
- 警察、消防署等の機関に対し、直ちに通報できる体制を整えているか。
- 教育委員会に対し、直ちに通報できる体制を整えているか。
- 負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。

- 登下校時や校外学習時において、緊急事態が発生した場合に、「子ども 110 番の家」や地域の人が、子どもの避難誘導や通報を行う体制を整えているか。
- 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応や、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア体制の整備を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。

2 情報収集・把握

- 不審者情報について、校内で教職員間の伝達方法を決めたり、職員会議で取り上げるなど、教職員が共有できる体制を整えているか。
- 近隣の学校（幼（保）・小・中・高校・特別支援学校）との連絡体制を整えているか。

3 緊急時の対応に備えて

- 安全担当者を校務分掌上明確にし、学校安全委員会などの校内組織を設け、安全に関する校内体制を整備しているか。
- 教職員や子ども、保護者を含めた防犯教室を実施しているか。
- 教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練を行っているか。

4 地域社会・保護者等との連携

- 警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。

5 不審者を早期に発見する体制

- 不審者との区別をするため、来訪者に名札を付ける等の対策をとっているか。
- 「関係者以外立入禁止」の立て札や看板による案内・指示による順路、入口受付等を明示しているか。
- 来訪者には、教職員が積極的にあいさつをし、声をかけ、用件を聞くなど、不審者かどうかの判断ができるようにしているか。
- 登下校時以外は門扉を閉めるなどして、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定しているか。

6 登下校時の安全確保

- 通学路の安全について点検し、安全管理に関する地域安全マップ等を作成して子どもや保護者に周知しているか。
- 「子ども 110 番の家」等緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。
- 万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、近くの人に知らせる、逃げる等）を子どもに指導しているか。
- スクールガード（保護者や地域の方々等）によるパトロール等の協力を得て、子どもの安全確保に努めているか。
- 決められた通学路を通ることや帰宅が遅くなる（部活動等）時の安全確保について指導しているか。

7 学校開放日（授業日）の安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。

8 学校の施設・設備面での対策

- 校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況等について定期的に点検・補修を行っているか。
- 非常通報装置や防犯カメラ等を設置している場合、作動状況の点検を行っているか。

<実践事例 2> 生徒会で取り組む学校安全

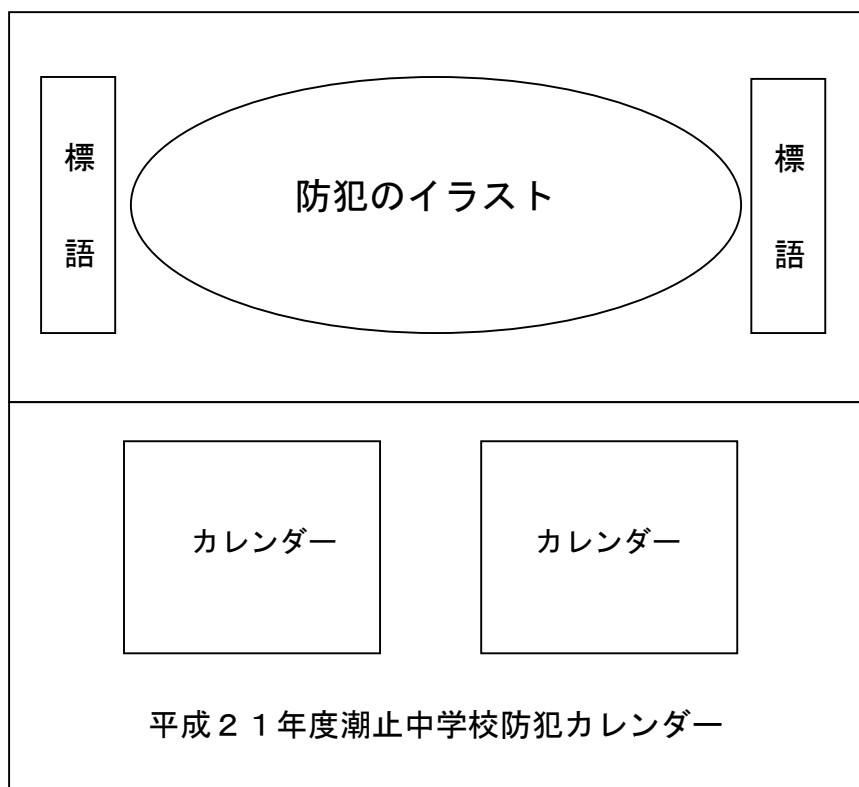
八潮市立潮止中学校

平成 21 年度潮止中学校防犯カレンダーの作成

潮止中学校生徒会

1 カレンダー案

【図案】作成（生徒会役員）



2 各月の防犯テーマ

月	テ ー マ	(標語を募集する学年)
4 月・ 5 月	不審者・変質者	(1 年)
6 月・ 7 月	万引き・恐喝	(2 年)
8 月・ 9 月	喫煙・飲酒	(3 年)
10 月・ 11 月	無断外泊・深夜徘徊	(2 年)
12 月・ 1 月	メールでの中傷・悪質なサイト	(3 年)
2 月・ 3 月	交通事故	(1 年)

※安全な生活という観点からテーマを設定

3 各部分の分担

- (1) 防犯イラスト 美術部に依頼する。
- (2) 標語募集 全校に募集する。
【方法】
 ・各学年2テーマずつ募集
 ・テーマごとに優秀作品を2点選出(計12点)
 ・優秀作品を全校表彰し、カレンダーに掲載
- (3) カレンダー日付 生徒会役員が作成

4 日程

- (1) イラストの依頼、回収 生徒会役員全員

○3月19日(金)までに回収

月	テーマ	依頼先	依頼・回収
4月・5月	不審者・変質者	美術部	(担当者名)
6月・7月	万引き・恐喝		(担当者名)
8月・9月	喫煙・飲酒		(担当者名)
10月・11月	無断外泊・深夜徘徊		(担当者名)
12月・1月	メールでの中傷・悪質なサイト		(担当者名)
2月・3月	交通事故		(担当者名)

- (2) カレンダー日付

○3月19日(金)までに作成(パソコン)

- (3) 標語募集の用紙作成・集計

○3月4日(火) 放課後までに用紙作成 5日(水)に実施

○5日(水) 放課後回収して選考

- (4) 表彰状作成

○優秀作品選考後、10日(金)までに作成(パソコン)

- (5) 表彰

○3月の集会で標語表彰(予定)

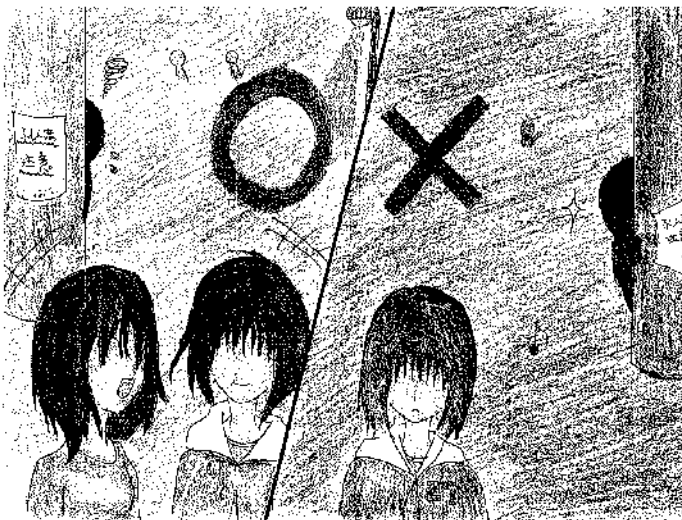
- (6) カレンダーの作成と配布

① イラスト回収後、カレンダー作成

(部数 12部程度 各クラス1部+α)

② 完成後 新年度から各教室(特別教室にも)に配布、掲示してもらう。

注意しよう やさしい人ほど 危ないよ



不審者を見ないよらない 近づかない

4月

Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

5月

Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平成21年度 潮止中学校防犯カレンダー

4 防災教育の推進

(1) 現 状

ア 避難訓練の実施状況

避難訓練は、すべての学校で年1回以上実施されている。

【消防法施行令】

防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難訓練を定期的に実施しなければならない。

【避難訓練で実施している内容】 複数回答可

状況	校種 小学校 (716校)	中学校 (367校)	高校(全日制) (147校)	高校(定時制) (34校)	特別支援学校 (37校)
避難	713	367	146	34	35
救助袋等の降下訓練	149	39	95	3	3
消火訓練	324	163	125	12	28
救命訓練(講習)	182	69	28	6	6
講話	526	289	118	28	32
その他	88	40	28	6	11

イ 防災指導の実施状況

【学級活動やホームルームでの実施状況(避難訓練前後の指導を含む)】 複数回答可

状況	校種 小学校 (716校)	中学校 (367校)	高校(全日制) (147校)	高校(定時制) (34校)	特別支援学校 (37校)
避難訓練の前後	706	360	143	31	37
教科の中で	198	61	13	2	2
HR活動	384	148	27	7	14
その他	42	14	7	3	5

【ア、イともに平成21年度学校健康教育実践状況調査から】

(2) 課 題

ア 年2回以上の避難訓練の実施

イ 避難訓練の内容の充実

ウ 学校安全計画に基づく計画的な防災教育の実施

エ 地域との連携を図った防災教育

(3) 対 策

ア 避難訓練の実施の時期は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に基づいて、年間を通して季節や他の安全指導との関連を考慮して適切に設定する。

イ 訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、さまざまな場面を想定し、実施する。

ウ 防災学習の時間を年間指導計画に位置づけて確実に実施する。また、各教科や特別活動の中で、防災に関する内容(地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等)について、扱う時期と項目を一覧表にするなどして、発達段階に応じた系統的な指導を実施する。

エ 訓練実施後は必ず検証し、防災マニュアルの見直しを行う。

オ 消防署、地域の防災担当者等と連携を図り、地域と密着した防災教育を進める。また、防災拠点校となっている県立学校では、施設を災害要援護者向け緊急施設として十分活用できるように、関係機関と日常の連携を図る。

評 価

【避難訓練】

- 避難訓練は、授業中・休み時間等、異なった状況を想定して実施しているか。
- 避難器具の使い方について訓練したか。
- 訓練後の検証、防災マニュアルの見直しを行っているか。
- 地域住民が避難してくることを想定し、避難所としての学校の対応を訓練しているか。

【児童生徒の危機対応力】

- 登下校中被災した場合、安全な行動が取れるよう指導しているか。
- 救急処置の方法について、発達段階に応じて指導しているか。
- 社会の一員としてのボランティア精神が培われているか。

【地域や関係機関との連携】

- 各市町村の行政機関との連絡体制がとられているか。
- 地域住民に、学校の避難所(施設)の情報を発信しているか。
- 地域自治会の役員等と、避難住民の誘導等、協力を得られる体制を構築しているか。

＜実践事例3＞ 中学生向け危機管理・防災に関する教材、指導者用資料を活用した防災に関する学習

(埼玉県危機管理防災部危機管理課)

「防災指導の重要性は認識しているが、資料集めやきめ細かい指導案を練る時間がなかなかとれない！」といった先生方の声へ応えるために、作成された教材です。

中学校だけでなく、**小学校、高等学校でも利用することが可能**ですので、学校の実情に合わせて御活用ください。

◎ 教材の活用例

- ・ 教材の一部を自由^①に組み合わせて指導案を作成する。
- ・ 地震や避難方法についての基礎知識を習得するため、学級活動や学年だより等で、教材の一部をコピーして配布する。(高校の場合には、ホームルームでの活用)
- ・ 被災者の手記を道徳等の授業で活用する。

◎ 教材に対する先生方の感想 (危機管理・防災教材に関するアンケート(H20.10) 結果から)

- ・ 今後、危機管理・防災に関する指導は必要になってくると思います。この資料を生かして、実践していきたいです。
- ・ 図や写真が多く分かりやすい教材です。今後も事例を提供いただくと有り難いです。
- ・ とても充実している資料である。プリントや話題として使用させてもらった。

◎ 教材を使用した授業を受けた生徒の感想

- ・ 今日の授業で、もしこんなことがあったら…と考えることが出来たので良かったです。一度家族で話し合ってみたいと思いました。
- ・ 心肺蘇生法を学んで一人でも多くの命を救いたいと思った。
- ・ 重要なことは、自分が何か人のためにやろうという気持ちであって、できるかできないかではなく、やるかやらないかだと思う。いざ、災害があったら、何事にも積極的に働きたいと思う。

※ 県政出前講座として、希望する学校に県職員を講師として派遣します。

下記のアドレスから申請することができます。

教材等のダウンロードについてはこちらから(毎年度データは更新しています)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BB00/kikikanri/kyouzaisidoutenkairei.html>

県政出前講座の申請 (県職員を講師として派遣します)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BA00/demae/theme.html>

◆講座を実施した学校◆

【平成19年度】蓮田市立黒浜中学校

※21年度は22年3月に実施で

【平成20年度】小鹿野町立長若中学校

あり、原稿作成時は予定。

【平成21年度】埼玉県立所沢高等学校

埼玉県立春日部女子高等学校

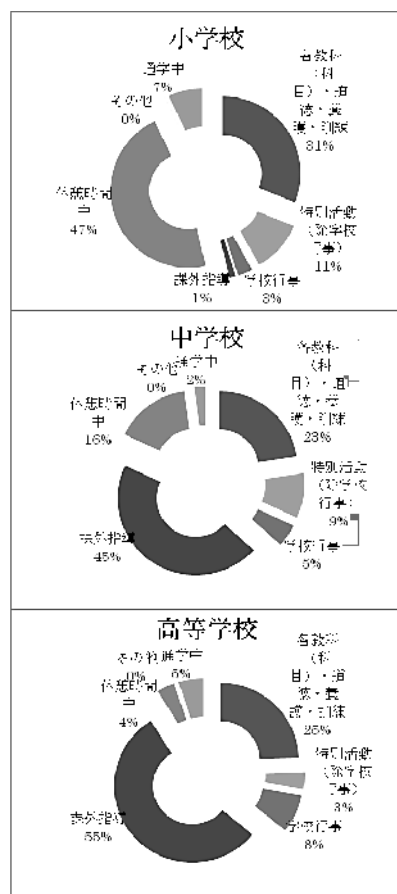
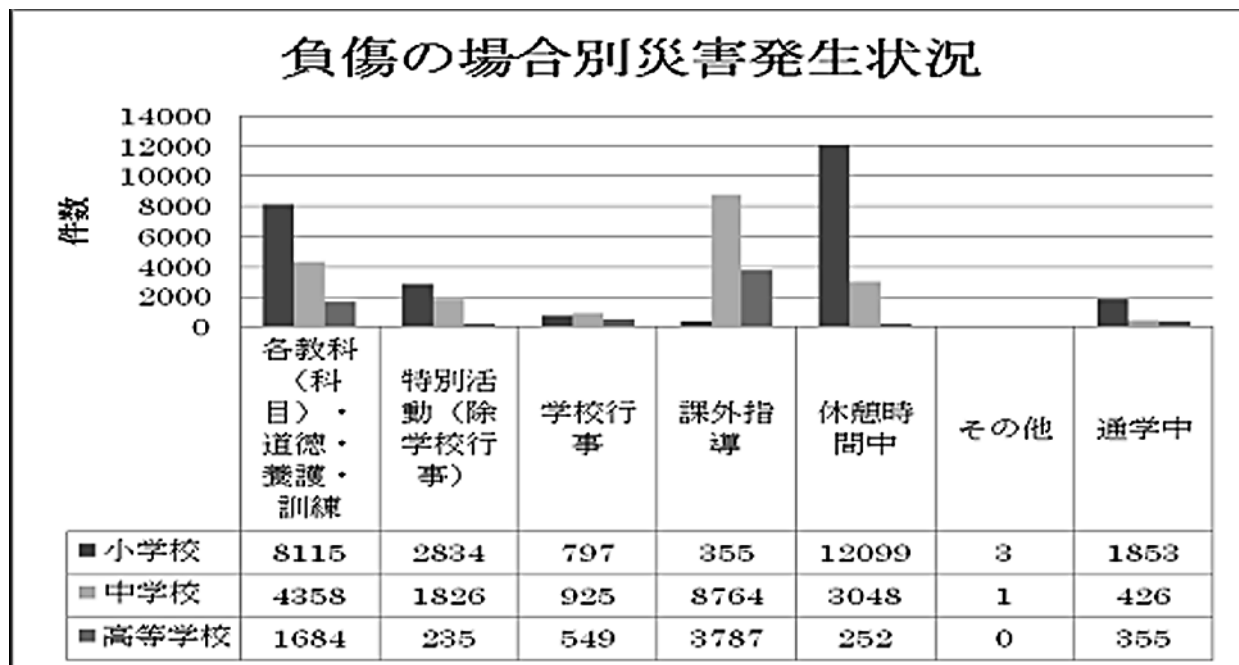
5 学校安全管理の徹底

(1) 現 状

資料：＜平成 20 年度学校管理下の災害発生数＞

ア 学校生活の安全管理

独立行政法人日本スポーツ振興センター



平成 20 年度の学校管理下における県内小・中・高校生
の負傷の発生件数は、52,266 件報告され、平成 19
年度(58,553 件)と比較して、6,287 件の減少
となっている。

- 校種別に見た場合、事故割合が高いのは、
 - ・ 小学校…… 各教科の授業中・休憩時間中の事故
 - ・ 中学校…… 課外指導・各教科の授業中の事故
 - ・ 高等学校… 課外指導・各教科の授業中の事故
- 各教科の授業のうち、体育・保健体育は、
 - ・ 小学校…… 総数の 26% (6,783/ 26,056 (件))
 - ・ 中学校…… 総数の 20% (3,921/ 19,348 (件))
 - ・ 高等学校… 総数の 24% (1,613/ 6,862 (件))
- 課外指導のうち、体育的部活動は、
 - ・ 中学校…… 総数の 44% (8,572/ 19,348 (件))
 - ・ 高等学校… 総数の 54% (3,736/ 6,862 (件))

イ 学校環境の安全管理 (平成21年度学校健康教育実践状況調査結果)
すべての公立学校で、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に基づき、定期の安全点検と臨時の安全点検を実施している。

また、防犯の観点で安全点検を実施している学校は、

【小学校】	93.0%
【中学校】	91.8%
【高等学校】	89.1%
【特別支援学校】	73.0%

ウ 通学の安全管理 (平成21年度学校健康教育実践状況調査結果)
通学路を指定している小・中学校はすべて、通学路の安全点検を実施している。

エ 事件・事故災害発生時の安全管理 (平成21年度学校健康教育実践状況調査結果)
防災・不審者対応等の危機管理マニュアルはすべての公立学校で作成・見直しをしている。

(2) 課題

- ア 事故の未然防止
(重点：体育的活動（運動部活動を含む）及び休憩時間における運動遊び)
- イ 定期安全点検、臨時安全点検、及び日常の環境整備の実施と事後措置
- ウ 通学手段に対応した安全管理の徹底
- エ 危機発生を前提とした組織づくりと救急及び緊急連絡体制の整備
- オ 教職員の危機管理意識の向上

(3) 対策

- ア 各学校において事故発生の状況を把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に応じた安全管理を行う。
- イ 安全点検は、学校種、学校環境や地域の実情を考慮し、対象や項目のチェックリストを作成する。点検は教職員全員により確実に実施し、事後の措置を適切に行う。
また、防犯の観点からも安全点検を行う。
- ウ 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐にわたるので、計画的な安全指導を行う。
- エ 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- オ 作成した「危機管理マニュアル」は、実際に機能するかどうか、訓練等をもとに検証し、定期的に見直し・改善を行う。

<危機管理マニュアル見直し・改善のポイント>

- 1 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 2 施設設備や通学路、児童生徒の状況変化はないか。
- 3 地域や関係機関等との連携に変更はないか。
- 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している項目はないか。

学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー（文部科学省）

評 価

次の視点で安全管理の実施状況を評価する

【安全管理の計画や体制】

- 安全管理に関するマニュアル等は適切に機能するように作成されているか。

【学校生活の安全管理】

- 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況が把握され、それらが、安全管理や安全指導に役立てられているか。

【学校環境の安全管理】

- 安全点検が確実に実施され、危険箇所に対し、適切な措置が取られているか。

【通学路の安全管理】

- 通学路の点検を行い、地域安全マップの作成・見直し等、安全に配慮した対応をしているか。

【事件・事故、災害発生時の安全管理】

- 校内で事故が発生した場合の応急手当や通報の体制は確立されているか。
- 校外で行われる教育活動において事故が発生した場合の救急及び緊急連絡体制は確立されているか。
- 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。

Ⅲ 学校における食育の推進

朝食欠食や偏食などの食生活の乱れや、肥満傾向の増大などがみられ、生活習慣病との関係も指摘される中、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことができるよう、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることは極めて重要である。

食育は、埼玉県教育委員会が推進する「教育に関する3つの達成目標」の基盤となるものである。学校は、児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と連携しながら、教育課程に基づいた食育の実践・推進により、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることが大切である。

1 食に関する指導の充実

食に関する指導は、児童生徒の望ましい食習慣を形成するとともに、好ましい人間関係の育成を図り、心身の健全な発達に資する。

特に、新しい学習指導要領を踏まえ、指導目標や内容を明確にし、教育活動全体を通して、全教職員で取り組む校内体制の整備が大切である。また、栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かし、家庭・地域と連携しながら、計画的・継続的に行うことが重要である。

2 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の生きた教材として活用し、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる。

こうしたことから、学校給食は、学校給食法の改訂を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。

3 衛生管理の徹底

児童生徒に安全で安心な食事を提供することは、学校給食の根本である。

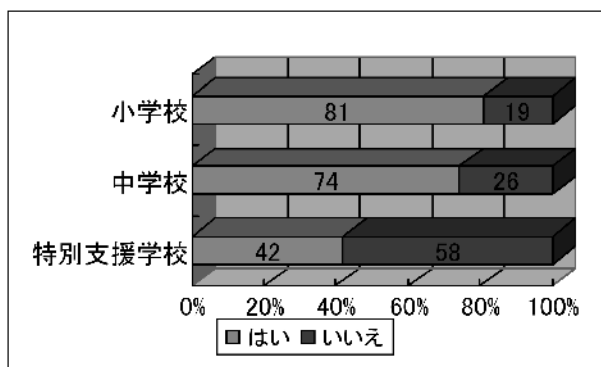
特に、学校等では、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

1 食に関する指導の充実

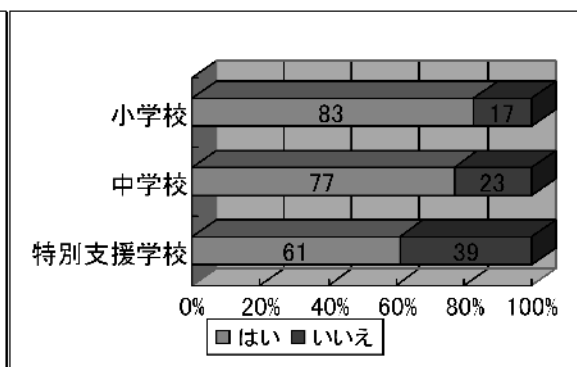
(1) 現 状

食に関する指導を計画的・継続的に行い、全教職員で取り組む指導体制づくりの基盤となる「食に関する指導全体計画」の作成状況や、家庭・地域との連携を図るための取組状況などは、次のとおりである。

【食に関する指導全体計画】

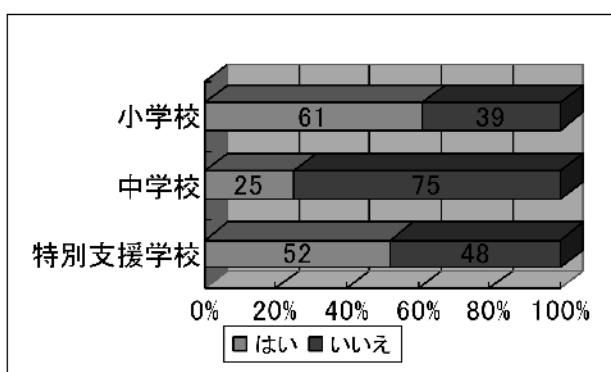


【食に関する・学校給食年間指導計画】

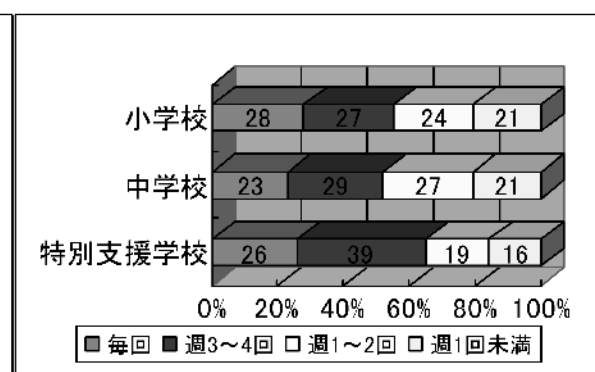


※ 「食に関する指導」の全体計画及び年間指導計画の作成・整備が必要である。

【教員と栄養教諭・学校栄養職員とのT.T】

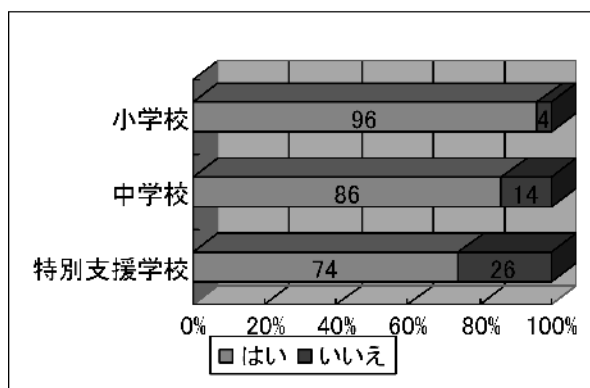


【地場産物を活用した給食の献立】

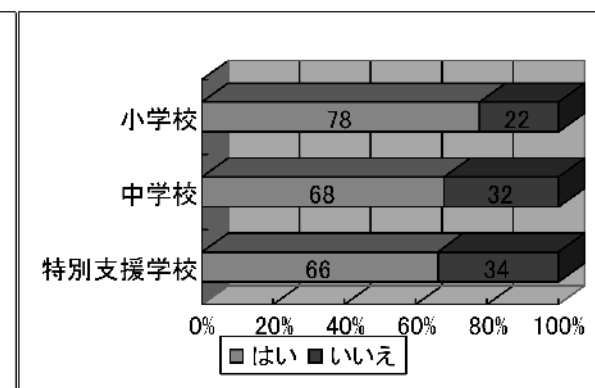


※ 給食を生きた教材とするなど、栄養教諭・学校栄養職員等とのT.Tによる質の高い授業実践が望まれる。

【朝食の大切さを保護者に説明】



【児童生徒、保護者への啓発】



※ 朝食摂取率を上げるには、家庭との連携が重要で、保護者への理解と協力を得られるまでの根気よく継続した取組が不可欠である。

(2) 課題

【グラフについては平成21年度学校健康教育実践状況実態調査から】

- ア 指導体制の整備
- イ 食に関する指導全体計画及び年間指導計画の作成
- ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画
- エ 家庭・地域との連携

(3) 対 策

ア 指導体制の整備

- 食に関する指導の校内研修を実施し、教職員の共通理解を図る。
- 校内の組織・体制を見直し、食育推進者で組織（委員会）を位置付ける。
- 校長のリーダーシップのもと、保健主事、給食主任など、校内において教職員の中心となって食に関する指導を進める職員と、家庭科教諭、栄養教諭、学校栄養職員など、食に関する高い専門性をもった職員の食育推進者で構成する組織・体制をつくる。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコーディネーター役となるリーダーを選任する。

イ 食に関する指導全体計画及び年間指導計画の作成

- 学校や学年の食に関する指導の重点目標（6つ）を設定し、食育に関する取組を教育課程に位置付ける。
- 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるか明確にする。
- 学校給食を「生きた教材」として、各教科等における活用とその時期を明確にする。
- 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。

ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画

- 全教科、全領域、総合的な学習の時間を通して、栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かす機会を年間指導計画に位置付ける。
- 体験活動を重視し、地域の方をゲストティーチャーとするなど指導方法を工夫する。
- 授業だけでなく、指導計画の立案、授業後の評価まで担任と連携して行う。

エ 家庭・地域との連携

- 食育だより等、各種たよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通して啓発を継続的に行うとともに、給食委員会に保護者を加え、意見を取り入れる。
- 食に関する指導の授業公開や地域の協力を得ながら進める親子体験活動等の工夫を図るなど、学校・家庭・地域の連携により食への意識や関心を高める食育活動を一層推進する。

評 価

次の視点で活動状況を評価する。

- 食に関する指導について、校内研修を開催することができたか。
- 食に関する指導を推進する組織・体制ができたか。
- 食に関する指導全体計画は作成できたか。
- 各教科・領域等において食に関する指導が昨年以上に実施できたか。
- 教員と学校栄養職員等とのチーム・ティーチングによる授業が行われたか。
- 家庭への働きかけが昨年以上に実施できたか。

＜実践事例 1＞ 研究委嘱地域の取組

研究委嘱 栄養教諭を中核とした食育推進事業

研究主題（実践中心校：上尾市立東小学校）

「食」で育てよう 豊かな人間性～自ら健康づくりにはげむ 東っ子の育成～

上尾市教育委員会

I 研究の概要

1 事業取組の趣旨

社会の急激な変化と飽食の時代にあり、「食」に対する意識も大きく変化している。栄養の偏り、不規則な食事、孤食、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題があり、上尾市においても「食」を通して子どもたちの豊かな人間性をはぐくむことが喫緊の課題である。栄養教諭の配置が進むことにより、食に関する指導に係る全体計画、年間指導計画に基づいた体系的・継続的な学校全体の取組が期待されている。

このことから、「『食』で育てよう 豊かな人間性」を研究主題として設定し、以下の3つテーマを掲げ、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携体制のもと、研究に取り組み、食育の推進を図った。

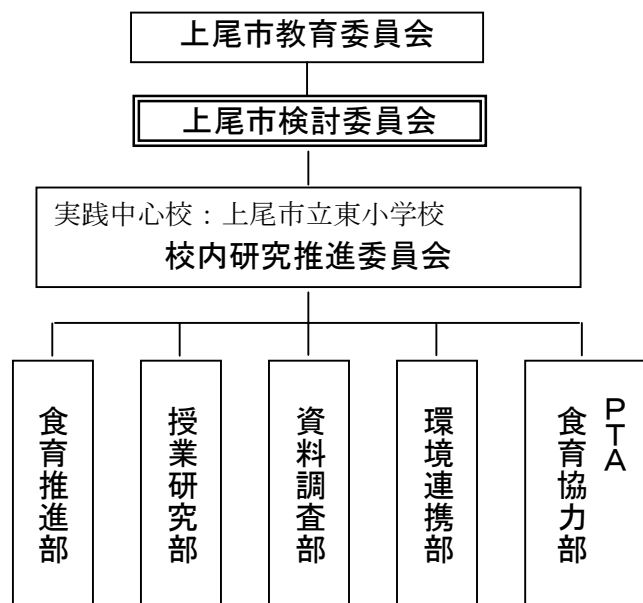
- ①子どもたちの望ましい食習慣形成
- ②食に関する指導の充実
- ③家庭・地域への発信と連携

2 事業の実施体制

事業の実施に当たり、学校医、地域生産者、PTA、市内栄養教諭、市栄養士研究会等からなる検討委員会を設置した。学校における食育のあり方について、様々な立場からの意見をいただき、実践中心校の食育実践に生かすとともに、市内全体の食育推進を図ることをめざした。

同時に、学校の食育の取組について、広く理解を得る貴重な機会ともなった。

検討委員会の議論を通し、学校が保護者、地域をはじめ様々な人々との絆を深めることの大切さを再認識した。



II 実践中心校の実践事例

毎日行われる給食指導の徹底を基本として、各教科・領域における体験活動を重視した授業実践、行事の見直し等、家庭・地域と連携を図りながら、栄養教諭を中核として全教育活動を通して食育の推進を図った。

1 学年テーマと取り組み

■1学年『のこさずたべてげん気なからだ』

二十日だいこんを育てた。はしの使い方を養教諭から教わった。



■2学年『やさいとなかよくなるろう』

野菜を育て、親子でサラダ作り。給食の食材にも、野菜嫌いが減った。



■3学年『くらしに生かそう先人たちのちえ』

学活、国語社会などで食育授業。総合で、先人たちの知恵を学んだ。



■4学年『バランスよく食べよう』

栄養教諭から、発育には食事、運動、休養が大切だと教わった。



■5学年『お米の元気いただきます』

バケツ稲作り、飯盒炊飯、調理実習。自らの健康づくりを考えた。



■6学年『よりよく食べてよりよく生きよう』

家庭科で栄養教諭から専門的授業。連合運動会に向け、食を改善した。



■なかよし学級『きれいに・そだてて・かんがえて』

学校の農園「なんの園」で、心をこめて野菜を育てた。



食育だよりの発行



2 各部の取り組み

各部が組織的・機能的に食育を推進した。調査、授業研究、掲示の工夫、啓発活動等。

栄養教諭とチームティーチング



III 研究の成果と今後の課題

効果があった実践は、全教職員による授業研究会、栽培体験活動と収穫物の給食利用、お弁当の日、親子料理教室、給食指導の徹底であり、教員、児童、保護者・地域の意識向上を図ることができた。家庭・地域との更なる連携が今後の課題である。

<実践事例 2> 研究委嘱地域の取組

研究主題
児童生徒の望ましい食習慣の育成を目指して

鳩ヶ谷市教育委員会

I 鳩ヶ谷市の概要

1 鳩ヶ谷市の概要

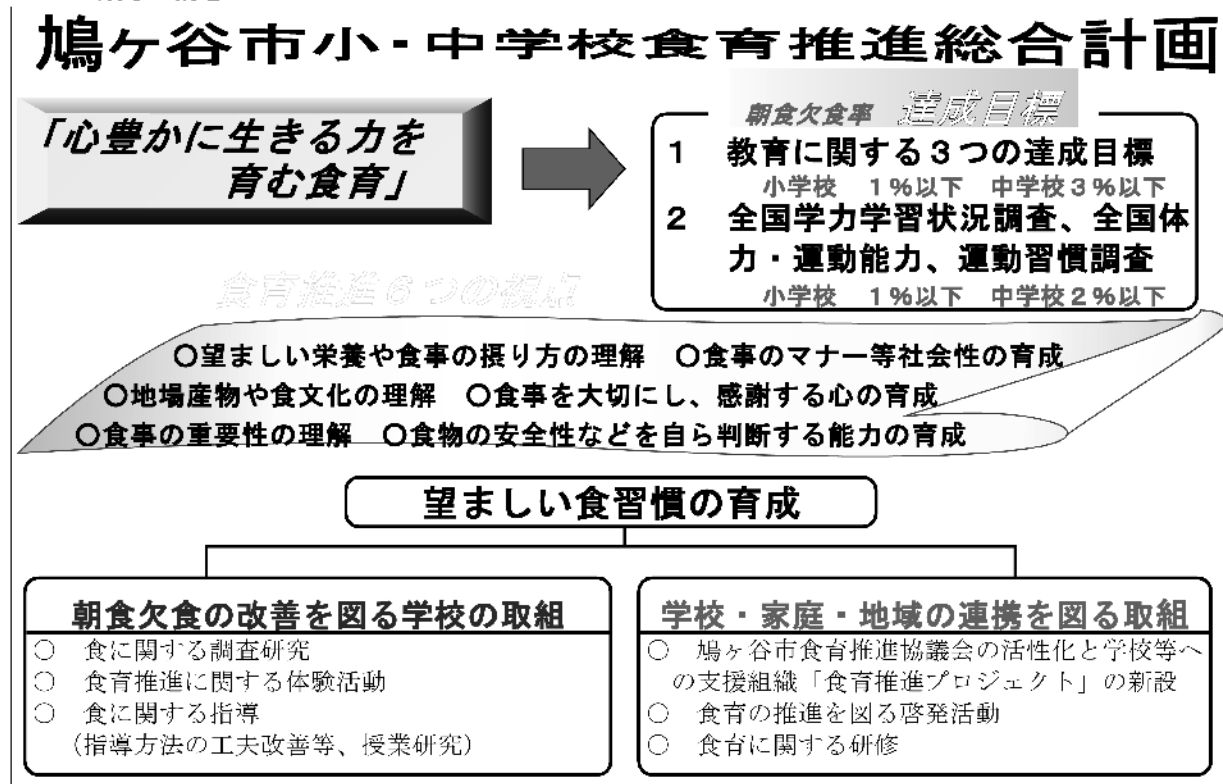
鳩ヶ谷市は、埼玉県南部に位置し、川口市と東京都に囲まれた、市域が6.2平方キロメートルの歳市に次ぐ日本で2番目に小さな市であり、現在は6万人を超える人口である。

2 学校規模等（平成21年5月現在）

○学校数	小学校	6校	中学校	3校
○児童生徒数	小学校	3,228名	中学校	1,422名
○教職員数	小学校	196名	中学校	93名

II 研究の概要

1 研究の構想



2 推進組織

「鳩ヶ谷市食育推進協議会」が市の食育を推進している。市内小・中学校、市PTA連合会、JA川口市、学校教育課、生涯学習課、産業振興課、市保健センターが所属している。また、この協議会や学校、家庭、地域を支援をする組織「食育推進プロジェクト」を新設した。

III 実践事例

1 朝食欠食の改善を図る学校の取組

- 食に関する調査研究
 - ・ 年2回の実態調査
- 朝食欠食の改善を図る体験活動
 - ・ 料理教室（朝食レシピ等）や学校行事



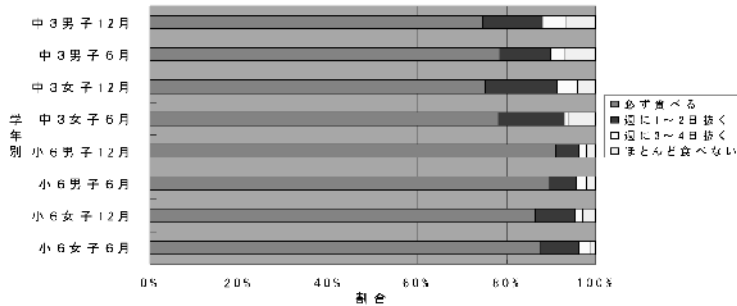
親子料理教室（朝食の調理実習）

○ 食に関する指導（指導方法の工夫改善等、授業研究）

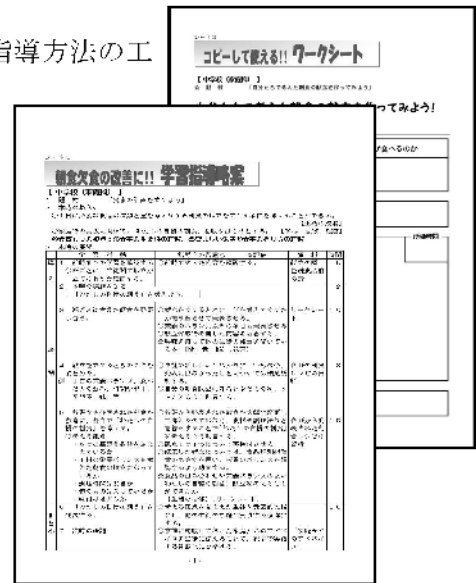
- ・ 食育に関する年間の学習計画の見直しやTT等の指導方法の工夫改善、指導資料の作成

食育に関する実態調査」調査結果（児童生徒・保護者・教員に実施）

問1 あなたは、毎日朝食を食べますか。



* 平成19年度から継続的に行っている調査。今年度は、朝食欠食に関する内容に焦点化して実施した。



食育指導資料(リフレット)

2 学校・家庭・地域の連携を図る取組

○ 鳩ヶ谷市食育推進協議会の活性化と学校等への支援組織「食育推進プロジェクト」の新設

※ 食育推進プロジェクト

- ・ 栄養教諭や学校栄養職員、指導主事で構成
- ・ 食育推進協議会や各校への助言、支援を行う。

○ 食育の推進を図る啓発活動

- ※ 本市の児童生徒はもちろん、児童生徒の保護者、地域及び市民への啓発を図り、食育に関する意識の向上を図っている。
- ・ 市内全小・中学校で実施する食育講演会
- ・ 「食育推進だより」の発行(年2回)
- ・ 食育ポスターコンクールの実施と食育カレンダーの作成
- ・ 市内小・中学校の食育コーナーの充実
- ・ 鳩ヶ谷市農業祭への参加(産業振興課とのタイアップ)



栄養教諭による授業



食育推進プロジェクト

ポスターコンクールを生かした食育カレンダー

食育推進だより「食育はとがや」



○ 先進市(校)への視察等、研修の充実

IV 研究の成果と今後の課題

市内すべての小中学校が取り組むことで、各校の教員はもちろん、児童生徒、保護者、地域の方々の食育に関する意識が向上したことで、朝食欠食率についても、ある程度改善が見られた。

今後は、市内各校が「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果分析を確実にを行い、課題や方策を明確にして実践するPDCAサイクルにもとづく取組が行われるよう、学校への支援を行うことが課題である。また、各教科・領域等との関連をふまえた食育指導と、さらなる家庭・地域への啓発と連携を深めた実践をしていく必要がある。

これらの課題を解決し、市内小・中学校の児童生徒に朝食欠食の改善と、食事のマナーや食事の摂り方、感謝する心など、望ましい食習慣が身につくよう、研究の充実を図っていく。



＜実践事例3＞研究委囀地域の取組

発表テーマ 学校とともに地域ぐるみで食の楽しさ、大切さ、関心をもつ子どもの育成

所属名 所沢市教育委員会

1 はじめに

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成にあたり大きな影響を及ぼすことから、学校給食の教育的役割を改めて見直すとともに、学校における食育を進めていくことが求められている。

学校において食育を推進するためには、学校教育全体での指導を実施することが必要となるが、その中心となるのが栄養教諭であり、また、学校給食摂取基準に沿った学校給食の食事内容の充実も重要な課題となっていることから、「栄養教諭を中核とした食育の推進」を研究課題として設定し、

- ① 学校給食を活用した食に関する指導の充実
- ② 組織の中で個別指導を充実させるための方策
- ③ 家庭、地域への効果的な普及啓発を行うための方策

の3つをテーマとして掲げ、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携体制のもと、テーマに沿って研究に取り組んできた。

2 取組

(1) 学校給食を活用した食に関する指導の充実

ア 学校給食指導講習会の開催

演題「食育推進における栄養教諭の役割」

☆学校給食は生きた教材

☆学校教育活動全体を通じて取り組む



【講師】女子栄養大学短期大学部
教授 金田雅代氏

イ 児童への食に関する指導

栄養教諭等と学級担任等によるティームティーチング



生活科「とうもろこしの皮むき
きをしよう」(2学年)

学級活動「すききらいしないで
食べましょう」(3学年)



ウ 箸を使った食に関する指導

- ・「マイ箸」づくりと手打ちうどん体験学習会の開催
- ・「はしの日」の制定とそれに伴った

☆正しい食習慣を身につける
☆食への関心、環境に対する意識の向上



【箸づくり】



【市の名物でもある手打ちうどん】

給食献立の工夫

日	献立	調理法	栄養成分	アレルギー
11月1日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月2日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月3日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月4日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月5日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月6日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月7日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月8日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月9日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月10日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月11日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月12日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月13日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月14日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月15日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月16日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月17日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月18日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月19日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月20日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月21日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月22日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月23日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月24日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月25日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月26日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月27日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月28日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月29日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			
11月30日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物			

11月11日を「はしの日」に

(2) 組織の中で個別指導を充実させるための方策

食物アレルギーを持つ児童生徒の学校給食の対応として、栄養教諭在籍校において、アレルギーの専門家による「食物アレルギーの知識理解対応研修会」を開催した。

(3) 家庭、地域への効果的な普及啓発を行うための方策

ア 食育フォーラムの開催

【講演：村上祥子氏】



【シンポジウム】
報告者：農業指導者、保護者、学校関係者、栄養教諭



西武学園医学技術専門学校学生による「エプロンシアター」

イ 親子料理教室の開催



地域の生産者の協力により学校の農園で収穫された食材

ウ 献立だよりを活用した「ひとこと給食指導」

日	献立	ひとこと給食指導
11月1日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月2日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月3日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月4日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月5日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月6日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月7日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月8日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月9日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月10日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月11日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月12日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月13日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月14日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月15日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月16日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月17日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月18日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月19日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月20日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月21日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月22日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月23日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月24日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月25日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月26日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月27日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月28日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月29日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	
11月30日	ごはん、味噌汁、揚げたてのからあげ、ゆでたまご、ほうろく煮、きんぴら、お漬物	

3 おわりに

栄養教諭が在籍する小学校4校のみならず、その他の小学校においても、地域、家庭と連携しながら、食に関する指導を行なった。今後は、小学校と中学校が連携すること、さらに、課題として、給食の残菜率の目標である10%を達成するため、市内各校への働きかけを進めていく。

(食を知り・食とかかわり・食を楽しむ)

1 研究のねらい

- (1) 学校での教育活動全体を通して、児童が主体的に食生活を見直し、健康について考え、食への理解を深める。
- (2) 「早寝・早起き・朝ご飯」の徹底により、望ましい食生活の習慣化を図っていく。
- (3) 食に関するアンケートや毎月の給食日より等により、家庭との連携を図り、学校と家庭の食に対する意識の統一を図り、食育の重要性の意識化を図る。

2 食に関する指導目標との関連



3 学年別指導内容

目指す児童	指導目標	低 学 年	中 学 年	高 学 年
食に関する正しい知識をもとに、健康的な生活を実践しようとする子ども	②心身の健康 ③食品を選択する能力	・健康のため好き嫌いなく食べようと努力することができる ・食べ物に興味関心をも、食材の名前がわかる	・栄養と健康の関わりを知り、自分の食行動をふりかえることができる ・安全や衛生に気を付けて食品を選ぶことが大切であるとわかる	・栄養のバランスのとれた食事のとり方がわかり、健康の自己管理ができる ・食品の品質及び安全性等について情報をもとに選択することができる
実体験をもとに、広い視野から食を理解し、心豊かに生きる子ども	④感謝の心 ⑤食文化	・いただきますとごちそうさまの意味がわかり、心を込めて挨拶をすることができる ・季節や行事にちなんだ料理があることを知る	・食べ物や、自分の食生活を支えてくれる人々に感謝の気持ちをもつことができる ・地域の産物に興味をもち、日常の食事と関連付けて考えることができる	・自分の食生活を支える要因を理解し、感謝の気持ちをもってそれに応える行動ができる ・食文化や食料の生産・流通・消費について理解を深め、また、食の歴史、外国とのつながりについても関心をもつ
食事を楽しみ、人とのつながりを深めることができる子ども	①食事の重要性 ⑤社 会性	・食事のマナーがわかり、友だちと仲良く給食を食べることができる ・協力して準備や後片付けができるようにする	・食事のマナーに気をつけ、楽しい雰囲気の中で食べることができる ・安全と衛生に注意して配膳活動ができる	・望ましいマナーを身に付け、楽しい雰囲気作りを工夫し、食事を楽しむことができる ・自覚と責任をもって配膳活動ができる

4 各学年の豊かな体験活動

- (1) 児童を中心にした食に関する指導
- (2) 野菜栽培を通しての食育指導
- (3) 学校給食を題材にした食育指導
- (4) 食生活に関する実践的な学習活動
- (5) 学校栄養職員とのTT授業
- (6) 牛とのふれあいを通じた食育指導
- (7) 保護者・地域のアンケート調査による食育指導の連携
- (8) 親子料理教室のによる保護者・児童への食育指導



1年生トウモロコシの皮むき



トウモロコシの皮むきに挑戦！ひげがたくさんある方が甘いだって。みんなが給食で食べるぞ。もっと頑張ろう！

2年生そら豆の皮むき



そら豆の皮をむくと、きれいにそら豆が並んでいるんだね。自分でやってみて初めて分かりました。

中庭でガーデンランチ



中庭のわくわくガーデンで、学年毎においしい給食。さわやかな風、あたたかい日差し、みんなの給食の会話が弾みます。

児童会の活動



児童会役員会が中心になって、使い終わったトレイを回収し、リサイクルへ。食べた後のことも大切です。

給食委員会の活動



給食委員会が、毎日配膳でクラスの給食当番のお手伝い。頼りになるお兄さん、お姉さんです。

栽培委員会の活動



カボチャやナス、トマトなどをみんなで植えました。土を耕し、苗を植えて水やり。大きく大きく、育ちますように。

5 家庭・地域との連携

親子料理教室

「こうやって切るんだ」「給食で食べるカレーと同じ味」夏休みの3日間。150名の参加で楽しい料理・会食をしました。



焼きそばパーティー

夏休みの一口。おやじの会主催の焼きそばパーティー。お父さんの慣れた手つき？おいしい焼きそばができてあがり。食べた後のゲームも盛り上がりました。



6 食に関する指導目標との成果

豊かな体験活動を通して、児童に「食を知り、食とかわり、食を楽しむ」姿が見られ、「食」に対する意識が高まり、以下のような成果が見られた。

- 自分の食生活を見直し、バランスのとれた食事をするよう心がけるようになった。
(食の重要性・食を選択する能力)
- 食べ物を自分の口に入れるまで、多くの人の思いや苦勞が、自ら野菜を育ててみて知ることができた。
(食への感謝の心)
- おいしく食べるためには、自分の健康が大切であることに気づくようになった。(心身の健康)
- 給食指導の充実を図り、楽しく給食の時間を過ごすようになった。残菜もほとんどゼロとなる。
(食の文化)
- 保護者にも「食」に関する意識が高まり、家庭における「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を図ることができた。
(社会性)

2 学校給食の充実

学校給食は、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上を図るとともに、栄養的にバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、家庭における望ましい食生活のモデルとなるよう、絶えず改善に努めることが必要である。

また、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことを目指し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を効果的に進めるため、生きた教材として活用されるよう、食事内容の充実を図ることが重要である。

(1) 現状及び課題

文部科学省「学校給食栄養報告（週報）」から把握できる課題は、下記のとおりである。

ア 主食・主菜・副菜がそろっていない。

イ 文部科学省「学校給食摂取基準」と比して、たんぱく質・ナトリウム（食塩相当量）が過剰。カルシウム・鉄・食物繊維が不足。

ウ 残渣が多い。また、その理由を検証し、献立作成に活かしていない。

(2) 対策

ア 多様な食品を組合せ、美味しく、栄養学的にバランスのとれた給食となるよう献立を工夫し、残渣を減らすように努める。

イ 残渣量を主食・主菜・副菜別に把握をし、その内容について分析、検討した結果を、献立作成に活かしていく。

ウ 献立は、各教科等と意図的に関連させた献立作成とし、給食を生きた教材として活用できるよう、食品の組合せ、調理方法等を工夫する。

エ 地場産物や郷土食を活用し、地域の食文化の継承等に配慮するよう努める。

オ 食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、可能な限り、健康状態や個人差を把握しながら、個々の状況に応じた対応に努める。

評 価

次の視点で学校給食を評価する。

- 多様な食品を組合せ、栄養バランスのとれた食事となっているか。
- 食に関する指導の生きた教材として活用するため、食品の組合せ、調理方法、地場産物の活用等について工夫した献立となっているか。
- 美味しい給食となるよう献立を工夫し、残渣を減らすよう努めているか。
- 残渣量について、毎日確認し、分析結果を献立作成に活かしているか。
- 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にし、各教科等と意図的に関連させた献立作成となっているか。
- 日常又は将来の食事作りにつながるよう、献立や食品名が明確になっているか。
- 食物アレルギー等を有する児童生徒等に対し、個に応じた対応を行っているか。
- 食に関する自己管理能力を養うため、選択できる給食の導入を図っているか。

平成21年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況（市町村）

1. ふるさと学校給食月間実施の有無（市町村教育委員会の状況）※さいたま市を除く

ア 実施した市町村数	69市町村（100%）
イ 実施しなかった市町村数	0市町村（0%）
ウ 市町村の合計数	69市町村（100%）

2. 具体的な取り組み内容（市町村教育委員会の状況）

項 目	市町村数 （複数回答）	市町村数（割合） （最重点）
ア 地元産、県内産食材を取り入れた給食の実施	60	37（53.6%）
イ 郷土食を取り入れた給食の実施	53	16（23.1%）
ウ 献立表等による地元産食材活用についての広報活動	56	1（1.5%）
エ 学校栄養職員を活用した「食」に関する指導の推進	42	13（18.8%）
オ 月間の趣旨に基づく指導資料の作成配布	17	0（0%）
カ 給食センター所長、学校栄養職員等による学校訪問指導	21	1（1.5%）
キ その他	11	1（1.5%）

3. ふるさと学校給食月間実施の有無（小・中学校の状況）

項 目	小学校数（割合）	中学校数（割合）
ア 実施した	677（94.6%）	326（89.1%）
イ 実施しなかった	39（5.4%）	40（10.9%）
ウ 学校数合計数	716（100.0%）	366（100.0%）

4. 具体的な取組内容（小・中学校の状況） * 複数回答

項 目	小学校数・（割合）		中学校数・（割合）	
	○印（複数回答）	◎印（最重点）	○印（複数回答）	◎印（最重点）
ア 地元産食材への理解を深める活動	525	275（40.6%）	242	162（49.7%）
イ 郷土食をはじめ、ふるさとへの理解を深める活動	418	112（16.5%）	183	67（20.5%）
ウ 感謝の心を深める活動	338	64（9.5%）	136	38（11.7%）
エ 学校栄養職員を活用した「食」に関する指導の推進	292	111（16.4%）	90	41（12.6%）
オ 交歓給食等食事方法の工夫	184	58（8.6%）	27	5（1.5%）
カ 地域の人々とのふれあいを深める活動	156	35（5.2%）	29	4（1.2%）
キ その他	92	22（3.2%）	36	9（2.8%）
キ その他（記述）	PTA試食会・調理実習の実施と食育の推進、磁気食器の使用、陶器の使用、給食についての理解を深める活動、残量減少の取組み、学校農園活動（収穫、調理）、親子で考えた地場産物を使用した給食メニューの募集、お米マイスターごはんパワー教室の実施、「箸を使いましょう」のポスター作りと呼びかけ、女子栄養大学の講師による食事と健康についての講演会、小規模稲作、給食委員会による給食新聞作り、完食表彰の実施、給食マナーの呼びかけポスターの作成展示、残さず食べられた日にシールを貼る、バイキング給食を通して食事マナー指導、ワクワクモーモースクールの実施、学校保健委員会での講演会・後片付け調査、子供たちによる献立作成、外部管理栄養士を招いた食育に関する講和、給食センター栄養士による指導、			

5. 市町村として代表する主な取組を1つご記入ください

<input type="checkbox"/> 給食センター栄養士による学校訪問 <input type="checkbox"/> 学校給食一ロメモの配布 <input type="checkbox"/> 縦割り交歓給食 <input type="checkbox"/> オープン参観日に栄養教諭の「食」に関する授業 <input type="checkbox"/> 種類別収穫期・耕作面積・収穫地区等を記載した「ふるさと発見・探検マップ」の配布 <input type="checkbox"/> 生産者を招いた招待給食の実施 <input type="checkbox"/> 地元産米を小中学校給食に初使用 <input type="checkbox"/> 小中学校共通の掲示物作成 <input type="checkbox"/> 学校教育農園で収穫した食材を給食に使用し全校で味わう <input type="checkbox"/> マイはしを作りうどんを食べる事業の実施 <input type="checkbox"/> 地場産に関する「給食だより」の配布（地元生産者の方の写真・インタビューを掲載） <input type="checkbox"/> 「さかど葉酸ブレッド」の学校給食導入 <input type="checkbox"/> 紙芝居・エプロンシアターの実施 <input type="checkbox"/> 小中学校食育指導向上授業研究協議会の実施 <input type="checkbox"/> 地元産食材を使用した家庭でのおすすめ料理の募集 <input type="checkbox"/> 地元産食材の活用 <input type="checkbox"/> みかん狩りに行きみかん作りの話を聞く <input type="checkbox"/> 校内放送による食材の紹介 <input type="checkbox"/> 給食の残食を減らそうキャンペーン <input type="checkbox"/> 収穫祭（餅つき）
--

6. 特色ある献立

[南部] 鱈物汁、ワラビーパン、戸田つ子けんちんうどん、ソース焼きうどん、くわいごはん、にぼうとう、はたざくらごはん、里芋コロッケ、すいとん、いがまんじゅう、ねぎめた、黒豚の照り焼き、ゼリーフライ、紅花かきあげ、 [東部] だんべ漬、味噌煮込みうどん、いがまんじゅう、黒米ごはん、みそポテト、古代米入り吹き寄せおこわ、かてめし、くわい入りつくね団子、呉汁、さつま汁、ゼリーフライ、小松菜の煮びたし、彩の国大豆入り玉子焼き、小松菜入りマーボー豆腐、さきたまライスボール、 [秩父] シャクし菜ごはん、すいとん、おつきりこみ、かてめし、 [西部] 小江戸カレー、マッチャくん、黒ダイヤのみそ汁、大根と里芋の煮物、高麗鍋、かてめし、ゆず入りすいとん、さかど葉酸ブレッド、ひもかわうどん、里芋ごはん、白菜のクリーム煮、笹かまの煎茶あげ、呉汁、白米、ほうとううどん、地粉うどん、白玉ぜんざい、ときがわ味噌汁、彩の国だいちごはん、川島たまごとじうどん、豆腐とほうれん草のみそ汁、八宝菜 [北部] 熊谷うどん、煮ぼうとう、ブルーベリージャム、つみこ、
--

平成21年度彩の国ふるさと学校給食月間実施状況（県立学校）

1. ふるさと学校給食月間実施の有無

ア 実施した学校数	58校（100%）
イ 実施しなかった学校数	0校（0%）
ウ 学校給食実施校の合計数	58校（100%）

2. 具体的な取組内容

項目	学校数 (複数回答)	学校数(割合) (最重点)
ア 地元産食材への理解を深める活動	48	18(31.0%)
イ 郷土食をはじめ、ふるさとへの理解を深める活動	37	21(36.2%)
ウ 感謝の心を深める活動	17	4(6.9%)
エ 学校栄養職員を活用した「食」に関する指導の推進	11	2(3.5%)
オ 交歓給食等食事方法の工夫	8	3(5.2%)
カ 地域の人々とのふれあいを深める活動	2	1(1.7%)
キ その他	9	9(15.5%)

キ その他 ①記述
 [定時制] PTA対象試食会、リクエストメニューをアンケートで調査し実施、苦手な食材を細かく切り提供、
 地域で生産される食材での新メニュー開発、
 [特別支援] 試食会、野菜の図やポスターの掲示、保健運営委員会の実施(学校医、薬剤師、保護者参加)
 家庭の自慢料理を募集し実施、クイズの応募型取り組みの実施、お魚学習会、
 ②4校未回答

3. 主な取組方法

○食堂にて全校生徒・教職員・保護者との遊食会の実施○地元産の旬の食材を心がけ常に手作りをモットーとすること
 ○献立表で郷土食を説明し関心を持たせる○給食の意義を認識する給食記念行事開催○首都圏の料理実施
 ○給食委員が主体となり給食が食べられる感謝の気持ちを深める行事○埼玉県産の野菜を納入してもらう声かけ
 ○校長・教頭・事務部長・野菜提供農場の方を交えたバイキング給食○生徒が育て収穫した食材給食の実施
 ○各都県の郷土料理や名物の掲示○給食だよりでの地場産野菜の紹介○食事をしながら担任による郷土食の話
 ○町おこしメニューの取入れ○学部を超え行きたいクラスでの給食会○埼玉県産の食材を盛り込んだ和食中心の献立
 ○埼玉県ご当地B級グルメを実際に作りグルメ王を当てる○文化祭にて埼玉県農産物マップ・全国収穫順位の掲示
 ○文化祭にて高等部1年が郷土料理を企画販売○高等部2年にてTTで授業実施○野菜を校内に掲示
 ○調理員と生徒との交歓給食○生徒の健康生活調査の実施、集計、関連した話題の話、自己の振り返り
 ○保護者に献立表を通して月間の取り組みをアピールする。

4. 特色ある献立〔郷土料理〕

味噌ポテト、おつきりこみ、つみっこ、かてめし、鴨ねぎうどん、かてめし、ほうとう麺、行田フライ、呉汁、くわいご飯、
 ねぎめた、ゼリーフライ、深谷ごはん、煮ほうとう、芋がら煮付、
 黒焼きそば(東京)、サンマー麺(神奈川)、かつお飯(千葉)、ソースカツ丼(福井)、油麩丼(宮城)、のっぺ(三重)、
 長芋すいとん汁(青森)、

〔地元産食材献立〕

長ネギのホイル焼き、さつまいもごはん、鮭のゆずみそ焼き、すいとん、狭山抹茶飯、小江戸カレー、熊定ラーメン、
 小江戸カレー、とんこつラーメン、おかめうどん、ひじきの煮物、彩の国肉まん、八宝菜、紫芋クリームプリン、豚汁
 手作り抹茶蒸しパン、こまっちゃん蒸しパン、和梨ゼリー、小江戸川越の焼きそば、赤米くりごはん、栗豚とんかつ、
 かぶとベーコンの煮物、狭山茶プリン、栗ごはん、吉川ドライカレー、ハムとほうれん草のスープ、米粉入りナン、
 水菜の春雨サラダ、古代米ときのこと海老のピラフ、じゃこほうれん草のゴマ和え、小松菜と人参の辛子和え、
 しゃくし菜漬入りスープ、里いもの煮ころがし、小松菜しめじ黄菊の酢の物、里いもユズ煮、れんこん入りサラダ、
 スイートポテトタルト、さつまいものりんご煮、ほうれん草の焼きワンタン、レンコンのごま和え、しゃくし菜ご飯、
 スピニッチカレー、煮りんご、

3 衛生管理の徹底

(1) 現状

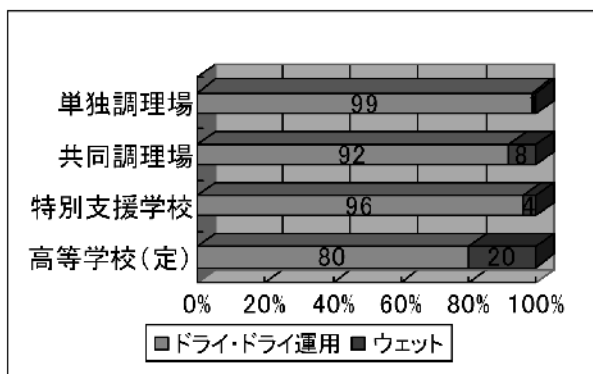
学校給食における衛生管理については、平成21年4月、学校給食法の改正により法制化された「学校給食衛生管理基準」が文部科学省告示として施行されており、安全で安心な学校給食を実施するために、上記基準の周知徹底を図ることが重要な課題となっている。

しかし、その管理運営が十分でない調理場がまだまだ見受けられる。例えば、手洗いが徹底されていない、ドライ運用が図られていないなど衛生管理の基本的な事項が守られていない、関係諸帳簿について、その帳簿を作成する意図を理解しないまま、ただ機械的に記録しているだけになっている、などである。

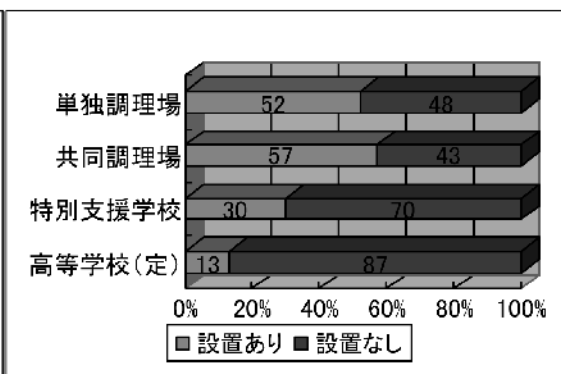
一方、積極的に衛生管理体制の整備を図り、食中毒予防に万全を期している調理場も見受けられ、依然として衛生管理に対する意識が二極化傾向にある。

平成21年度の各調理場の状況については、以下のとおりである。

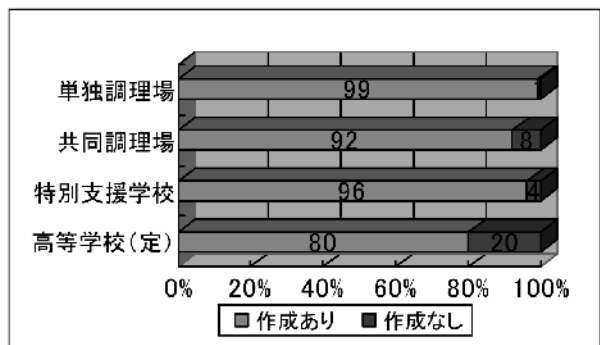
【調理場の整備状況】



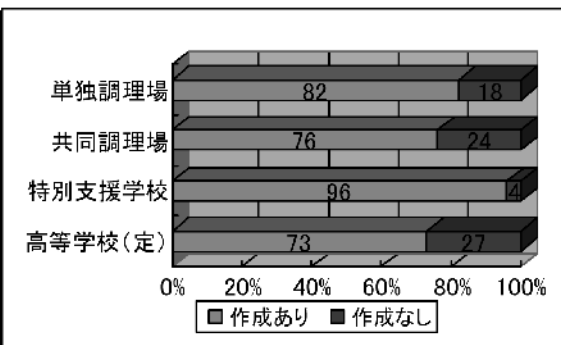
【食材選定委員会の設置】



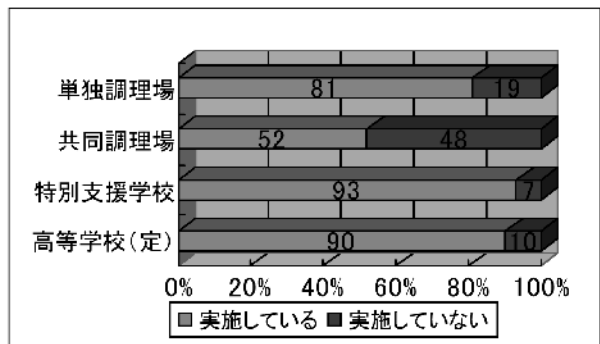
【作業工程表の作成】



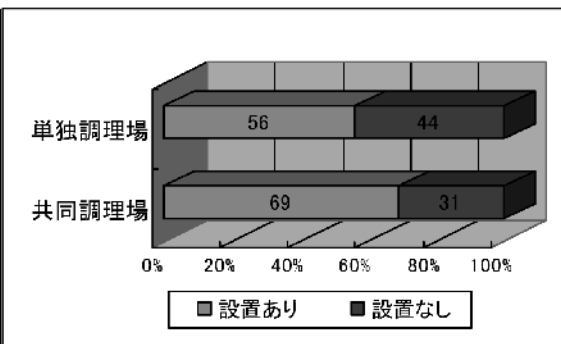
【作業動線図の作成】



【学校薬剤師等の協力による定期衛生監査の実施】



【温水に対応した手洗い設備】



【平成21年度学校給食実施状況調査から】

(2) 課題

ア 学校給食実施者の責務

- 学校薬剤師等の協力による定期的な衛生検査の実施
- 各学校給食調理場の実態に応じた衛生管理マニュアルの作成
- 食品選定のための委員会等の実施及び保護者の参画
- 受配校も含め、学校関係者全体の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理意識の向上

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- ウェットシステム調理場におけるドライ運用の実施
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分
- 温水に対応した方式の学校給食従事者専用手洗い設備の設置
- 下処理用三層シンクの設置
- 手指消毒設備（消毒用アルコール）の設置

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 手洗いの徹底
- 食品の適切な温度管理、記録
- 作業工程表及び作業動線図の作成及び作業前確認

(3) 対策

ア 学校給食実施者の責務

- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- 学校給食施設がウェットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

☆ ドライ運用のポイント

- ・ 調理機器・器具や床等に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ ザル等に必ず水受けを使うこと。（水受け付き台車、ボール、トレイ等）
- ・ 野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・ 野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・ 調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。
- 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル」に基づいた適切な食品及び調理器具等の洗浄・消毒を実践する。
- 加熱及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

☆ 作業工程表

「いつ」「だれが」「どこで」「どんな作業をするか」を明確にし、二次汚染の可能性が高いかけ持ち作業を行わないようにする。

☆ 作成のポイント

- ・ 出来上がり時間から逆算して、作業の開始時間を示していくこと。
- ・ 担当者ごとの役割分担が明確になるように作成すること。
- ・ 調理及び衛生管理上、特に注意が必要な点を列記すること。
(例：野菜を洗う順番、使い捨て手袋の取扱いなど)
- ・ 実際の作業時間を確認、記録し、次の工程表作成に役立てること。

☆ 作業動線図

「どこで作業動線の交差が生じるか」が明確となり、二次汚染の防止ができる。

☆ 作成のポイント

- ・ 食品別にわかりやすく示すこと。
- ・ 加熱調理の野菜等、動線が同じ食品については1本でまとめると図が見やすくなる。
- ・ 「二次汚染の危険性のある食品」「二次汚染させたくない食品」の動線を明記すること。
- ・ 作業動線の交差が生じる場所には、作業工程で時間をずらし交差を避ける等の工夫をすること。
- ・ 実際の作業動線を確認、記録し、次の動線図作成に役立てること。

《留意点》 上記対策の実施に当たっては、学校給食関係者の意見を十分に取り入れ、献立及び調理内容、作業工程、作業動線、調理従事者数等に配慮することが重要である。

評 価

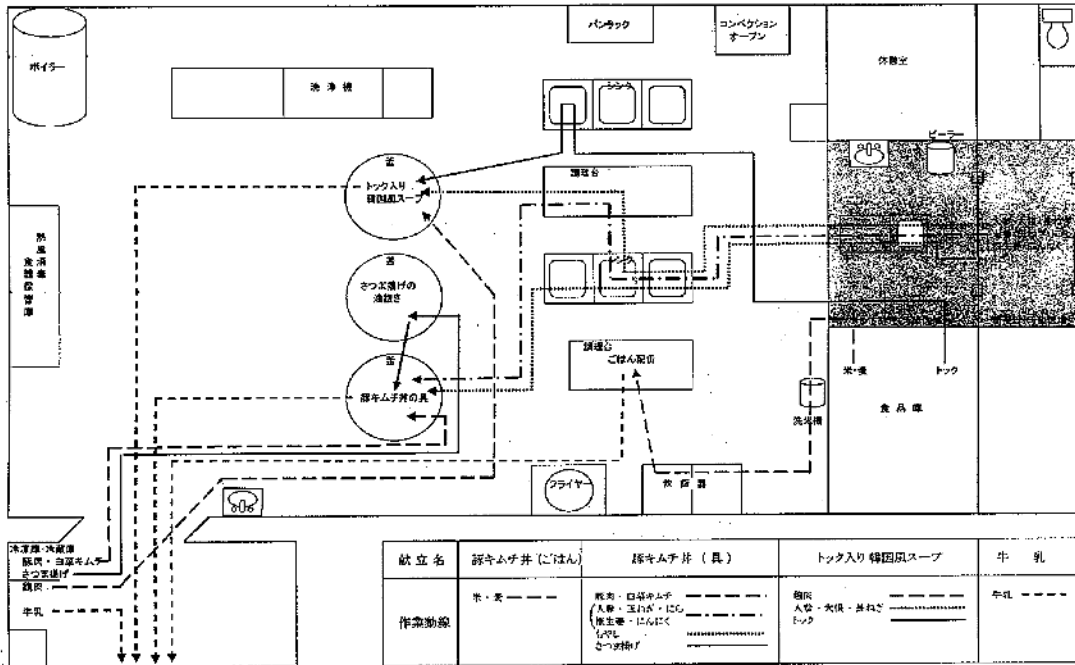
次の視点で衛生管理を評価する。

- 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」「学校給食における洗浄・消毒マニュアル」を遵守しているか。
- 施設設備の問題点を把握、整理し、計画的に整備、改修等を実施しているか。
- ウェットシステム調理場においては、ドライ運用を徹底しているか。
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区別ができているか。
- 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- 検食の結果を確認してから児童生徒が摂食しているか。
- 食品の選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。

献立名	豚キムチ丼					トック入り韓国風スープ			牛乳
	A	B	C	D	E	F	B	E	
7:30	消毒・準備・手洗い	消毒・準備・手洗い				消毒・準備・手洗い			
8:00	検収 ★手洗い 野菜の洗浄	検収 ★手洗い 米・麦の計量・ 洗米・脱糠				検収 ★手洗い 調味料を量る (キムチ丼の分量)			
30		★手洗い 野菜の洗浄				★手洗い 野菜の洗浄			
9:00	朝礼	朝礼	朝礼	朝礼	朝礼	朝礼			
30	★手洗い 野菜を切る	★手洗い 野菜を切る	★手洗い 野菜を切る	★手洗い 野菜を切る	★手洗い ※塩素交換	★手洗い 野菜を切る			
10:00	★手洗い 50-釜2に湯を沸かす ★十分沸騰させる	★手洗い 炊飯器点火							★手洗い 数えて 冷蔵法へ
30	★手洗い さつまいもの油抜き						★手洗い ★使い捨て手袋 肉用プロの使用 釜1に鶏肉を入れる		
11:00	★手洗い 50-釜にごま油を熱し、 生姜・にんにくを炒める。 豚肉を炒め、さらに 人参、玉ねぎを 炒める。もやし・にら キムチを炒める。水・ 調味料、さつまいものを 加えて煮る。★中心温度確認	★手洗い ★使い捨て手袋・ 肉用プロの使用 煮るに豚肉を入れる		★手洗い 15-ごはん 配膳 ★使い捨て 手袋使用	★手洗い 15-ごはん 配膳 ★使い捨て 手袋使用	50-鶏肉をからいりする。 人参・大根を加え、水を 注ぎ煮る。 煮えたら調味料、長わ ぎを加える。トックを加 えて味をととのえ、でん 粉でトロミをつけ、ごま油 を落とす。★中心温度確認		★手洗い 釜1に トックを入れる。	
30	★手洗い 45-配膳する		★手洗い 45-具の 配膳補助	★手洗い 45-ワゴン に配膳		★手洗い 45-配膳する	★手洗い 45-配膳補助	★手洗い 45-ワゴン に配膳	★手洗い 45-ワゴン に配膳

幸手市立長倉小学校

作業動線図



献立名	豚キムチ丼(ごはん)	豚キムチ丼(具)	トック入り韓国風スープ	牛乳
作業動線	米・麦	豚肉・豆腐キムチ 人参・玉ねぎ・にら 生姜・にんにく みじん切 ごま油	鶏肉 人参・大根・長ねぎ トック	牛乳

第3章

年間事業の計画

I 主要事業

II 全国・関東研究大会、研究協議会等



I 主要事業

1 学校保健

事業名	内 容	期 日	対 象
県立学校生徒等 健康 管 理	県立学校児童生徒の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図る。 結核健康診断、潜在性疾患検査(尿・心臓検査)、その他(寄生虫卵検査、腸内細菌検査等)	4～6月	県立学校
薬物乱用防止教育 の推進	中・高校生に急速な広がりを見せる覚せい剤汚染に対処するため、薬物乱用防止教育を充実し覚せい剤被害の拡大を防ぐ。 1 薬物乱用防止教育研修会 2 薬物乱用防止教室	年 間	公立学校教職員 児童生徒、保護者
県立学校学校医等 の配置	学校保健安全法に定められた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を県立学校に配置し、児童生徒の健康管理を充実する。	年 間	県立学校

<研修会>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
埼玉県学校歯科 保健研究大会及び 学校歯科保健 指導者研修会	歯・口の健康に関する今日的課題を解決するために講演・講義や実践発表等を行い、歯科保健の充実を図る。(県歯科医師会と共催)	8月5日(木)	埼玉会館 小ホール	南部教育事務所 管内小中学校 県立学校 歯科保健担当者 学校歯科医
埼玉県学校健康教 育推進研修会	学校健康教育の推進を図るため、健康教育課題について研究協議・講義を行い、教職員の資質の向上を図る。(県学校保健会と共催)	8月6日(金)	さいたま商工 会議所会館 さいたま 市民会館 うらわ他	小・中・高 特別支援学校 教 職 員 地 域 関 係 者
学校・地域保健 専門研修会	児童生徒の様々な心身の健康問題に対し、より適切な支援ができるよう専門的な研修を通し養護教諭等の資質の向上を図る。	未 定 年4回開催予定	未 定	小・中・高 特別支援学校 教 職 員 地 域 関 係 者
薬物乱用防止教室 研修会	薬物乱用防止教室の充実を図るために、中・高等学校における薬物乱用防止教室を参観し、外部講師(警察官や薬物乱用防止指導員)と教職員が効果的な教室の進め方について研修及び研究協議を行う。	6月23日(水)	狭山市 市民会館	小・中・高 特別支援学校 教 職 員 外 部 講 師 (警察官・ 指導員 等)
薬物乱用防止教育 研修会	薬物乱用防止教育の充実を図るため、講義及び研究協議を行い、教職員の資質の向上を図る。	1月19日(水)	さいたま 市民会館 うらわ	小・中・高 特別支援学校 教 職 員
性教育の指導 に関する 実践推進事業 「性に関する教育」 講演会	発達段階に応じた効果的な性教育を実践するために教職員の資質の向上を図る。	10月1日(金)	さいたま 市民会館 おおみや	小・中・高 特別支援学校 教 職 員

性教育指導者研修会	「学校における性教育実践のための事例集 第Ⅱ集」を活用し、性教育の具体的な考え方や進め方について研修を行う。	6月11日(金)	さいたま市民会館 おおみや	小・中・高 特別支援学校 教職員
全国連絡協議会 伝達講習会	文部科学省が実施する全国連絡協議会に派遣した委員を講師として指導法の伝達講習または授業研究会を実施する。	未定	3か所	小・中・高 特別支援学校 教職員
学校保健主事研修会	児童生徒の心身の健康問題を解決するために、講義・講演等を行い、保健主事の資質の向上を図る。	6月25日(金)	埼玉会館 大ホール	小・中・高 特別支援学校 教職員
養護教員研修会	養護教諭の専門性を生かした教育活動を一層推進するために、学校保健活動に必要な研修会を開催し、学校保健の充実を図る。	5月26日(水) 1月25日(火)	埼玉会館 大ホール	小・中・高 特別支援学校 養護教諭
埼玉県学校健康教育 推進大会	「生きる力と絆の教育プラン」に基づく健康教育を推進するため、講演・実践発表を行うとともに表彰式を行う。 ・健康教育に貢献した個人 ・団体の表彰・講演・実践発表 (さいたま市教育委員会・ 県学校保健会等と共催)	1月14日(金)	さいたま市民会館 おおみや 大ホール	健康教育関係者 及びPTA 学校保健 学校安全 学校給食関係者
学校歯科保健 コンクール表彰式	学校歯科保健活動に努力した学校を表彰し、歯科保健活動の充実を図る。(さいたま市教育委員会・ 県学校保健会・県歯科医師会と共催)	2月 3日(木)	さいたま市 文化センター 小ホール	表彰校関係者 学校歯科医等
学校薬剤師研修会	学校薬剤師としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。 (県学校保健会・県薬剤師会・県学校薬剤師会と共催)	9月11日(土)	春日部市民 文化会館 大ホール	学校薬剤師
学校医研修会	学校医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。 (県学校保健会・県医師会学校医会と共催)	2月 日曜 (日：未定)	埼玉県 県民健康 センター	学校医
学校歯科医研修会	学校歯科医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。 (県歯科医師会と共催)	未定	未定	学校歯科医

2 学校安全

事業名	内 容	期 日	対 象
県立学校生徒等 災害対策	学校管理下における児童生徒の災害事故に対して、被害者の救済を図るとともに、損害賠償等の県の財政負担の軽減を図る。 1 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 設置者負担金	年 間	県立学校の児童生徒

<研修会>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校危機管理 研修会	学校では、事故を未然に防ぐとともに、事故発生時には迅速かつ適切に対応することが重要である。そこで、管理職を中心とした学校危機管理体制を整備するため、研修会を通して危機管理能力の向上を図る。	6月16日(水)	さいたま 市民会館 うらわ	公立学校新任教頭
学校安全教育 指導者研修会	児童生徒が生涯にわたって安全に生活するために必要な資質や能力を育成するため、研修会を通して、安全管理、生活安全、交通安全、防災教育に関する担当教員の指導力の向上を図る。	7月 6日(火)	さいたま 市民会館 おおみや	市町村立学校 学校安全教育担当者
		7月 9日(金)	県民活動 総合センター	県立学校 学校安全教育担当者
高等学校二輪車 マナーアップ 講習会	二輪車通学を許可されている県立高等学校生徒のマナーアップを図るため、講習会を実施し、二輪車乗車に必要な技能や交通安全に対する望ましい態度を育成する。	7月18日(日)	県内 自動車学校	二輪車通学を許可された県立高等学校の生徒

3 学校給食

事業名	内 容	期 日	対 象
学校給食食中毒 事故等の防止対策	学校給食設備の改善、学校給食用食材の細菌検査等を実施し、食中毒事故を未然に防ぐ。	年 間	県立特別支援学校 及び夜間給食実施 県立定時制高等学校
	衛生管理講習会を開催し、学校給食従事者等の衛生管理意識の向上を図り、学校給食の食中毒防止に万全を期す。	6 月	学校給食関係者

<研修会>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校栄養士研修会	栄養教諭、学校栄養職員の専門的知識を深めるとともに資質の向上を図る。 (県学校栄養士研究会と共催)	5月12日(水)	埼玉会館 (予定)	栄 養 教 諭 学 校 栄 養 職 員
学 校 栄 養 士 夏 季 研 修 会		8月23日(月)	埼玉会館	
		8月24日(火)		

食育推進者 育成研修会	学校における食育を推進する 教職員の資質向上を図るため、実 践事例の報告や、有識者による講 義等を行う。	7月22日（木）	埼玉会館	栄 養 教 論 教 論
		8月26日（木）	埼玉会館 小ホール	
学校給食衛生管理 研 修 会	食中毒や伝染病の発生を防止 するため、学校給食関係者の衛生 知識を深め、衛生管理の徹底を図 る。	6月11日（金）	埼玉会館 小ホール	学校給食関係者
県立学校学校給食 研 修 会	学校給食関係職員の資質や技 能の向上を図るとともに、県立学 校における学校給食の円滑な運 営と内容の充実向上を図る。	8月10日（火）	県学校 給食会	学校栄養職員 ・業務職員等
彩の国学校給食 研 究 大 会	地元産食材の活用促進を中心 に、教材としての学校給食の在り 方の実践発表と講演を行い、豊か で魅力ある学校給食の実現を目 指す。	11月18日（木）	埼玉会館 小ホール	学校給食関係者

（４）会議・審査会・表彰式

ア 健康教育関係会議

会 議 名	内 容	期 日	会 場	対 象
市町村教育委員会 健 康 教 育 主 管 課 長 会 議	保健体育課の施策や事業概要 及び学校保健・学校給食関係国 庫補助事業等の説明、並びに健 康教育に関する情報提供を行う	調 整 中	調 整 中	市町村教育委員会 学校保健・学校安全 ・学校給食主管課長 教育事務所 ・教育センター 健康教育担当指導主事
教育事務所等 健 康 教 育 担 当 指 導 主 事 会 議	健康教育に関する事業等につ いて連絡・協議を行う。	①4月7日（水） ② 未 定	①職員会館 ② 未 定	教 育 事 務 所 ・教育センター等 担 当 指 導 主 事

※参考 市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会（義務教育指導課主催）

第1回	4月12日（月）午後	県立総合教育センター深谷支所
第2回	11月8日（月）全日	県立総合教育センター深谷支所
第3回	1月21日（金）全日	県立総合教育センター深谷支所

イ 審査会・表彰式

審査会・表彰式	内 容	期 日	会 場	対 象
審 査 会	学校保健・学校安全・ 学校給食優良学校審査 会	調 整 中	調 整 中	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール 書類審査会	10月※日は未定	すこやかプラザ	小・中学校 特別支援学校 （小・中）
	実地審査会 最終審査会	11月 〃 11月 〃	該当小・中学校 すこやかプラザ	
表 彰 式	学校保健・学校安全 ・学校給食優良学校表彰式	1月14日（金）	さいたま市民会館 おおみや大ホール	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健 コンクール表彰式	2月3日（木）	さいたま市 文化センター 小ホール	小・中学校 特別支援学校（小・中）

Ⅱ 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業

- 日程等については予定。
 確定情報・詳細については、開催案内の通知・事務連絡等により確認する。

1 文部科学省主催行事

研究大会等行事名	期 日 等	開催場所
健康教育行政担当者連絡協議会	22年 5月31日(月)～6月1日(火)	青少年センター
子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業全国連絡協議会	未 定	東 京 都
スクールヘルスリーダー派遣事業全国連絡協議会	未 定	未 定
性に関する教育普及推進事業全国連絡協議会	未 定	未 定
性 教 育 指 導 講 習 会	未 定	未 定
薬物乱用防止教育シンポジウム	22年9月17日(金)	さいたま市 文化センター
心のケアシンポジウム	22年12月頃開催予定	東 京 都
栄養教諭を中核とした食育推進事業全国連絡協議会	22年12月～23年1月頃開催予定	未 定

※青少年センターは「国立オリンピック記念青少年総合センター」(代々木)の略。

2 文部科学省と都道府県教育委員会との共催行事

事 業 名	期 日 等 (22年)	開催場所
全国養護教諭研究大会	8月19日(木)～8月20日(金)	徳 島 市
全国学校保健研究大会	11月18日(木)～11月19日(金)	前 橋 市
全国学校歯科保健研究大会	10月28日(木)～10月29日(金)	つくば市
学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	12月2日(木)～12月3日(金)	東 京 都
全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会	8月5日(木)～8月6日(金)	和 歌 山 市
全国学校給食研究協議大会	11月11日(木)～11月12日(金)	高 松 市

3 独立行政法人教員研修センター主催行事

研 修 会 名 等	期 日 等 (22年)	開催場所
学校安全指導者養成研修(生活安全・交通安全、災害安全)	6月16日(水)～6月18日(金)	教員研修センター
食育指導者養成研修(推進コース)	7月13日(火)～7月16日(金)	教員研修センター
食育指導者養成研修(専門コース)	9月14日(火)～9月17日(金)	教員研修センター
健康教育指導者養成研修(東部ブロック・推進コース)	11月8日(月)～11月10日(水)	教員研修センター
健康教育指導者養成研修(東部ブロック・専門コース)	11月8日(月)～11月12日(金)	教員研修センター
健康教育指導者養成研修(西部ブロック・推進コース)	12月6日(月)～12月8日(水)	アクロス福岡
健康教育指導者養成研修(西部ブロック・専門コース)	12月6日(月)～12月10日(金)	アクロス福岡

※教員研修センターは「独立行政法人 教員研修センター」(つくば市)の略

4 関係行事

大 会 等 名	期 日 等	開催場所
全国学校保健主事研究大会	22年11月25日(木)、26日(金)	千 葉 市
関東甲信越静学校保健大会	22年8月19日(木)	水 戸 市
第5回食育推進全国大会	22年6月12日(土)、13日(日)	佐 賀 市

第4章

資料編

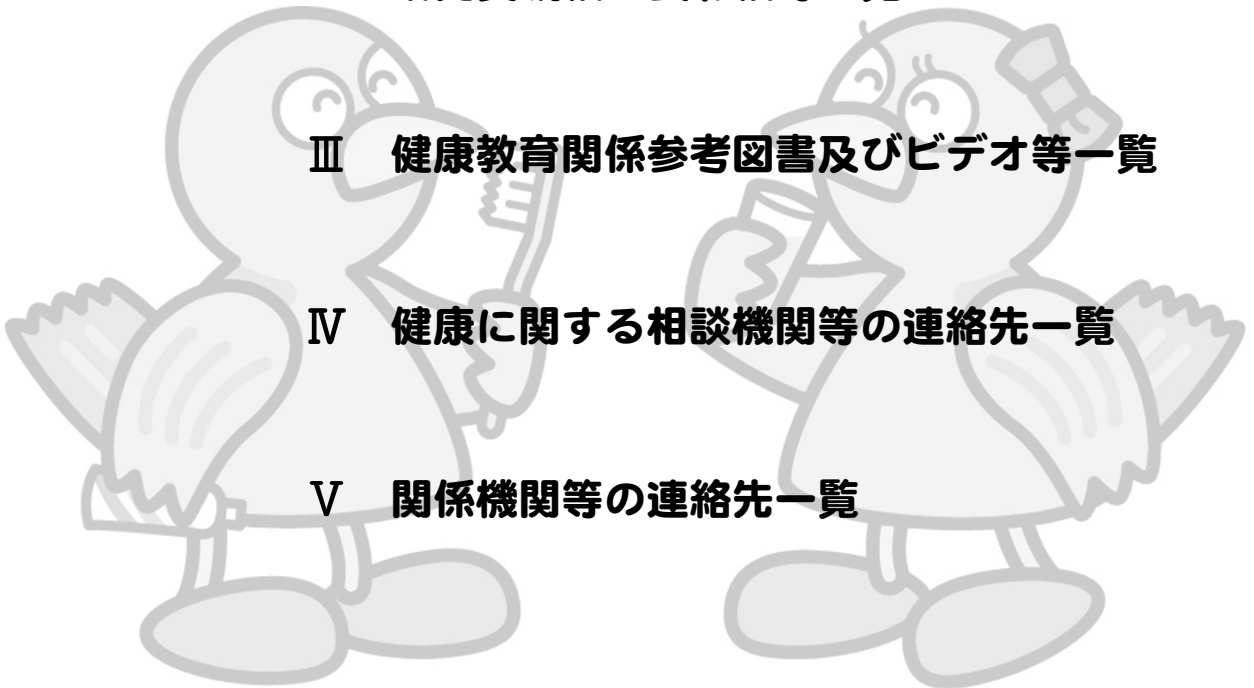
I 平成21年度学校健康教育実践状況調査結果

II 研究委嘱校・表彰校等一覧

III 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧

V 関係機関等の連絡先一覧



I 平成21年度学校健康教育実践状況実態調査結果

対象期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日(予定を含む)

<小学校 716校 中学校 367校(伊奈学園中学校含む・さいたま市を除く)>
<高校(全日制)146校 高校(定時制)34校 特別支援学校37校>

I 埼玉県学校健康教育指針について

1 指針の趣旨を生かす取組を行いましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		716	367	147	34	37
イ いいえ		0	0	0	0	0

2 1でアの場合、具体的にはどのような内容ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教育目標		282	136	30	7	11
イ 学校保健安全全体計画		610	316	99	15	27
ウ 学校評価		181	89	21	6	5
エ 学校保健委員会		451	236	30	2	14
オ 児童生徒の指導		501	251	97	23	20
カ 家庭・地域との連携		316	124	26	4	12
キ 学年経営・学級経営		153	70	18	5	4
ク 生活指導・生徒指導		258	133	53	19	9
ケ 保健の授業・学級活動		290	118	28	6	9
コ その他		20	7	2	3	0

3 指針の趣旨について、家庭・地域等に啓発しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		716	367	140	33	32
イ いいえ		0	0	7	1	4

4 3でアの場合、どのような方法で家庭地域等に啓発しましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 保護者等向け広報		585	289	104	22	25
イ 保護者会等諸会議		335	148	54	14	9
ウ 自治会等諸会議		12	12	3	0	1
エ その他		70	25	18	1	3

II 学校健康教育必携について

1 学校健康教育必携を活用していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		716	367	144	33	34
イ いいえ		0	0	3	1	3

2 1でアの場合、どのような時に活用しましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 校内研修		131	58	11	2	6
イ 保健学習や保健指導		644	339	128	28	26
ウ 保護者会		74	33	11	3	2
エ その他		120	49	27	6	8

3 1でアの場合、どの部分を活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 第1章 学校健康教育を推進・・・		383	190	75	11	19
イ 第2章I学校保健の充実		596	287	113	22	30
ウ 第2章II安全教育の推進		286	127	53	13	12
エ 第2章III学校における食育の推進		341	147	16	9	11
オ 第3章 年間事業の計画		113	62	24	4	2
カ 第4章 資料編		130	66	34	3	4

4 1でイの場合、活用していない理由は何ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 周知されていない		0	0	2	0	2
イ 活用場がない		0	0	1	1	1
ウ その他		0	0	1	1	1

Ⅲ 学校保健

1 年間指導計画・全体計画について

(1) 学校保健計画は作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		716	367	147	34	37
イ いいえ		0	0	0	0	0

(2) 性教育(エイズ教育を含む)全体計画は作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		534	219	66	15	13
イ いいえ		182	148	81	19	24

(3) 性教育(エイズ教育を含む)年間指導計画は、作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		543	206	59	13	13
イ いいえ		173	161	87	21	24

2 学校保健委員会について

(1) 学校保健委員会を年間に何回開催しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0回		0	2	69	17	3
イ 1回		138	172	64	13	19
ウ 2回		480	161	10	3	11
エ 3回		96	30	3	0	4
オ 4回以上		2	2	0	1	0

(2) (1)でア以外の場合 学校保健委員会ではどのような議題を取り上げましたか。 **(複数回答可)**

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校保健に関すること		687	344	68	13	32
イ 学校安全に関すること		123	68	20	2	10
ウ 学校給食に関すること		310	136	2	2	12
エ その他		130	52	9	2	5

3 地域学校保健委員会について

(1) 地域学校保健委員会は設置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		71	42	5	1	1
イ いいえ		645	325	142	33	36

(2) (1)でイの場合、今後設置する予定がありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 予定がある。		15	10	2	0	0
イ 検討する。		427	220	78	11	10
ウ 考えていない。		193	89	55	19	24
エ その他		10	6	7	3	2

4 薬物乱用防止教室について

(1) 薬物乱用防止教室を年間に何回開催しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回		659	332	137	33	33
イ 2回		46	27	9	1	2
ウ 3回		9	7	1	0	0
エ 4回以上		2	1	0	0	0

(2) 何月に開催しましたか。 **(複数回答可)**

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 4月～6月		50	58	20	4	3
イ 7月		35	118	49	16	7
ウ 8月～11月		180	80	35	5	8
エ 12月		118	79	36	8	4
オ 1月～3月		368	61	14	3	14

(3) 薬物乱用防止教室で年間に参加した児童生徒の延べ人数を記入してください。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
延べ人数		77083	141961	98091	5003	1498

(4) 薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種は何ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	警察職員	363	187	58	10	2
イ	麻薬取締官OB	61	14	9	2	0
ウ	学校薬剤師・薬剤師等	177	61	13	1	0
エ	学校医・医師等	21	8	2	0	3
オ	保健所職員	23	14	0	0	1
カ	精神保健センター職員	10	10	5	0	1
キ	教育行政担当者	12	6	6	1	0
ク	大学教員等	2	1	1	0	0
ケ	自校の養護教諭や教員等	92	47	28	12	28
コ	他校の教員	9	9	12	1	0
サ	その他	71	67	36	9	1

(5) 薬物乱用防止教室を実施する時間の教育課程上の扱いについて選んでください。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	体育・保健体育	415	30	11	1	11
イ	特別活動(学級・ホームルーム活動)	308	140	19	7	7
ウ	特別活動(学校行事)	67	163	117	24	4
エ	特別活動(児童・生徒会活動)	4	8	0	0	1
オ	総合的な学習の時間	34	69	17	3	5
カ	その他	10	8	9	2	6

(6) 薬物乱用防止教室の実施形態は、どれですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	クラス単位	108	27	12	2	7
イ	学年単位	629	90	29	0	16
ウ	全校単位	11	285	114	33	5
エ	その他	32	4	6	0	7

(7) 薬物乱用防止教室の開催にあたって、保護者に参加を求めましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	494	251	58	10	4
イ	いいえ	222	116	89	24	31

5 性教育(エイズ教育を含む)について

(1) 性教育(エイズ教育を含む)を行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	147	34	37
イ	いいえ	0	0	0	0	0

(2) (1)でアの場合、性教育(エイズ教育を含む)を実施した時間の教育課程上の扱いについて選んでください。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	教科	552	270	122	25	20
イ	道徳	82	48	2	0	2
ウ	特別活動(学級・ホームルーム活動)	486	181	17	4	14
エ	特別活動(学校行事)	15	24	46	13	2
オ	総合的な学習の時間	32	64	17	4	5
カ	その他	19	7	5	2	4

(3) (1)でアの場合、指導した内容は、何ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	体の変化(二次性徴)	683	314	97	19	32
イ	男女の人間関係	440	262	114	20	20
ウ	異性に対する理解	453	268	121	24	19
エ	生命尊重	581	263	113	20	24
オ	男女の役割	374	167	96	14	14
カ	性情報	168	171	101	17	8
キ	性被害	172	112	80	13	13
ク	性感染症	125	292	135	24	11
ケ	その他	51	21	17	6	4

(4) (1)でアの場合、性教育に関する指導に外部の指導者の協力を得ましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	83	154	64	16	1
イ	いいえ	633	213	80	18	33

- (5) (1)でアの場合、保護者の理解・協力を得ましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	554	240	47	14	22
イ	いいえ	162	127	94	20	12

- (6) (5)でアの場合、どのような方法で協力を得ましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	学校だより、学級だより	334	122	16	4	15
イ	保健だより	246	143	29	7	3
ウ	講演会・研修会	34	62	20	6	2
エ	授業参観	242	30	1	0	2
オ	P T A活動	27	23	6	1	0
カ	その他	65	35	5	3	8

- (7) 性教育(エイズ教育を含む)の指導にあたって学校全体で共通理解を図っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	630	305	102	25	18
イ	いいえ	86	62	45	9	19

- (8) 発達段階を踏まえた性教育(エイズ教育を含む)を進めるために、指導内容や教材などについて学年会・委員会等で検討していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	592	262	79	15	25
イ	いいえ	124	105	68	19	12

- (9) 性教育(エイズ教育を含む)に関する校内研修を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	136	72	12	5	7
イ	いいえ	580	295	135	29	30

- (10) 「学校における性教育実践のための事例集」を授業や研修会で活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	570	267	64	16	19
イ	いいえ	146	100	83	18	18

- (11) 性教育(エイズ教育を含む)の指導に関連して保護者等から苦情や問い合わせがありましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	16	2	0	0	2
イ	いいえ	700	365	147	34	35

6 保健室経営計画(保健室経営案)の作成について

- (1) 保健室経営計画(保健室経営案)を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	634	341	125	28	26
イ	いいえ	82	26	22	6	11

- (2) (1)でアの場合、作成した保健室経営計画(保健室経営案)を職員会議等で、教職員の共通理解を図っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	587	327	107	20	23
イ	いいえ	47	14	20	8	2

7 定期健康診断の実施について

定期健康診断結果から把握した課題の解決に向けて、どのような取組をしましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	学校保健委員会の議題	597	286	30	6	22
イ	保健部会・職員会議等	385	184	110	23	23
ウ	保健だより・学年だより	628	330	108	27	27
エ	その他	20	15	24	4	1

8 保健室登校の有無について

- (1) 保健室登校の児童生徒の事例がありましたか。(H21.4.1~H21.10.31)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	134	36	25	2	3
イ	いいえ	582	331	122	32	34

- (2) 保健室登校の児童生徒への校内の支援体制の組織は整備されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	531	256	78	15	13
イ	いいえ	185	111	69	19	24

9 健康相談について

(1) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、健康相談を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	540	304	134	30	33
イ	いいえ	176	63	13	4	4

(2) 健康相談を実施するための校内の体制が整備されていますか

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	537	289	123	25	27
イ	いいえ	179	78	24	9	10

(3) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、継続して支援している事例が、ありましたか。(H21.4.1~H21.10.31)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	336	245	119	24	26
イ	いいえ	380	122	28	10	11

(4) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、地域との関係機関と連携を図りましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	401	228	103	16	30
イ	いいえ	315	139	44	18	7

10 養護教諭による健康相談活動について

(1) 学級活動等で教員と養護教諭がチームを組んで保健の授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	518	128	6	5	18
イ	いいえ	198	239	141	29	19

(2) 養護教諭が兼任発令を受けて、保健の授業を担当しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	19	6	0	0	1
イ	いいえ	697	361	147	34	36

IV 学校環境衛生

1 学校環境衛生活動について

(1) 学校環境衛生活動実施計画は作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	458	224	111	25	27
イ	いいえ	258	143	36	9	10

(2) (1)でアの場合、学校環境衛生活動実施計画の作成に当たって、学校医、学校薬剤師に助言、協力を得ていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	377	186	97	23	23
イ	いいえ	81	38	14	2	4

2 教室等の空気について

(1) 机、椅子、コンピュータ等の新たな学校用備品の搬入、または、新築、改修等を行いましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	267	164	61	12	14
イ	いいえ	449	203	86	22	23

(2) (1)でアの場合、教室等のホルムアルデヒド等の濃度が基準値以下であることを確認しましたか。(回答時点で回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	157	96	36	5	11
イ	予定している	50	36	13	2	2
ウ	いいえ	60	32	14	5	3

(3) 二酸化炭素の検査を実施しましたか。(調査時点で回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	234	127	32	11	11
イ	予定している	389	201	94	12	17
ウ	いいえ	93	39	21	11	9

(4) (3)でアの場合、検査の結果、基準値を超えていましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	13	11	6	2	1
イ	いいえ	221	116	26	9	10

- (5) (4)でアの場合、換気の強化を行いましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	13	11	8	3	2
イ	いいえ	0	0	0	0	0

- (6) 教室に開放型の暖房器具(排気が室内に放出される)を使用していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	298	151	24	9	3
イ	いいえ	418	216	123	25	34

- (7) (6)でアの場合、二酸化窒素の検査は、教室で開放型の暖房器具をしている時に測定していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	218	117	18	7	2
イ	いいえ	80	34	6	2	1

3 飲料水の管理について

- (1) 夏季休業中、給水栓水の残留塩素測定しましたか。(教職員、児童生徒のいない日を除く)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	695	364	137	32	33
イ	いいえ	21	3	10	2	4

- (2) (1)でアの場合、測定した記録はとっていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	695	364	136	32	33
イ	いいえ	0	0	2	0	0

- (3) 受水槽(高置水槽を含む)はありますか。<小・受水槽なし 1>

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	694	360	146	34	37
イ	いいえ	22	7	0	0	0

- (4) 受水槽(高置水槽を含む)を清掃しましたか。(調査時点で回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	清掃済み	662	344	136	32	33
イ	予定している	20	14	10	2	4
ウ	していない(予定なし)	12	2	0	0	0

- (5) (4)でアの場合、清掃時期はいつでしたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	夏季休業中	615	323	98	21	25
イ	その他	47	21	38	11	9

- (6) 校内に冷水器はありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	152	133	44	10	1
イ	いいえ	564	234	102	24	36

- (7) (6)でアの場合、冷水器の水の水質検査(残留塩素、外観、臭気、味等)を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	128	116	34	7	1
イ	いいえ	24	17	12	3	1

4 ねずみ、衛生害虫について

- (1) ねずみ、衛生害虫の生息調査を毎学年2回実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	440	190	65	24	20
イ	いいえ	276	177	82	10	17

- (2) 生息調査を実施した記録をとっていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	316	137	54	17	14
イ	いいえ	400	230	92	16	22

- (3) (1)でアの場合、ねずみ、衛生害虫が発生していましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	238	102	41	14	17
イ	いいえ	202	88	24	10	5

(4) (3)でアの場合、ねずみ、衛生害虫が発生していた場合、どのように駆除していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	専門業者委託・薬剤使用	87	32	0	2	0
イ	専門業者委託・薬剤なし	19	6	0	0	0
ウ	学校職員駆除・薬剤使用	22	14	7	3	7
エ	学校職員・薬剤なし	110	50	35	11	12
オ	駆除していない。	0	0	0	0	0
カ	その他	0	0	0	0	0

(5) (1)でイの場合、生息調査を実施しない場合、どのように衛生害虫の駆除をしていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	専門業者委託・薬剤使用	54	39	6	2	2
イ	専門業者委託・薬剤なし	10	4	2	0	0
ウ	学校職員駆除・薬剤使用	33	29	20	0	2
エ	学校職員・薬剤なし	142	85	41	7	12
オ	駆除していない。	29	16	12	0	0
カ	その他	8	4	1	1	1

5 樹木等の管理について

(1) 樹木の殺虫や雑草の除草は、どのような方法で行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	周知後農薬使用	394	175	48	3	12
イ	周知せず農薬使用	24	23	14	8	1
ウ	農薬不使用	284	162	84	23	22
エ	特に何もしていない。	2	0	1	0	0
オ	その他	12	7	1	0	2

(2) 樹木の殺虫や雑草の除草に農薬を使用することについて、児童生徒、その保護者または、地域の住民から苦情や要望がありましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	35	11	6	1	1
イ	いいえ	681	356	140	33	36

6 光化学スモッグについて

(1) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校内において全教職員がそれを知る方法は、確立されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	147	34	37
イ	いいえ	0	0	0	0	0

(2) 光化学スモッグ発令を受けて学校で対応する内容について全職員が知っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	147	34	37
イ	いいえ	0	0	0	0	0

V 学校安全

1 学校安全年間計画について

(1) 学校安全年間計画の見直しをいつ行いますか。(学校保健安全法で策定を義務付け)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	行事終了の都度	227	62	21	1	4
イ	学期終了時	39	24	6	0	0
ウ	年度末	450	281	120	33	33

2 危機管理マニュアルについて

《防災の内容》

(1) 防災マニュアルの見直しをいつ行いますか。(学校保健安全法で策定を義務付け)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	行事終了の都度	202	67	14	1	6
イ	学期終了時	33	19	2	0	1
ウ	年度末	481	281	131	33	30

- (2) 防災マニュアルには避難所(避難場所)として学校の対応が記載されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	592	299	147	34	37
イ	いいえ	124	68	0	0	0

- (3) 市町村の防災担当者と年1回以上連絡をとっていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	509	269	119	27	21
イ	いいえ	207	98	28	7	16

《防犯の内容》

- (4) 不審者対応(防犯)マニュアルの見直しをしましたか。

(学校保健安全法で策定を義務付け)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	130	30	32
イ	いいえ	0	0	17	4	5

3 交通安全指導について

- (1) 朝の会・帰りの会・SHR等で指導を行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	147	34	36
イ	いいえ	0	0	0	0	0

- (2) 学級活動・LHRでの平均年間指導時数は何時間ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	0時間	9	18	14	4	2
イ	1～2時間	298	236	90	21	18
ウ	3～4時間	322	97	33	8	11
エ	5時間以上	87	16	10	1	5

- (3) 学年行事・学校行事での年間の指導回数は何回ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	1回	158	105	67	17	14
イ	2回	111	75	19	8	10
ウ	3回以上	447	187	61	9	11

- (4) 交通安全指導の中で、危険回避・予測等の内容を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	699	330	123	27	32
イ	いいえ	17	37	24	7	4

- (5) 交通安全指導の中で自転車の乗り方についての指導時間を確保していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	711	290	107	15	22
イ	いいえ	5	77	40	19	14

- (6) (5)でアの場合、どのように指導していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	毎年全ての学年で実施	145	199	87	12	8
イ	毎年特定の学年で実施	555	52	6	1	7
ウ	隔年で実施	8	8	0	0	1
エ	その他	3	31	14	2	6

- (7) 児童生徒にヘルメットを着用させていますか。(小中学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	着用させている。	104	56	*	*	*
イ	自転車通学者の着用	9	98	*	*	*
ウ	着用させていない。	603	213	*	*	*

4 防災指導について

- (1) 防災に関する避難訓練の年間実施回数は、何回ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	1回	20	35	89	27	3
イ	2回	176	179	57	6	22
ウ	3回以上	520	153	1	1	12

(2) 避難訓練で実施している内容を全て選択してください。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難		713	367	146	34	35
イ 救助袋等の降下訓練		149	39	95	3	3
ウ 消火訓練		324	163	125	12	28
エ 救命訓練(講習)		182	69	28	6	6
オ 講話		526	289	118	28	32
カ その他		88	40	28	6	11

(3) 避難訓練で、消防署の協力を得ていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		529	254	143	29	36
イ いいえ		187	113	4	5	1

(4) 防災(地震・火災)について、どんな機会に指導していますか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難訓練の前後		706	360	143	31	37
イ 教科の中で		198	61	13	2	2
ウ HR活動		384	148	27	7	14
エ その他		42	14	7	3	5

(5) 防災(地震・火災)に関する指導時間は、年間何時間ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1時間		20	18	25	10	2
イ 2～3時間		422	265	105	22	27
ウ 4時間以上		274	84	17	2	8

(6) 防災に関する指導で、教材としてどのようなものを使用しましたか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 埼玉県作成中学生用教材		12	115	2	1	1
イ 埼玉県教育委員会作成資料		145	45	17	2	4
ウ インターネット配信		105	77	20	2	5
エ 文科省作成資料		185	73	17	2	3
オ その他		407	183	113	27	27

(7) (6)でアの場合

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 初めて使用した		4	27	0	0	2
イ これまでにも使用した		8	88	2	1	0

(8) (6)でエの場合職員の研修会で活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		102	34	3	1	4
イ いいえ		83	39	14	1	1

(9) 保護者への引き渡し訓練を実施しましたか。(小学校、特別支援学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		639	*	*	*	9
イ いいえ		77	*	*	*	28

5 防犯教育について

(1) 不審者対応をねらいとした避難訓練を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		546	119	12	5	20
イ いいえ		170	248	135	29	17

(2) 児童・生徒の防犯意識の向上のため、児童生徒の防犯教室(校長、教職員による講話、担任指導、実技的な防犯訓練を含む)を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		716	367	147	34	37
イ いいえ		0	0	0	0	0

(3) (2)でアの場合、防犯教室の指導者は誰ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員		244	214	74	25	16
イ 警察官		206	79	21	5	8
ウ 教職員と警察官		224	56	20	1	6
エ その他		42	18	2	1	0

- (4) 教職員の防犯意識の向上のため、教職員の防犯に関する研修を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	434	182	35	6	26
イ	いいえ	282	185	112	28	11

- (5) (4)でアの場合、防犯研修の指導者は、だれですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	教職員	179	123	27	6	5
イ	警察官	184	39	2	0	19
ウ	教職員と警察官	48	13	2	0	2
エ	その他	23	7	4	0	0

- (6) 地域安全マップの見直しをしましたか。(昨年度作成率 小中学校：100%)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	既に作成・見直し	555	261	21	2	9
イ	新たに作成	48	18	6	1	4
ウ	既に作成・見直しなし	113	88	35	11	7

- (7) 地域安全マップの作成・見直しをしたのは、誰ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	児童	348	0	0	0	0
イ	生徒	6	117	10	0	1
ウ	教職員	625	324	51	10	17
エ	保護者	378	139	2	0	5
オ	スクールガード・リーダー、スクールガード	127	16	0	1	0
カ	その他	13	18	3	1	1

- (8) 地域安全マップの内容はどれに該当しますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	防犯のみ(子ども110番の家マップ含む)	56	51	4	2	4
イ	交通安全のみ	24	51	21	6	2
ウ	防災のみ	10	8	7	1	3
エ	防犯と交通安全	504	213	21	3	9
オ	防犯と防災	10	4	1	0	0
カ	交通安全と防災	13	13	1	1	2
キ	防犯・交通安全・防災	99	27	9	1	0

- (9) 地域安全マップの配布先はどこですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	保護者	530	254	36	7	15
イ	地域関係者	408	138	9	2	2
ウ	近隣の小学校	23	43	0	0	0
エ	近隣の中学校	13	16	2	0	0
オ	近隣の高等学校	1	2	5	0	0
カ	近隣の特別支援学校	1	0	2	0	0

- (10) 県教育局制作防犯教育用ビデオ「あんしん登下校」(平成18年度全小学校に配布)を視聴して、防犯教室・防犯指導を実施しましたか。(小学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	276	*	*	*	*
イ	いいえ	440	*	*	*	*

6 通学路について(小・中学校のみ回答)

- (1) 通学路を指定していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	333	*	*	*
イ	いいえ	0	34	*	*	*

- (2) (1)でアの場合、通学路の安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	333	*	*	*
イ	いいえ	0	0	*	*	*

- (3) (1)でアの場合、通学路パトロールを実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	302	*	*	*
イ	いいえ	0	31	*	*	*

- (4) (3)でアの場合、校舎内に学校安全ボランティア(スクールガード)の待機場所がありますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	311	48	*	*	*
イ	いいえ	405	254	*	*	*

- (5) 通学班登校を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	699	0	*	*	*
イ	いいえ	17	367	*	*	*

- (6) 登下校でスクールバス等を利用(一部利用も含む)していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	47	13	*	*	*
イ	いいえ	669	354	*	*	*

7 子ども110番の家について(小・中学校のみ回答)

- (1) 設置されていますか。(県立中学校 回答なし)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	714	354	*	*	*
イ	いいえ	2	13	*	*	*

- (2) (1)でアの場合、学区内に何カ所設置されていますか。

小学校	56147カ所	中学校	41480カ所
-----	---------	-----	---------

- (3) (1)でアの場合、地域の「子ども110番の家」と連携をしていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	676	257	*	*	*
イ	いいえ	38	97	*	*	*

- (4) (1)でアの場合、「子ども110番の家」はどこから依頼していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	学校	454	133	*	*	*
イ	市町村	79	76	*	*	*
ウ	市町村教委	193	122	*	*	*
エ	その他	160	78	*	*	*

8 学校安全管理について

- (1) 安全点検は法令(学校保健安全法施行規則)では、毎学期1回以上行うことが定められていますが、どのように実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	学期1回実施	12	31	127	29	5
イ	月1回実施	657	315	19	5	32
ウ	月1回以上	47	21	1	0	0

- (2) 法令(学校保健安全法施行規則)に則り、必要に応じて(台風や学校行事等)臨時安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	147	34	37
イ	いいえ	0	0	0	0	0

- (3) 児童生徒に防火シャッター等の安全指導を行っていますか。〈シャッターなし1〉

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	667	308	147	34	37
イ	いいえ	49	59	0	0	0

- (4) 防犯の観点から安全点検を実施していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	666	337	131	31	27
イ	いいえ	50	30	16	3	10

- (5) 防犯のための警備員が配置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	65	12	5	1	0
イ	いいえ	651	355	142	33	37

- (6) (5)でアの場合、どのような警備員ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	専門の警備員	48	10	4	1	0
イ	ボランティアの警備員	8	2	1	0	0
ウ	その他	9	0	0	0	0

- (7) 学校にAEDの責任者がいますか。また、学校に何台設置されていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	147	34	37
	設置台数	718	371	222	52	43
イ	いいえ	0	0	0	0	0

- (8) (7)でアの場合、AEDの講習会を学校で実施しましたか。(設置時の業者による説明は除く。)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	709	322	131	27	35
イ	いいえ	7	45	15	7	1

- (9) (8)でアの場合、対象は誰ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	教職員	699	244	55	14	33
イ	児童・生徒	1	7	4	0	0
ウ	教職員及び生徒	9	71	74	13	2

- (10) (8)でアの場合、講師を依頼したのは、どこですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	消防署	560	245	101	20	24
イ	日本赤十字社	31	16	18	1	8
ウ	その他	122	62	17	7	4

- (11) 保健の授業でAEDについての指導をしましたか。(高等学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	*	*	126	20	*
イ	いいえ	*	*	21	14	*

VI 食育・学校給食(高等学校については学校給食実施校のみ回答)

<給食実施関係 県立伊奈学園中学校は実施なし>

- 1 食に関する指導(食育)全体計画を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	579	272	*	10	13
イ	いいえ	137	95	*	21	18

- 2 学校給食全体計画(健康教育の全体計画としての作成を含む)を作成していますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	607	291	*	14	14
イ	いいえ	109	76	*	17	17

- 3 食に関する又は、学校給食年間指導計画を作成していますか。(除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	595	284	*	12	19
イ	いいえ	121	83	*	19	12

- 4 学校給食や交流給食などの給食活動について

- (1) 行事給食を実施しましたか。(除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	470	175	*	26	29
	年間実施回数	2883	1090	*	105	217
イ	いいえ	246	192	*	5	2

- (2) 交流給食を実施しましたか。(除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	553	41	*	6	16
	年間実施回数	2669	631	*	183	27
イ	いいえ	163	326	*	25	15

(3) 児童生徒が選択できる給食(バイキング給食、セレクト給食等)を実施しましたか。(除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	424	134	*	17	19
	年間実施回数	997	246	*	379	47
イ	いいえ	292	233	*	14	12

5 地場産物(地域、県内産農産物)を活用した献立による給食を週平均何回実施していますか。

(除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	毎回	203	85	*	10	8
イ	週3~4回	193	105	*	6	12
ウ	週1~2回	170	98	*	8	6
エ	週1回未満	150	79	*	7	5

6 家庭・地域と連携した学校給食の実施について(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	親子給食	232	29	*	4	1
イ	招待給食	124	2	*	4	2
ウ	試食会	622	141	*	17	28
エ	調理講習会	82	24	*	0	2
オ	給食だより等情報提供	503	303	*	21	24
カ	その他	23	24	*	4	2

7 6でイの場合招待者は誰ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	地域の敬老会	84	3	*	0	0
イ	本の読み聞かせ団体	49	3	*	0	0
ウ	学習支援ボランティア	80	5	*	0	1
エ	交通指導委員	42	0	*	0	0
オ	民生児童委員	31	7	*	0	0
カ	学習支援ボランティア	53	5	*	0	1
キ	学校評議員	121	18	*	3	0
ク	その他	86	9	*	3	0

8 学級活動または自立活動(給食の時間の指導は含めない)における「学校給食に関する題材」の年間指導時数は平均何時間ですか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	0時間	45	102	*	23	14
イ	1~2時間	544	243	*	8	12
ウ	3~4時間	114	18	*	0	0
エ	5~6時間	5	3	*	0	2
オ	7時間以上	8	1	*	0	3

9 家庭科や体育科、学級活動など、各教科の分野、領域における食に関する指導(食育)を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	693	353	*	21	24
イ	いいえ	23	14	*	10	7

10 総合的な学習の時間における食に関する指導(食育)を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	527	140	*	6	15
イ	いいえ	189	227	*	25	16

11 食に関する指導と関連して、野菜づくりなどの農業体験を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	649	153	*	2	24
イ	いいえ	67	214	*	29	7

- 12 学級活動や教科等で、教員と栄養教諭・学校栄養職員がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		440	93	*	2	16
イ いいえ		276	274	*	29	15

- 13 学級活動や教科等で、教員と養護教諭がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		230	44	*	2	5
イ いいえ		486	323	*	29	26

- 14 学校栄養職員を特別非常勤講師制度により活用しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		141	37	*	1	3
イ いいえ		575	330	*	30	28

- 15 食に関する内容(食育)で、校内研修を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		178	66	*	4	6
イ いいえ		538	301	*	27	25

- 16 朝食の大切さについて、保護者会等で保護者に説明しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		684	314	*	14	23
イ いいえ		32	53	*	17	8

- 17 食育の啓発ルームや食育相談室、啓発掲示コーナーを設けて児童生徒や保護者に食の大切さ等を啓発しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		561	250	*	16	20
イ いいえ		155	117	*	15	11

- 18 (17)でアの場合、どのような啓発方法ですか。(複数回答可)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 啓発ルーム		32	7	*	0	1
イ 食育相談室		11	1	*	1	1
ウ 掲示コーナー		502	220	*	15	19
エ 各種おたよりの発行		349	148	*	11	13
オ その他		50	13	*	0	1

- 19 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、児童生徒と食に関する個別相談活動を実施しましたか。(肥満やアレルギー等のほか、好き嫌いのなくし方や魚の上手な食べ方など身近な相談も含む。)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		431	169	*	21	24
イ いいえ		285	198	*	10	7

- 20 (19)でアの場合、週平均何回実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回未満～2回		406	161	*	19	23
イ 3～4回		17	7	*	2	0
ウ 5～6回		5	1	*	0	1
エ 7回以上		3	0	*	0	0

- 21 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、食物アレルギーや肥満傾向などのある児童生徒の保護者と食に関する個別相談活動を実施しましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい		506	178	*	20	24
イ いいえ		210	189	*	11	7

22 県で作成した資料について

(1) 県が作成した「小学校中学年用食育学習教材：楽しく食べてけんこうな生活」を授業等で活用しましたか。

(小学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	461	*	*	*	*
イ	いいえ	255	*	*	*	*

(2) 「すぐ使える言葉がけ事例集」を授業等で活用しましたか。(小・中学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	338	106	*	*	*
イ	いいえ	378	261	*	*	*

(3) 「早寝・早起き・朝ごはん」チェックカードを授業等で活用しましたか。(小・中学校のみ回答)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	419	137	*	*	*
イ	いいえ	297	230	*	*	*

23 学校給食において「弁当の日」を実施しましたか。(除 県立伊奈学園中)

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	154	81	*	2	3
イ	いいえ	562	286	*	29	28

24 児童生徒に対して、給食前に十分手を洗うよう指導を行っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	716	367	*	30	31
イ	いいえ	0	0	*	1	0

25 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具等の衛生的な処理方法について全教職員が知っていますか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	677	304	*	19	29
イ	いいえ	39	63	*	12	2

26 次の食育月間・週間での取組について

(1) 6月の食育月間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	149	69	*	4	4
イ	いいえ	567	298	*	27	27

(2) 11月の彩の国学校給食月間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	264	128	*	9	10
イ	いいえ	452	239	*	22	21

(3) 1月の学校給食週間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目	校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア	はい	587	213	*	11	17
イ	いいえ	129	154	*	20	14

Ⅱ 研究委嘱校・表彰校等一覧

1 研究委嘱校・地域等一覧

(1) 埼玉県教育委員会研究委嘱地域(平成15年度以降)

ア 健康教育モデル地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成14～15年度	鳩ヶ谷市教育委員会	鳩ヶ谷小学校	一心の健康づくりー 「心豊かにたくましく生きる力を育む」
	大利根町教育委員会	元和小学校	「地域連携を基盤にした生活習慣の定着を図る童謡のふる里おおとねの健康教育」 “自ら学び、考え、健康づくりのできる元和っ子” ー健康的な生活習慣の定着を目指してー
平成15～16年度	加須市教育委員会	加須小学校 昭和中学校 不動岡高等学校他	「学び、考え、正しく行動できる力の育成」 ー学校・家庭・地域社会が連携したエイズ教育(性教育)ー
	新座市教育委員会	東野小学校 第二中学校	「豊かな心と健康な体を持ち、自ら進んで活動する子どもをめざして」 ー食に関する指導ー
平成16～17年度	鳩山町教育委員会	鳩丘小学校 松栄小学校	「食の改善を通して歯と口の健康増進を實踐できる児童生徒の育成」 ー学校・家庭・地域・関係機関の連携による地域食材の活用をとおしてー
平成17～18年度	神泉村教育委員会	神泉小学校 神泉中学校	「元気で自他を大切にする子どもの育成」 ー教育に関する3つの達成目標の健康教育に関わる内容を中心にー
	幸手市教育委員会	長倉小学校	「心身ともに健康な体をつくる食育教育」
平成18～19年度	秩父市教育委員会	大滝小学校 大滝中学校	「心身ともに健康で安全な生活を主体的に営むことができる児童生徒の育成」
	ふじみ野市教育委員会	亀久保小学校	「自他の生命を尊重し、安全な生活を主体的に営むことができる児童生徒の育成」

イ 食育推進地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成17～18年度	伊奈町教育委員会	小室小学校 伊奈中学校	知育・徳育・体育を支える食育の推進 ー朝食からはじめる健康づくりー
	八潮市教育委員会	八條中学校	知育・徳育・体育を支える食育の推進 ー朝食からはじめる健康づくりー
平成19～20年度	鳩ヶ谷市教育委員会	鳩ヶ谷市内全小・中学校	心豊かに生きる力を育む教育 ー学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の望ましい食習慣の育成を目指してー
平成20年度	春日部市教育委員会	八木崎小学校 上沖小学校 立野小学校 大沼中学校 中野中学校	子どもの健康を育み、学校・家庭・地域の連携を図る総合食育の推進
平成21年度	上尾市教育委員会	東小学校	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成
	鳩ヶ谷市教育委員会	市内全小・中学校	心豊かに生きる力を育む食育 ー望ましい食習慣の育成ー
	所沢市教育委員会	明峰小学校 和田小学校 東所沢小学校 南小学校	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成

ウ 交通安全推進事業

委 嘱 年 度	委 嘱 学 校 名	
平成19年度	県立皆野高等学校	県立本庄北高等学校

エ 子どもあんしん登下校推進事業委嘱校

委 嘱 年 度	委 嘱 学 校 名	
平成19年度	県立川越西高等学校	県立八潮高等学校

(2) 埼玉県教育委員会研究委嘱校研究テーマ一覧

研究領域	学 校 名	研 究 主 題 等	年 度
学校保健 研究校	三郷市立後谷小学校	学校生活豊かなにできる児童の育成	平成8～9年度
	寄居町立城南中学校	豊かな心と健やかな体を育てる健康教育	平成8～9年度
	春日部市立宮川小学校	心豊かでたくましい子の育成	平成10～11年度
	北本市立北本中学校	将来に生きてはたらく健康教育の推進	平成10～11年度
	さいたま市立仲本小学校	すこやかな今日・明日・未来を拓く健康教育	平成12～13年度
	上里町立上里北中学校	自他共に心身の健康を図る生き方の推進	平成12～13年度
学校安全 研究校	滑川町立滑川幼稚園	安全な生活を送り、生き生きと活動する幼児の育成	平成9～10年度
	長瀨町立長瀨第二小学校	安全への自覚を持ち、自ら安全な行動のできる子の育成	平成9～10年度
	菫蒲町立菫蒲南中学校	自他の生命を尊重し、的確な判断の下に安全に行動できる生徒の育成	平成9～10年度
	深谷市立上柴西幼稚園	幼稚園における交通安全教育	平成11～12年度
	吉川市立吉川小学校	進んで安全に心がけ、主体的に行動できる児童の育成	平成11～12年度
	小川町立上野台中学校	安全について自ら正しく判断し、行動できる生徒の育成	平成11～12年度
	杉戸町立西幼稚園	日常生活の中での健康・安全教育について考える	平成13～14年度
	神川町立渡瀬小学校	くらしの中で、安全を考え、主体的に行動できる	平成13～14年度
白岡町立白岡中学校	生涯にわたり自ら安全な生活が実践できる生徒の育成	平成13～14年度	
学校給食 研究校	所沢市立清進小学校	自ら進んで望ましい食生活を実践していく子の育成	平成9～10年度
	鶴ヶ島市立藤中学校	豊かな心と体を育む学校給食	平成9～10年度
	熊谷市立佐谷田小学校	豊かな心と丈夫な体を育てる給食指導	平成11～12年度
	庄和町立葛飾中学校	自ら学び進んで健康づくり	平成11～12年度
	秩父市立影森小学校	豊かな心と健康な体を育てる給食指導	平成13～14年度
川島町立川島中学校	豊かな心と体を育む学校給食	平成13～14年度	
高等学校 交通安全	埼玉県立三郷高等学校	地域に根ざした交通安全指導について	平成9年度
	埼玉県立幸手商業高等学校	生徒の自主性を促す交通安全指導	平成9年度
	埼玉県立吉川高等学校	本校における交通安全指導	平成9年度
	埼玉県立岩槻北陵高等学校	自転車通学のマナーと雨天時を中心とした交通安全指導	平成9年度
	埼玉県立所沢商業高等学校	通学路における交通安全指導について	平成9年度
	埼玉県立岩槻北陵高等学校	地域に根ざした交通安全指導について	平成10年度
	埼玉県立日高高等学校	自転車利用と地域に根ざした交通安全指導	平成10年度
	埼玉県立上尾橘高等学校	保護者と連携し、生徒の自主性を促す交通安全指導	平成10年度
	埼玉県立小鹿野高等学校	原動機付自転車通学における交通安全指導の充実	平成10年度
	埼玉県立小鹿野高等学校	原動機付自転車通学における交通安全指導の充実	平成11年度
	埼玉県立坂戸西高等学校	正しい交通マナーの育成と事故防止について	平成11年度
	埼玉県立妻沼高等学校	交通安全に対する生徒の意識の高揚と交通マナーの徹底	平成11年度
	埼玉県立草加西高等学校	自転車通学におけるマナーと交通安全指導	平成11年度
	埼玉県立幸手高等学校	自転車運転マナー向上と交通安全指導	平成12年度
	埼玉県立越谷総合技術高等学校	自転車通学におけるマナーの育成と交通安全指導の充実	平成12年度
	埼玉県立妻沼高等学校	地域と共に育む交通安全意識	平成12年度
	埼玉県立児玉白楊高等学校	地域に根ざした交通安全指導	平成12年度
埼玉県立三郷北高等学校	雨天時交通安全指導について	平成13年度	
埼玉県立幸手高等学校	①生徒一人一人の交通ルールマナーの意識向上 ②地域に貢献する交通ルール推進運動について	平成13年度	
埼玉県立越谷東高等学校	地域に根ざした交通安全指導について	平成13年度	
埼玉県立上尾南高等学校	地域と連携した交通安全指導と交通マナーの向上を目指して	平成13年度	
高等学校 等 防災教育 推進校	埼玉県立所沢商業高等学校	地域と連携した防災拠点校の役割について	平成10年度
	埼玉県立川口養護学校	大震災を想定したスクールバス下校時における避難訓練について	平成10年度
	埼玉県立所沢商業高等学校	学校、家庭及び地域と連携した防災教育や防災計画のあり方	平成11年度
	埼玉県立和光養護学校	地震発生時における緊急下校訓練について	平成11年度
	埼玉県立玉川工業高等学校	地域と連携した防災教育の推進	平成12年度
	埼玉県立所沢養護学校	大地震を想定した非常時対策について	平成12年度
	埼玉県立岩槻商業高等学校	家庭・地域社会と連携した防災意識の高揚	平成13年度
埼玉県立蓮田養護学校	学校防災マニュアルの見直しについて	平成13年度	

(3) 文部科学省等研究指定等

研究領域	地域・学校名	研究主題等	年度
エイズ教育 (性教育)	日高市	ともに学びともに生きる ー地域に広げるエイズ教育(性教育)をめざしてー	平成11～13年度
	加須市	「学び 考え 正しく行動できる力の育成」 ー学校・家庭・地域社会が連携したエイズ教育(性教育)ー	平成14～16年度
健康教育 総合推進 モデル事業	鶴ヶ島市	学校・地域・家庭が一体となった防災教育の推進	平成10～12年度
	鳩ヶ谷市	心の健康づくり ー心豊かにたくましく生きる力を育むー	平成13～15年度
	大利根町	地域連携を基盤にした生活習慣の定着を図る 童謡のふる里おおとねの健康教育	平成13～15年度
歯・口の 健康づくり	羽生市立岩瀬小学校	心も体もすくすく成長し、生き生き活動する 岩瀬の子の育成 ーしっかり食べしっかり磨く健康な生活をめざしてー	平成11～12年度
	越生町立越生小学校	健康の大切さに気づき、進んで活躍する越生っ子の育成 ー歯・口の健康づくりではつらつパワーを！ー	平成13～14年度
	越谷市立大袋小学校	心身ともに健康でたくましい子の育成 ー歯・口の健康づくりを通して、生きる力をはぐくむ子	平成15～16年度
	川口市立小谷場中学校	「歯・口の健康づくり」を中心とした健康への関心を 高め、進んで健康づくりに取り組む生徒の育成	平成17～18年度
	本庄市立本庄南中学校	自ら進んで健康づくりができる生徒の育成 ー歯と口の健康づくりを通してー	平成19～20年度
	川越市立東中学校	自ら進んで主体的に健康づくりに取り組む生徒の育成 ー基本的な生活習慣の定着を目指した歯・口の健康づくりに関する指導ー	平成21～22年度
児童生徒の生活習慣 と健康等に関する 実践調査研究事業	川口市教育委員会 川口市立戸塚南小学校	心身ともに健康な子どもの育成 ー基本的な生活習慣の理解と実践ー	平成18年度
子どもの健康を守る 地域専門家総合連携 事業モデル指定地域	日高市教育委員会 日高市立武蔵台小学校	心身ともに健康な子供の育成をめざして ー心の健康づくりを中心にー	平成20年度
	北川辺町教育委員会	規則正しい生活を送り、健やかな体をつくる子ども ～肥満対策と歯と口の健康づくりを中心に～	平成20年度
	北本市教育委員会	みんなで学び、みんなで関わる北本っ子の健康 ～アレルギー、感染症について理解を深めよう、発達 段階に応じた健康課題に取り組もう～	平成21年度
	菖蒲教育委員会 菖蒲町立菖蒲小学校	健康な生活を送るために主体的に取り組むのできる 子～「生活リズム」「食習慣」「運動習慣」の3つの観 点からの取り組み～	平成21年度
交通安全教育 実践地域事業	県立児玉白揚高等学校	自転車の乗車に必要な交通ルールや交通マナー の習得のための学校と地域の連携の在り方	平成12～13年度
	県立幸手高等学校	生徒の生きる力、自主性、考える力を伸張し地域に根 ざした交通安全マナーの向上を目指して	平成14～15年度
	県立富士見高等学校	生命を守る心を地域とともに育てる交通安全教育	平成16～17年度
	県立小鹿野高等学校	地域関係諸機関・PTAと連携した交通安全教育の充実	平成18～19年度
	県立蓮田高等学校	道路交通法の改正に伴う 今後における自転車の安全指導の進め方	平成20年度
学校安全 研究推進事業	神川町教育委員会	交通安全教育推進地域	平成13～14年度
	玉川村教育委員会	交通安全教育推進地域	平成15～16年度
学校安全に 関する研究	県立所沢商業高等学校	地域と連携した防災教育の進め方	平成11～12年度
	滑川町立滑川幼稚園	安全意識が芽生え生き生きと活動できる幼児の育成	平成17～18年度

地域ぐるみのモデル事業	さいたま市 さいたま市立大谷場小学校	輝く ひとみあふれる地域ぐるみの学校安全	平成14年度
	小川町立八和田小学校 小川町立東小川小学校	学校・家庭・地域でつくる健やかネットワーク	平成15年度
	八潮市立八幡小学校	地域ではぐくむ学校安全教育	平成16年度
	熊谷市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成17年度
	鴻巣市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成18年度
	三郷市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成19年度
	鶴ヶ島市教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域	平成20年度
	鷲宮町教育委員会	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業モデル地域(IT)	平成20年度
学校給食	東松山市教育委員会	効果的な衛生管理体制の在り方についての実践的な調査研究	平成9～11年度
	庄和町教育委員会	自ら学び進んで健康づくりに努める児童生徒の育成	平成12～13年度
安全かつ安心な学校給食推進事業	伊奈町教育委員会	安全かつ安心な学校給食体制をつくるために ～安全な食品の確保と安全喫食を中心に～	平成15年度
	所沢市教育委員会	安全かつ安心な学校給食の提供 －生産者の顔の見える食材をおいしく安全に調理して－	平成16年度
	羽生市教育委員会	安全かつ安心な学校給食の提供 －安全な食材を確保するための体制づくりをめざして－	平成17年度
学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業	新座市教育委員会	豊かな心と健康な体を持ち、自ら進んで活動する子どもをめざして	平成15～16年度
	幸手市教育委員会	心身ともに健康な体をつくる食育教育	平成17～18年度
	鳩ヶ谷市教育委員会	心豊かに生きる力を育む食育	平成19～20年
学校を中心とした食育推進事業	伊奈町教育委員会 伊奈町立小室小学校 伊奈町立伊奈中学校	「食育を通して豊かな心をはぐくみ、地域とともに生きる子どもの育成」	平成16～18年度
	越谷市教育委員会 越谷市立越ヶ谷小学校	自ら学び心豊かに生きる子の育成 －自分の健康を考え、望ましい食生活を目指す子を育てる食育の推進－	平成17～18年度
子どもの健康を育む総合食育推進事業	春日部市教育委員会 春日部市立八木崎小学校 春日部市立上沖小学校 春日部市立立野小学校 春日部市立大沼中学校 春日部市立中野中学校	子どもの健康を育み、学校・家庭・地域の連携を図る総合食育の推進	平成20年度
栄養教諭を中核とした食育推進事業	上尾市教育委員会	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成	平成21年度
	鳩ヶ谷市教育委員会	心豊かに生きる力を育む食育 －望ましい食習慣の育成－	
	所沢市教育委員会	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成	

(4) 薬物乱用防止教育支援体制整備・活用モデル推進事業

研究主題	地域	実践発表校等	年度
薬物乱用防止教育に学校・家庭・地域が一体となって取り組み、学校における薬物乱用防止に関する指導の充実を図る	熊谷市	熊谷市立熊谷西小学校 熊谷市立富士見中学校 熊谷市立女子高等学校	平成13年度
	坂戸市	坂戸市立千代田小学校 坂戸市立北坂戸中学校 埼玉県立坂戸西高等学校 川越市立広谷小学校	平成14年度
	川口市	川口市立幸町小学校 川口市立芝東中学校 川口市立県陽高等学校	平成15年度
	上尾市	上尾中学校区 上尾市立上尾小学校 上尾市立上尾中学校	平成16年度
	入間市	入間市教育委員会	
	草加市	草加中学校区 草加市立草加小学校 草加市立西町小学校 草加市立草加中学校	平成17年度
	鳩山町	鳩山町教育委員会	
	越谷市	越谷市教育委員会	平成18年度
越谷市内 県立学校	越ヶ谷高等学校 越谷北高等学校 越谷総合技術高等学校 越谷西高等学校 越谷東高等学校 越谷南高等学校 越ヶ谷高等学校(定時制) 越谷西養護学校 越谷養護学校 越谷西養護学校		

(5) 県立学校「防災拠点校」一覧 合計38校

東部地区	西部地区	南部地域	北部地区
県立草加高等学校 県立越谷北高等学校 県立久喜工業高等学校 県立幸手商業高等学校 県立羽生実業高等学校 県立杉戸高等学校 県立春日部高等学校 県立越ヶ谷高等学校 県立春日部女子高等学校 県立蓮田高等学校	県立所沢商業高等学校 県立松山女子高等学校 県立玉川工業高等学校 県立豊岡高等学校 県立和光高等学校 県立川越工業高等学校 県立飯能高等学校 県立川越高等学校 県立朝霞高等学校 県立坂戸高等学校 県立新座柳瀬高等学校 県立狭山経済高等学校	県立浦和西高等学校 県立川口工業高等学校 県立川口高等学校 県立大宮高等学校 県立南稜高等学校 県立浦和北高等学校 県立いずみ高等学校 県立浦和第一女子高等学校 県立上尾高等学校 県立蕨高等学校 県立岩槻商業高等学校	県立本庄高等学校 県立鴻巣女子高等学校 県立熊谷西高等学校 県立進修館高等学校 県立深谷商業高等学校

2 全国・埼玉県表彰校一覧

表彰類別			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
全 国 表 彰	全 日 本 学 校 歯 科 保 健	優 秀 校	文部科学大臣賞 羽生市立手子林小学校 (最優秀校・ 文部科学大臣賞)	川口市立並木小学校 (特別賞・ 日本歯科医師会会長賞)	羽生市立羽生北小学校 (最優秀賞・ 文部科学大臣賞)	【優秀賞】 羽生市立西中学校
			日本歯科医師会会長賞 さいたま市立桜木小学校 (特別賞・ 日本歯科医師会会長賞)			
	優 良 校 等	優良校 羽生市立羽生南小学校 さいたま市立木崎小学校 さいたま市立岸町小学校	羽生市立新郷第一小学校 羽生市立岩瀬小学校 さいたま市立高砂小学校 さいたま市立大宮小学校	羽生市立手小林小学校 さいたま市立桜木小学校 さいたま市立針ヶ谷小学校	【奨励賞】 さいたま市立高砂小学校 加須市立加須西中学校 川口市立幸並中学校 羽生市立南中学校	
		学校給食優良学校 文部科学大臣賞 さいたま市立美園中学校 川越市立菅間 学校給食センター	全国農業協同組合連合会 埼玉県本部	春日部市立武里南小学校	春日部市立立野小学校	
	健康教育 推進学校 (日学保)	最優秀校 川口市立領家小学校	川口市立並木小学校	該当校なし	鳩ヶ谷市立辻小学校	
		優秀校 該当校なし	川口市立東領家小学校 川口市立十二月田中学校	川口市立新郷小学校	【奨励校】 川口市立並木小学校	
		優良校 羽生市立川俣小学校 越谷市立大袋北小学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立植水中学校	さいたま市立田島中学校	さいたま市立岸町小学校 久喜市立太東中学校 川口市立領家中学校	【優良校】 川口市立原町小学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立大久保中学校	
	全日本交通安全	優良学校 県立大宮南高等学校	県立川越南高等学校	県立川越工業高等学校		
	県 表 彰	学校保健	優良学校 さいたま市立大宮小学校 川口市立並木小学校 川口市立東領家小学校 越谷市立大相模小学校 鳩山町立鳩丘小学校 川口市立十二月田中学校 杉戸町立杉戸中学校	川口市立新郷小学校 川口市立戸塚北小学校 さいたま市立常盤小学校 羽生市立羽生南小学校 川口市立西中学校 川口市立領家中学校 久喜市立太東中学校	上尾市立平方北小学校 川口市立原町小学校 川口市立東領家小学校 川口市立並木小学校 久喜市立青毛小学校 さいたま市立栄和小学校 さいたま市立常盤小学校 川口市立西中学校 川口市立十二月田中学校 戸田市立戸田東中学校	春日部市立富多小学校 川口市立木曾呂小学校 川口市立芝南小学校 川口市立柳崎小学校 さいたま市立戸田第一小学校 川口市立西中学校 埼玉県立久喜特別支援学校 埼玉県立越谷特別支援学校
		学校安全	優良学校 川口市立舟戸幼稚園 川口市立芝西小学校 川口市立芝中学校 さいたま市立植水中学校 県立菖蒲高等学校	川口市立芝園小学校 川口市立領家小学校 さいたま市立北浦和小学校 川口市立十二月田中学校 さいたま市立田島中学校	川口市立舟戸幼稚園 川口市立神根小学校 川口市立戸塚北小学校 久喜市立久喜北小学校 さいたま市立八王子中学校	川口市立並木小学校 川口市立原町小学校 戸田市立戸田第一小学校 川口市立元郷中学校
学校給食		優良学校 川口市立前川小学校 川口市立新郷小学校 川口市立芝園小学校 春日部市立武里南小学校 県立川島ひばりが丘養護学校	川口市立青木中央小学校 川口市立並木小学校 川口市立前川東小学校 春日部市立立野小学校 越谷市立越ヶ谷小学校 さいたま市立宮前小学校	川口市立芝富士小学校 川口市立戸塚南小学校 川口市立本町小学校 春日部市立八木崎小学校 さいたま市立尾間木小学校 鳩ヶ谷市立辻小学校 さいたま市立田島中学校	川口市立幸町小学校 川口市立神根小学校 川口市立羽生南小学校 川口市立舟戸小学校 さいたま市立日進小学校 伊奈町立小室小学校 新座市立第六中学校	
学 校 歯 科 保 健 コ ン ク ー ル	特別表彰校	特別表彰 羽生市立羽生北小学校 羽生市立羽生南小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校 川口市立幸並中学校	羽生市立羽生北小学校 羽生市立羽生南小学校 さいたま市立高砂小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校 川口市立幸並中学校 さいたま市立原山中学校	羽生市立羽生北小学校 さいたま市立高砂小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校 川口市立幸並中学校 加須市立加須西中学校 さいたま市立原山中学校	羽生市立羽生北小学校 さいたま市立高砂小学校 加須市立加須西中学校 川口市立幸並中学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校	
	最優秀校	小規模校 " 羽生市立岩瀬小学校 宮代町立前原中学校 中規模校 " 羽生市立手子林小学校 加須市立加須西中学校 大規模校 " さいたま市立高砂小学校 さいたま市立原山中学校	羽生市立新郷第一小学校 宮代町立前原中学校 熊谷市立成田小学校 加須市立加須西中学校 川口市立並木小学校 杉戸町立杉戸中学校	羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立手子林小学校 羽生市立東中学校 川口市立並木小学校 川口市立南中学校	羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立羽生南小学校 深谷市立南中学校 川口市立並木小学校 川口市立南中学校	
	優秀校	小規模校 " さいたま市立桜木小学校 " 羽生市立新郷第一小学校 " 川口市立安行東中学校 " 川口市立仲町中学校	さいたま市立桜木小学校 羽生市立岩瀬小学校 川口市立領家中学校 寄居町立城南中学校	羽生市立岩瀬小学校 加須市立樋遣川小学校 宮代町立前原中学校 さいたま市立西原中学校	加須市立樋遣川小学校 羽生市立須影小学校 加須市立加須北中学校 宮代町立前原中学校	
		中規模校 " さいたま市立大宮小学校 " さいたま市立岸町小学校 " 三郷市立瑞穂中学校 " さいたま市立大久保中学校	羽生市立手子林小学校 さいたま市立北浦和小学校 川口市立南中学校 寄居町立寄居中学校	さいたま市立桜木小学校 羽生市立羽生南小学校 三郷市立瑞穂中学校 川越市立東中学校	川口市立朝日東小学校 羽生市立手子林小学校 川口市立安行東中学校 加須市立加須平成中学校	
		大規模校 " 川口市立並木小学校 " さいたま市立常盤小学校 " 杉戸町立杉戸中学校 " 騎西町立騎西中学校	さいたま市立針ヶ谷小学校 さいたま市立常盤小学校 さいたま市立大久保中学校 さいたま市立土合中学校	さいたま市立常盤小学校 さいたま市立針ヶ谷小学校 さいたま市立大久保中学校 さいたま市立田島中学校	さいたま市立常盤小学校 さいたま市立木崎小学校 さいたま市立原山中学校 杉戸町立杉戸中学校	

Ⅲ 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

1 参考図書一覧

<学校保健>

名 称	発 行	発行年月
学校における性教育の考え方進め方	文部省	平成11年3月
学校保健委員会マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成12年2月
薬物乱用防止教育指導事例集	埼玉県教育委員会	平成13年3月
養護教諭が行う健康相談活動の進め方	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
養護教諭の特性を生かした保健学習・保健指導の基本と実際	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
みんなんでいきるために ―エイズ教育参考資料―	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
実践力を育てる中学校保健学習のプラン ―新学習指導要領に基づく授業の展開―	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
意志決定・行動選択の力を育てる高等学校保健学習のプラン ―新学習指導要領に基づく授業の展開―	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
性感染症予防に関する指導マニュアル	文部科学省	平成14年4月
養護教諭が行う心と体への健康相談活動実践のためのQ&A	埼玉県教育委員会	平成15年3月
定期健康診断における 結核検診マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
小学校保健学習の指導と評価 ―目標に準拠した評価が分かる具体的な展開例―	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
中学校保健学習の指導と評価 ―授業計画の作成から評価までの実際―	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
高等学校保健学習の指導と評価 ―生徒・授業を変える評価への転換―	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
保健主事の手引き<三訂版>	(財) 日本学校保健会	平成16年2月
学校保健ハンドブック	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(中学校編)	(財) 日本学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(高校編)	(財) 日本学校保健会	平成16年8月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編)	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
健康相談活動実践事例集 かたりすと	埼玉県教育委員会	平成16年3月
学校における薬物相談マニュアル	埼玉県教育委員会	平成16年7月
学校における感染症発生時の対応	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成17年3月
学校薬剤師の薬物乱用防止講演資料集	埼玉県教育委員会 埼玉県学校薬剤師会	平成17年11月
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料	埼玉県教育委員会	平成17年11月
「児童生徒の心身の健康課題に関する実態調査」報告書	埼玉県教育委員会	平成17年2月
ゆたかな身体と心を育むための「望ましい生活習慣づくり」改訂版	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
学校歯科保健参考資料 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	文部科学省	平成17年3月
児童生徒の健康診断マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成18年11月
なるほど保健学習	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成18年11月
子どものメンタルヘルスの理解とその対応	(財) 日本学校保健会	平成19年2月
学校における性教育実践のための事例集	埼玉県教育委員会	平成19年3月
I T機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について	埼玉県学校保健会	平成19年6月
教育機関における特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル	埼玉県教育委員会	平成20年3月
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	(財) 日本学校保健会	平成20年3月
薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>	(財) 日本学校保健会	平成20年4月
「新学習指導要領に基づく」これからの小学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「新学習指導要領に基づく」これからの中学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「思考力の育成を重視した」これからの高等学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年3月
保健室経営計画作成の手引	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
学校における性教育実践のための事例集Ⅱ	埼玉県教育委員会	平成21年3月
学校における水泳プールの保健衛生管理	(財) 日本学校保健会	平成21年5月

<学校安全>

名 称	発 行	発行年月
「学校防災マニュアル」作成のために ー小・中学校編ー	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成11年 3月
学校におけるこれからの交通安全教育の進め方	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成12年 3月
組織活動を生かした学校安全 ー家庭や地域社会との連携の在り方ー	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成13年 3月
地域と結ぶ学校防災推進事業実施報告書	埼玉県教育委員会	平成13年 3月
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成13年10月
幼児児童生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル ー不審者による事故発生時における対応事例ー	埼玉県教育委員会	平成13年 7月
幼児児童生徒の安全確保に係る措置事例集 ーより安全な学校（園）とするためにー	埼玉県教育委員会	平成13年 7月
改訂版 学校安全Q&A ー生活安全編ー	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成14年 3月
学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル	文部科学省	平成15年 2月
新学習指導要領にもとづいた学級における安全指導の展開	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成15年 3月
学校の安全管理に関する取組事例集	文部科学省	平成15年10月
不審者から子どもを守る対応マニュアル	埼玉県教育委員会	平成15年12月
小・中学校安全点検要領（新訂版）	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成16年 3月
高校生のための交通安全教育指導案集	埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成18年 3月
地域安全マップ作製マニュアル	埼玉県教育委員会	平成18年 5月
学校における交通安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成19年 3月
危機管理・防災に関する教材及び指導展開例（中学生用）	埼玉県	平成19年 3月
防犯教育実践事例集ー地域安全マップ集ー	埼玉県教育委員会	平成19年 3月
地域・関係諸機関と連携した安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成20年 3月

<学校給食>

名 称	発 行	発行年月
学校給食の手引 給食主任必携	埼玉県教育委員会	平成10年 3月
食に関する指導の実践事例集	文部省	平成12年 1月
食に関する指導参考資料	文部省	平成12年 3月
平成12年度学校給食〈関係資料〉	日本体育・学校健康センター	平成13年 1月
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 （医療費・学校給食費）事務手引	埼玉県教育委員会	平成13年 2月
食中毒防止のための学校給食調理環境事例集	日本体育・学校健康センター	平成14年 3月
食中毒防止のための学校給食調理環境改善事例集 2集	日本体育・学校健康センター	平成15年 3月
食中毒防止のための学校給食調理環境改善事例集 3集	日本スポーツ振興センター	平成16年 3月
学校給食要覧 平成17年版	日本スポーツ振興センター	平成18年 3月
改訂 学校給食の手引き ー管理運営編ー	埼玉県教育委員会	平成17年 3月
学校における食育推進指針モデル「進めよう食育」	埼玉県教育委員会	平成19年 3月
食に関する指導の手引	文部科学省	平成19年 3月
小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」	埼玉県教育委員会	平成20年 3月
学校給食未納防止徴収マニュアル	埼玉県教育委員会	平成21年 9月

2 ビデオ等一覧

<学校保健>

名 称	発 行
薬物乱用防止教材ビデオ NO! 脳からの警告 中学校用 24分 VHS	文部省
ストップ・ザ・薬物 ～自分をだいじにしよう～ 薬物乱用防止教育ビデオ(小学校用) 28分 VHS	日本学校保健会
育てたい生きる力 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のために 薬物乱用防止教育指導者用ビデオ 58分 VHS	日本学校保健会
DRUG (研修用) 文部科学省選定作品 2001年度作品 113分 VHS	青少年育成国民会議
暗雲を吹き払う風(高校生用) 薬物乱用防止教育教材CD-ROM	文部科学省
薬物乱用防止教室 効果的な指導のために	文部科学省
まさかの未来 (小・中・高等学校用) 30分 VHS	財団法人日本交通管理技術協会
ダメ。ゼッタイ。「薬物乱用SOS!」 VHS	財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター
ドラッグの真実 DVD	東京都福祉保健局

<学校安全>

あんしん登下校 (小学生用) 18分 VHS	埼玉県教育委員会
ビジュアル版 幸せ運ぼう～阪神・淡路大震災から学ぶ～	「ビジュアル版 幸せ運ぼう」制作委員会
子どもを事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省
災害から命を守るために～防災教育教材(中学生用) DVD	文部科学省

<学校給食>

名 称	発 行
学校給食食中毒防止ビデオ 食中毒を根絶する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 常温放置を追放する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 水を制御する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 汚染を広げない (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 これで安心学校給食 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 ドライ運用のカギは人 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃 ノロウィルス食中毒への対策 (21分)	日本スポーツ振興センター
〃 安全でより豊かな学校給食のために (21分)	日本スポーツ振興センター

IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧

	相談機関等名称（電話番号）
	※市町村の機関等については該当する市町村に問い合わせください。
各種健康相談	○県立精神保健福祉センター（048-723-1111） ○最寄りの保健所（※1） ○市町村保健センター
救急医療情報	○埼玉県救急医療情報センター（048-824-4199）
児童虐待の通告	○児童相談所（※2） ○市町村福祉関係課 ○福祉事務所
教育相談	○県立総合教育センター（保護者用番号 048-874-2525） ○市町村教育相談担当
非行問題等	○埼玉県警察少年サポートセンター（048-865-4152）

- ※1【保健所】
- | | | | | | |
|-------|----------------|--------|----------------|----------|----------------|
| 鴻巣保健所 | (048-541-0249) | 川口保健所 | (048-262-6111) | 狭山保健所 | (04-2954-6212) |
| 朝霞保健所 | (048-461-0468) | 坂戸保健所 | (049-283-7815) | 東松山保健所 | (0493-22-0280) |
| 秩父保健所 | (0494-22-3824) | 本庄保健所 | (0495-22-6481) | 熊谷保健所 | (048-523-2811) |
| 加須保健所 | (0480-61-1216) | 春日部保健所 | (048-737-2133) | 草加保健所 | (048-925-1551) |
| 幸手保健所 | (0480-42-1101) | 川越市保健所 | (049-227-5101) | さいたま市保健所 | (048-840-2205) |
- ※2【児童相談所】
- | | | | |
|------------|----------------|---------|----------------|
| 中央児童相談所 | (048-775-4152) | 南児童相談所 | (048-885-4152) |
| 川越児童相談所 | (049-223-4152) | 所沢児童相談所 | (04-2992-4152) |
| 熊谷児童相談所 | (048-521-4152) | 越谷児童相談所 | (048-975-4152) |
| さいたま市児童相談所 | (048-840-6107) | | |

V 関係機関等の連絡先一覧（平成22年4月1日）

名称・所在地	電話番号	FAX番号
埼玉県教育局県立学校部保健体育課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	(総務担当)048-830-6965 (健康教育担当 保健・安全) 048-830-6963 (食育・学校給食担当) 048-830-6968	048-830-4971
独立行政法人日本スポーツ振興センター東京支所 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	03-5410-9165	03-5410-9136
(財)埼玉県学校給食会 364-0011 北本市朝日2-288	048-592-2115	048-592-2496
埼玉県環境部青空再生課（大気監視担当） 330-9301 さいたま市桜区上大久保639-1	048-855-1866	048-852-5982
埼玉県保健医療部		
疾病対策課（感染症対策担当）	048-830-3557	048-830-4809
食品安全課（監視・食中毒担当）	048-830-3611	048-824-2194
薬務課（薬物対策担当）	048-830-3633	048-830-4806
薬務課（薬事計画・AED推進担当）	048-830-3624	048-830-4806
健康づくり支援課（食育・歯科担当）	048-830-3581	048-830-4804
330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号		

実践事例等資料協力校等一覧

- < 学校保健 > 三郷市立新和小学校
三郷市立栄中学校
行田市立南河原小学校
三郷市立戸ヶ崎小学校
- < 学校安全 > 戸田市立戸田第一小学校
八潮市立潮止中学校
埼玉県危機管理防災部危機管理課
- < 学校給食 > 上尾市教育委員会
鳩ヶ谷市教育委員会
川口市立芝富士小学校
所沢市教育委員会
幸手市立長倉小学校

平成 22 年度

埼玉県学校健康教育必携第 10 号

平成 22 年 3 月 発行

編集発行 埼玉県教育局 県立学校部 保健体育課

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

総務担当 048-830-6965 (直通)

健康教育担当 048-830-6963 (直通)

学校給食担当 048-830-6968 (直通)

FAX (全担当共通) 048-830-4971

保健体育課ホームページ

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/s09/>)

